

平成 28 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3月定例会付託案件 2
- 1. 所管事務調査 7 2

平成 29 年 3 月 16 日（木曜日）

文教福祉委員会会議録

平成29年3月16日 木曜日

午前10時00分開議

午後 5時58分開議（実時間404分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第2号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）
1. 議案第3号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第4号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第6号・平成29年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第7号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計予算
1. 議案第8号・平成29年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第9号・平成29年度八代市介護保険特別会計予算
1. 議案第14号・平成29年度八代市診療所特別会計予算
1. 議案第34号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 議案第35号・八代市教職員住宅条例の一部改正について
1. 議案第36号・八代市いじめ防止等対策委員会設置条例の制定について
1. 議案第37号・八代市立視聴覚ライブラリー条例の廃止について
1. 陳情第1号・八代市国民健康保険及び高齢者はり・きゅう等施設利用券の存続と拡充について
1. 平成28年陳情第17号・介護保険制度の見直しと介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出方について

1. 平成28年陳情第18号・地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出方について
1. 平成28年陳情第19号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出方について
1. 平成28年陳情第20号・国民健康保険の改善に向けた意見書の提出方について
1. 所管事務調査
・教育に関する諸問題の調査
（学校給食用牛乳の容器変更について）
・保健・福祉に関する諸問題の調査
（熊本県地域医療構想（案）の概要について）

○本日の会議に出席した者

委員長	友 枝 和 明 君
副委員長	庄 野 末 藏 君
委員	太 田 広 則 君
委員	島 田 一 已 君
委員	田 方 芳 信 君
委員	橋 本 幸 一 君
委員	前 垣 信 三 君
委員	幸 村 香代子 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 田 忍 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	小 薮 正 君
理事兼 長寿支援課長	秋 田 壮 男 君
長寿支援課副主幹兼 介護給付係長	久 保 祝 子 君

長寿支援課副主幹兼 地域支援係長	吉 田 浩 君
生活援護課長	中 田 利一郎 君
理事兼 国保ねんきん課長	佐 藤 圭 太 君
国保ねんきん課副主幹兼 保険税係長	園 部 慎 治 君
国保ねんきん課副主幹兼 後期高齢者医療係長	古 田 和 弘 君
健康推進課長	豊 田 幸 子 君
健康推進課副主幹兼 第三保健予防係長	稲 本 京 子 君
こども未来課長補佐兼 保育係長	角 田 吉 光 君
こども未来課副主幹兼 子育て支援係長	森 田 克 彦 君
健康福祉政策課長	西 田 修 一 君
教育部長	釜 道 治 君
教育部次長	桑 田 謙 治 君
博物館未来の森ミュージアム 副館長	福 原 透 君
学校教育課長	渡 邊 裕 一 君
教育サポートセンター所長	高 嶋 宏 幸 君
生涯学習課長	澤 田 宗 順 君
理事兼教育政策課長	宮 田 径 君

○記録担当書記 松 本 和 美 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(友枝和明君) おはようございます。
(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第2号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第10号(関係分)

○委員長(友枝和明君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第2号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第3款・民生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(山田 忍君)

おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

議案第2号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第10号のうち、健康福祉部所管分につきまして、小藪健康福祉部次長のほうから説明いたします。よろしくお願いします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(小藪 正君) おはようございます。健康福祉部次長の小藪です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

それでは、別冊となっております、議案第2号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第10号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明いたします。

3ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず款3・民生費の項1・社会福祉費で補正額7982万5000円を追加し、補正後の予算額は115億5087万6000円と、項2・児童福祉費で補正額5644万3000円を追加し、補正後の予算額は89億7209万5000円、さらに項3・生活保護費で2344万4000円を追加し、30億9078万8000円とし、民生費の総額は、3つ上になりますが、236億7626万1000円としております。

続きまして、20ページをお願いします。

歳出の具体的内容を説明します。

上段の表になりますが、まず款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で1310万2000円を計上しております。節1

9・負担金補助及び交付金で185万2000円を計上しております。これは、地域介護・福祉空間整備等交付金事業で介護従事者の負担軽減等のために介護ロボットの導入に要する経費の一部を、社会福祉法人・東泉会及び社会福祉法人・ま心苑会に補助するものです。なお、特定財源として国庫支出金10分の10があります。また、節28・繰出金で1125万円を計上しております。これは、介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費について、当初の見込みより伸びたため、その増額分に対し、法に規定された市の負担割合による介護保険特別会計への繰出金でございます。なお、特定財源はございません。

次に、同項、目3・社会福祉対策費で73万2000円を計上しておりますが、全額、節25・積立金でございます。これは、八代市地域福祉基金の利子及び市民からの福祉に対する寄附金を同基金に積み立てるもので、当初見込みより多く寄附が行われたためです。

次に、同項、目4・障害福祉対策費で659万1000円を計上しておりますが、全額、節20・扶助費です。これは、重度心身障がい者医療費助成事業や補装具交付・修理事業で、当初の見込みよりも件数が減少したことから減額となったものの、就学継続支援や生活介護などの障がい福祉サービス給付事業、障がい児通所支援事業で当初の見込みよりも利用が増加し、不足が見込まれるため増額補正を行うものです。なお、特定財源として、国庫支出金2分の1、県支出金4分の1などです。

款3・民生費、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で205万5000円を計上しております。これは、あげまち児童クラブの改築事業において、子ども・子育て支援整備交付金の補助率が3分の2から4分の3へとかさ上げされたことから、不足額を補正するものです。なお、特定財源は増額となった国庫支出金など

です。

次に、同項、目3・保育所費で5438万8000円を計上しております。これは、私立保育所の保育単価が改定されたことにより当初の見込みよりも委託料が増加し、不足が見込まれることによるものでございます。なお、特定財源として、国庫支出金2分の1、県支出金4分の1がでございます。

続きまして、款3・民生費、項3・生活保護費、目2・扶助費で2344万4000円を計上しておりますが、当初の見込みよりも保護世帯数が増加したことなどにより、不足が見込まれることによるものでございます。なお、特定財源として国庫支出金4分の3がでございます。

これで、平成28年度八代市一般会計補正予算・第10号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（幸村香代子君） 最初から行きたいんですけれども、介護ロボットの導入ということでの御説明がありました。今、幾つの園にこれが導入されていて、なおかつどんなふうな効果があるのかということについて、御説明していただいてよろしいですか。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）長寿支援課介護給付係の久保と申します。よろしく願いいたします。

先ほど委員さんお尋ねの結果の件なんですけれども、3月末までの結果をもちまして、4月になりましてから導入の状況の報告という形になっております。今の時点では導入状況がまだ見えていない状況です。4月になりまして、これから3年間のほうを実績報告を出してもらうようになっております。以上です。9法人……。

○委員（幸村香代子君） 確認をさせていただ

くと、今、実績としては9法人、この介護ロボットを導入されているということで、その状況としては3月までの状況で、その導入の効果とか何かというのは4月に出されるということなんでしょうかね。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課、秋田です。

今お尋ねの件ですが、現在、導入が進んでいて、まだ全部の設置が完了しておりませんが、今年度末までに全ての導入が完了する予定でございます。導入が終わっているところにつきましては、随時導入済みの実績報告書の提出並びに現地確認をいたしている、そういった作業を行っているところであり、まだ実際に利用の日数がそう多くございませんので、現時点では効果はまだわからないというところです。

県に対します1回目の報告が4月の末が予定されておりますので、3月までの稼働状況に応じた実績報告書を一旦作成して提出いたしますが、この段階ではまだ稼働日数がそう多くございませんので、導入効果が明らかになるかどうかははっきりいたしません。今回の介護ロボット導入につきましては、3年間の導入実績に基づいた検証を国は予定しておりますので、具体的な導入の効果という部分につきましては、しばらく時間がかかるものと思っております。

以上です。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（島田一巳君） 21ページの民生費のところですけども、生活保護費給付事業ってありますけれども、増加ということでしたけれども、増加の推移というのはどのぐらいの割合でふえているんでしょうか。ちょっとお聞きをしたいと思います。

○生活援護課長（中田利一郎君） おはようご

ざいます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）生活援護課の中田です。

推移ということで、26年3月末からことしの2月末までですけど、26年の3月末で開始件数が162件、廃止件数が141件、26年の3月末で1331世帯、人員が1710人。

それから、27年の3月末で開始件数が189件、廃止件数が158件、世帯数が1362世帯、そして人員が1745人。

昨年の28年3月末におきまして、開始件数が211件、廃止が165件、世帯数が1408世帯の1771人。

そして、ことしの2月末ですが、開始件数が171件、廃止が151件、世帯数が1428世帯の1776人というふうに推移をしております。

○委員長（友枝和明君） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） まあ、増加をしているというふうなことがあるんですが、その動向といいますか、ふえている背景というか、そのあたりはどんなふうに分析をされていますか。

○生活援護課長（中田利一郎君） ふえている背景ということですが、一番多いのはですね、高齢者の方が夫婦で一緒に生活をしていた方が、年金生活とか収入を得ていたとか、その一人の方が亡くなられて収入が減り、年金だけでは生活ができないとか、病気等によってですね、入院をされ、それから自宅に帰りたくても介護が必要だということで、どうしても介護の施設等へ入所すると、そういったときに、なかなか年金だけではその費用、医療費だとかですね、介護費等の支払い等に困窮されるという方が、最近は多くなっている状況です。

それとあと、まあ高齢者だけでなく、働き盛りの人でも、脳梗塞だとかいろいろ、そういう疾病によってですね、心筋梗塞だ、心臓とか

で緊急な医療が必要になったときに、その医療費に困窮され、それから仕事ができなくなるというような方がふえている状況です。

以上です。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第2号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 申しわけございません。先ほど導入分の自治体数が、申しわけございません、法人数、9法人と御報告いたしましたが、16法人の誤りでございます。申しわけございませんでした。

◎議案第3号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第3号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第3号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号につきまして、佐藤国保ねんきん課長から説明いたします。お願いします。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課、佐藤でございます。それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元でございます、議案第3号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号について御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億479万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ215億369万5000円といたしております。

内容につきまして、歳出から御説明いたします。7ページをお願いいたします。

まず、上段の款4、項1、目1・前期高齢者納付金において、1万2000円の追加をお願いしております。これは、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について、各保険者間の医療費負担の不均衡を調整するため、75歳未満の加入者数に応じた保険者負担分を社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、金額の変更通知により不足が生じたものでございます。

次に中段、款7、項1・共同事業拠出金、目1・高額医療共同事業医療費拠出金において、1627万5000円の追加をお願いしております。これは、高額な医療費の発生により国保財政への影響の緩和や、保険者の運営基盤の安定化を図るため、都道府県単位で費用負担を調整するもので、国保連合会が実施している事業への拠出金でございます。拠出金額の確定通知により不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、下段、款9・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金において、8850万4000円の追加をお願いしております。これは、平成27年度の国県の支出

金の概算交付に対する清算に係る返還金でございます。

返還額の内訳は、国への返還分としまして、療養給付費負担金で８３０２万４０００円、特定健診等の負担金で２５３万４０００円、県への返還分で、特定健診等負担金で２９４万６０００円となっております。

続きまして、歳入でございます。６ページにお戻りください。

款１、項１・国民健康保険税、目２・退職被保険者国民健康保険税の１億４７９万１０００円は、歳出の補正財源とするための補正でございます。

以上、議案第３号・平成２８年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第３号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（島田一巳君） ７ページの共同事業拠出金ですが、この高額医療、いろいろ書いてありますけれども、拠出の確定通知が来たからということでございますけれども、どうやって確定というのができるんでしょう。よくわからないんですが。国からの通知。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 予算を計上する際には、一応、概算で計上しております。その後、国保連合会からその年度の確定通知というのが来まして、その確定通知により不足が生じたため、補正をお願いするというところでございます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

補足ですが、国保連合会のほうは医療費のデータを持っていますので、金額をですね、過去の分を、３カ年ですかね、３カ年、過去の分をですね、計算をしまして、それで金額を打ち出していきますもんですから、どうしても当初はわからないということですね、そういったこと

でございます。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（島田一巳君） はい。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 関連ですが、そういった意味で不足額が生じてくるということですが、この見方なんです、こんなふうには１６００万ということは、高額医療を受ける、そういった方たちがふえてきているというふうに見ていいんですか。

○国保ねんきん課副主幹兼保険税係長（園部慎治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）保険税係、園部と申します。よろしくお願いいたします。

お尋ねの件でございますが、こちらの拠出金、高額医療に係る共同事業への拠出金がございますが、その対になるものとして、歳入のほうで交付金というものがございます。で、先ほど部長のほうからございましたように、拠出金につきましてですね、過去３年間の医療費をもとに算出されたものをですね、予算として計上をするわけなんです、八代市の場合におきましてはですね、その拠出金に対して交付金が近年は若干多いような形で推移をしておりました。そこから推測されることとしては、県内の水準に対して高額な医療が多少多い状況にあるのかなというところでございます。

以上でございます。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより

採決いたします。

議案第3号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第4号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号

○委員長(友枝和明君) 次に、議案第4号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(山田 忍君)

議案第4号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号につきまして、秋田長寿支援課長のほうから説明いたします。よろしくをお願いします。

○理事兼長寿支援課長(秋田壮男君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 長寿支援課、秋田でございます。よろしくをお願いします。

別冊となっております議案第4号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算書・第3号に基づいて御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、座らせていただきます。

初めに、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ9042万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143億375万3000円といたしております。

それでは内容につきまして、まず歳出から御説明いたします。7ページをお願いいたします。真ん中からの、3・歳出でございます。

款2・保険給付費、項1・保険給付費、目

2・介護予防サービス給付費に9000万円を追加し、補正後の額を5億7340万円といたしております。内容は、説明欄にあります介護予防サービス給付事業に6000万円、介護予防サービス計画給付事業に3000万円を計上しております。いずれも、今年度の決算見込み額に対しまして当初予算額が不足する見込みとなったことから、追加するものでございます。

次に、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金及び還付加算金に42万1000円を追加し、補正後の額を9440万2000円としております。これは主に、平成27年度中に生じた介護保険料の還付につきまして、熊本地震の影響により、平成27年度予算として処理できる平成28年5月までの出納整理期間中の受け取りが減少し、平成28年度予算として処理しなければならない6月以降の受け取りが増加したためでございます。このため、歳出還付が例年よりも増加し、予算が不足する見込みとなったことから、追加補正をするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。5ページをお願いします。

款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料では、歳出の款2・保険給付費に対するルール分として18.56%、1670万4000円を計上しております。なお、本来は22%分を計上するところでございますが、本市は75歳以上の人口が多いことがあって、後ほど御説明する調整交付金において上乘せが3.44%あることから、これを差し引いた割合で計上しております。内訳は、節1・現年度分特別徴収保険料1536万8000円、節2・現年度分普通徴収保険料133万6000円としております。

次に、款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金では、歳出の款2・保険給付費に対するルール分として2

8%、2520万円を計上しております。

次に、款5・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費負担金では、歳出の款2・保険給付費に対するルール分として20%、1800万円を計上しています。

6ページをお願いします。

項2・国庫補助金、目1・調整交付金では、歳出の款2・保険給付費に対するルール分として8.44%、759万6000円を計上しております。なお、先ほど御説明しましたとおり、本来、調整交付金は5%でございますが、本市の場合、75歳以上の人口が多いため、上乘せ分がございます。

次に、款6・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金では、歳出の款2・保険給付費に対するルール分として12.5%、1125万円を計上しております。

次に、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金では、歳出の款2・保険給付費に対するルール分として12.5%、1125万円を計上しております。

7ページをお願いします。上の段になります。款9・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金で、歳出の款5・諸支出金と同額の42万1000円を計上しております。

以上で、議案第4号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（島田一巳君） 7ページですね、集団の介護予防サービス給付事業、こちらでございますけれども、簡単で結構ですので、この事業内容をちょっと説明していただきたいと思います。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） 長寿支援課介護給付係、久保です。よろ

しくお願いします。

介護予防事業について説明させていただきます。要支援の認定1・2を持たれた方が、訪問系のサービス、通所系のサービス、福祉用具の購入等、住宅改修等のサービスを利用されたときに使う給付になります。

以上です。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（島田一巳君） はい。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第4号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第6号・平成29年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第6号・平成29年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず健康福祉部からお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

それでは、議案第6号・平成29年度八代市一般会計予算、健康福祉部所管分につきまして御説明申し上げます。

その説明の前に、部長のほうの今回の予算編

成に当たっての総括ということでお話が 있습니다ので、それを申し上げておきたいと思ひます。それが終わりました説明いたします。

それでは、平成29年度の一般会計予算、民生費、衛生費の編成に当たっての部長総括を、主なものについて申し上げます。

まず民生費ですけども、平成29年度予算は、28年度予算に比へまして約2000万円の増額となっております。これは29年度に、昨年でありましたが臨時福祉給付金給付事業などの予算計上がなかったことですね、それから障害福祉サービス給付事業は29年度のほうですね、増加をしております。こういったことによるものです。

また衛生費ですけども、健康福祉部所管の平成29年度予算は、28年度に比へまして約2000万円の増加となっております。これは、熊本地震からの復旧・復興事業であります、保健センターの多目的トイレ設置工事費などの増加によるものです。

まず子育ての支援対策としまして、こども医療費助成の中学校3年生までの継続実施や、公立保育所の安全・安心確保のための全園への防犯カメラの設置、また、放課後児童クラブの環境整備の予算を確保しており、児童クラブの待機児童が出ないようにしていきたいというふうに考えております。

次に、障害者の対策では、障害者の就労継続支援を積極的に実施し、障害者の自立が進めばと思っております。また、発達障害児の早期発見、療育も継続して取り組んでいきます。

次に、高齢者対策では、高齢者の生きがいくりの予算確保や、また、見守りのための緊急時医療等情報カード作成・配布を続けていきます。

次に、生活困窮者対策としましては、生活保護の適正な実施を進めますとともに、自立支援を進めるための自立相談支援窓口の継続しての

開設や、就労準備支援、子供の学習支援も継続してまいります。

最後に、健康づくり対策では、胃がん・子宮がん・乳がんなどの健康診査、それから妊婦の健康診査などの予算を確保し、地道ですが継続して事業を進めてまいります。

今回はこれらの関係の予算を確保しております。これで、簡単ですが、平成29年度の一般会計予算の部長総括のほうを終わりたいと思ひます。

内容につきましては、小薮健康福祉部次長のほうから説明いたします。よろしくお願ひします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小薮 正君） 健康福祉部次長の小薮です。よろしくお願ひします。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、別冊となっております議案第6号・平成29年度八代市一般会計予算をお願ひいたします。

文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部が所管します3款・民生費及び款4・衛生費の項1・保健衛生費の一部につきまして、説明いたします。

7ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算の歳出でございますが、款3・民生費では225億5411万8000円を計上しております。前年度と比較して2001万2000円の増額となっております。内訳としましては、項1・社会福祉費は、前年度比1億5923万9000円減の105億6553万6000円、次の項2・児童福祉費は、前年度比1億5071万8000円増の88億8918万1000円、次の項3・生活保護費は、前年度比2797万1000円増の30億9556万5000円、次の項4・災害救助費は、前年度比56万2000円増の383万6000円でございます。

続きまして、款４・衛生費では、前年度比５億７４０２万８０００円増の１４１億１７１９万円を計上し、そのうち健康福祉部が所管いたしますのは、項１・保健衛生費、１７億８１４６万６０００円の大部分の１７億１３１３万３０００円で、前年度比１９８７万５０００円の増額でございます。

それでは、歳出の内容を御説明します。

６７ページ下の段をお願いします。事業の主なものにつきまして御説明します。

款３・民生費、項１・社会福祉費、目１・社会福祉総務費では、６１億１９１５万４０００円を計上いたしております。前年度に比べ、７１６６万３０００円の減額となっております。これは、平成２８年度に単年度事業として介護基盤緊急整備特別対策事業を行ったことなどによるものです。説明欄の４つ目、民生委員・児童委員関係事業２３６４万３０００円は、活動の経費として委員報償費１４０１万８０００円、委員協議会への助成金８３４万４０００円が主なものです。次の後期高齢者医療広域連合負担金事業１７億７２４７万円は、７５歳以上の後期高齢者などを対象とした医療保険を運営する熊本県内の全市町村で構成される広域連合に対する負担金で、内訳は、広域連合の組織運営及び医療制度の事務経費である共通経費に５８３６万８０００円、医療保険の療養給付費に対する経費に１７億１４１０万２０００円です。次に、福祉総合システム運用事業１８３４万８０００円は、障害福祉、児童福祉、生活保護の福祉総合システム運用にかかわるシステム使用料です。次に、生活困窮者自立支援事業２８４９万８０００円は、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、包括的な支援を行うものです。生活困窮者から相談を受け、ニーズを把握、支援計画の策定、関係機関との連絡調整など相談者に寄り添って支援を行うもので、必須事業の自立相談支援事業委託料１３８５万７０００円、住

宅確保給付金７９万２０００円、任意事業の一時生活支援事業・家計相談支援事業・子どもの学習援助事業の負担金１０１８万６０００円、就労準備支援事業３６１万８０００円などです。

続きまして、６８ページをお願いします。

説明欄上から２つ目、地域介護・福祉空間整備等交付金事業７３７万３０００円は、災害などの際に避難が困難な要介護者が主に入居する住宅型有料老人ホームなごみほか１事業所に、スプリンクラーや消火ポンプユニットなどの整備に要する経費の一部の補助を行い、また、防犯対策を強化するための非常通報装置・防犯カメラ等安全対策に要する経費の一部を、認知症対応型共同生活介護事業所・グループホーム清陽ほか８事業所に補助するものです。次の国民健康保険特別会計への繰出金１３億９４５６万９０００円は、保険基盤安定制度に係る国保税軽減分・保険者支援分や、職員給与費等事務費、国保財政安定化分、出産育児一時金に対するもので、法令などに基づくものです。次の後期高齢者医療特別会計への繰出金５億９６４３万８０００円は、保険料軽減分や職員給与費等事務費に対するものです。次の介護保険特別会計繰出金２１億５５７２万円は、介護給付費や職員給与費等事務費などに対するものです。なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金１１億４００１万８０００円は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金の一部や、地域介護福祉空間整備等交付金事業などに対する国県支出金です。

続きまして、中ほど、同項、目２・老人福祉対策費で、３億１９４２万９０００円を計上しております。説明欄の４つ目、シルバー人材センター運営費補助事業２１４３万円は、八代市シルバー人材センターに対する本部・活動拠点運営費補助金７０８万８０００円、育児支援等の業務を拡大することにより働く現役世代を下支えする高齢者活用・現役世代雇用サポート事

業補助金１０８０万円、地方公共団体や経済団体と連携し、新たな就業機会を創造する地域就業機会創出拡大事業３３５万２０００円などです。次に３つ飛びまして、老人クラブ助成事業５７５万５０００円は、老人福祉法に基づき老人福祉を増進するため、八代市老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し助成を行い、高齢者の生きがいや健康づくりなどの活動と地域での融和を支援するものです。単位老人クラブ活動費補助金４６２万円、市老人クラブ連合会へ活動費補助金１１２万５０００円が主なものです。１つ飛びまして、住宅改造助成事業１６６万８０００円は、介護保険の要支援または要介護認定を受けた高齢者がいる世帯に対し、浴室、トイレなどの住宅改造費を助成することにより、在宅での自立促進や寝たきり防止、介護者の負担軽減を図るものです。２つ飛びまして、老人福祉施設入所措置事業２億３４５８万１０００円は、老人福祉法に基づき、保寿寮やすずらんの杜など養護老人ホームへの入所者の措置委託料などです。次の緊急時医療情報カード事業４０万１０００円は、７５歳以上のひとり暮らしの方に、緊急連絡先やかかりつけ医、服用中の薬品名を記載するマグネットつき情報カードを配付し、冷蔵庫に張ってもらうことで、急病、事故などを発見した場合の対応に必要な情報を得ることができるようにするものです。なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金４７３万８０００円は、老人クラブ活動に対する県支出金などです。また、その他２８６３万６０００円は、養護老人ホームの入所者負担金などです。

続きまして、６９ページをお願いします。

同項、目３・社会福祉対策費では、１億７２７８万９０００円を計上いたしております。前年度に比べ、１７２０万７０００円の増額となっております。これは、熊本地震災害関連の災害見舞金等支給事業を行うことなどによるものです。説明欄４つ目からの坂本・鏡・泉地域福

祉センター及び柿迫いきがいセンターの管理運営事業は、当該施設において福祉、介護等の各事業を行っており、平成２７年度から平成２９年度まで社会福祉協議会へ指定管理委託しております。坂本地域福祉センター及び柿迫いきがいセンターの空調設備の取りかえなどにより、管理運営事業費が増額となっております。１つ飛びまして、社会福祉団体育成事業１億１４２１万９０００円は、地域福祉事業の推進を図る社会福祉協議会に対する１８名分の人件費補助金でございます。６つ飛びまして、地震災害関連災害見舞金等支給事業１０２７万７０００円は、熊本地震の発生に伴う災害義援金配分委員会や災害弔慰金等支給審査委員会の開催に要する経費及び関連死など、地震により人的被害があった者に対して災害弔慰金等を支給するものです。次の一部損壊災害見舞金等支給事業４６２万２０００円は、一部損壊世帯の災害見舞金等支給申請書受付事務にかかわる臨時職員の賃金などです。財源内訳の特定財源のうち、その他９３３万７０００円は、シルバーワークプラザ事務室実費徴収金、及び災害見舞金等支給事業一部損壊の基金繰入金が主なものです。

続きまして、同項、目４・障害福祉対策費で、３９億１２６２万円を計上いたしております。前年度に比べ１億４８５６万３０００円の増額となっておりますが、障害福祉サービス給付事業費の増加などによるものです。説明欄の上から５つ目、更生医療給付事業１億６５６５万５０００円は、１８歳以上の身体障害者手帳を持っている方の障害を軽くしたり回復させるために、人工透析や心臓手術などの医療の給付を行うもので、扶助費１億６５４０万６０００円などです。

７０ページをお願いします。

説明欄１行目、重度心身障がい者医療費助成事業２億６２０６万９０００円は、身体障害者手帳の１・２級や療育手帳Ａ１・Ａ２などを持

つ重度の心身障害者に医療費を助成するもので、扶助費2億6009万3000円などです。次に、1つ飛びまして、特別障害者手当等給付事業5721万7000円は、身体または知的・精神に著しく重度の障害があり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の重度障害者・障害児に対して手当を支給するもので、全額扶助費です。次に、3つ飛びまして、育成医療給付事業292万4000円は、18歳未満の身体に障害のある児童に対し、その障害を除去、軽減する手術などの治療によって効果が期待できるものに対して医療の給付を行うもので、その給付費である扶助費290万7000円などです。次に、2つ飛びまして、八代圏地域療育センター事業627万2000円は、在宅の障害児及びその疑いのある子供や保護者などに対し、療育相談、訪問及び外来療育指導を行ったり、通所支援事業所や保育所などの施設に対する療育指導を行い、発達障害児の早期発見・早期療育を図るもので、全額、八代市社会福祉事業団に対する委託料です。次に、1つ飛びまして、地域生活支援事業1億2717万9000円は、障害者や障害児の保護者などからの相談に応じる事業、障害に対する理解を深めるための研修や啓発事業、手話通訳者の派遣などを行う事業、日常生活用具を給付や貸与する事業、移動を支援する事業、創作的活動などの機会の提供を行う事業など、地域性を考慮しながら障害者の自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を行うもので、市内2カ所の相談支援事業所への委託料1714万7000円、市内4カ所の地域活動支援センターへの委託料3020万円、ストマなど日常生活用具給付費の扶助費2804万1000円などです。次の、障害福祉サービス給付事業26億3300万円は、障害福祉サービスの給付を通じ、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するものです。常時介護を必要とする障害者に入浴や排せ

つ、食事などの介護や創作活動などの機会を提供する生活介護が8億6405万6000円、事業所が障害者と雇用契約を結び、最低賃金を保障する就労継続支援A型が4億4371万3000円、また、事業所が障害者と雇用契約を結ばない就労継続支援B型が3億2759万4000円、グループホームでの共同生活で日常生活上の援助をする共同生活援助の2億7435万円などです。次に、1つ飛びまして、障がい児通所支援事業3億8762万4000円は、障害児が自立した生活を送ることができるように身近な地域の事業所で療育を行うもので、就学前の障害児を対象とした児童発達支援の1億2448万7000円、小・中・高校の障害児を対象とした放課後等デイサービスの2億3026万6000円などです。財源内訳の特定財源のうち国県支出金26億8792万4000円は、障害福祉サービス給付事業に対する国県支出金などで、また、その他457万9000円は、地域生活支援事業に対する氷川町の負担金などです。

次に同項、目5・国民年金費で、4154万4000円を計上いたしております。年金事務事業425万1000円は、国民年金制度改正に基づく電子媒体化に伴うシステム改修委託料364万9000円が主なものです。なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金3183万1000円は、年金事務に係る国庫支出金です。

続きまして、71ページ、下の段をお願いします。

款3・民生費、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で、4億2065万5000円を計上いたしております。説明欄の6つ目、ひとり親家庭等医療費助成事業2803万1000円は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童などに対し、医療費の一部を助成するものです。1つ飛びまして、こどもプラザ事業1341万5000円は、主に乳幼児を

持つ子育て中の親子が気軽に集う常設の場所として、マックスバリュ八代店2階にすくすくを、またイオン八代店2階にわくわくを開設し、子育て中の親子の相互の交流を図り、子育てなどに関する相談、講習会などを実施しております。3つ飛びまして、放課後児童健全育成事業1億4840万3000円は、昼間仕事などで保護者がいない家庭の小学生の安全・安心な居場所の確保と健全育成活動を行うもので、全額、放課後児童クラブ27クラブへの委託料です。

72ページをお願いします。

説明欄1つ目の、病児・病後児保育事業2571万1000円は、病中または病気の回復期にある児童の一時預かりを行う、キッズルーム、キッズケアホーム、病児・病後児ハウスひかりの3事業所に対する委託料です。次に、5つ飛びまして、子育て相談事業210万8000円は、こどもプラザわくわく内に併設した窓口において、子育て中の親子や妊娠中の方が、幼稚園や保育園、子育て支援事業などをスムーズに選択利用できるように、子育て相談専門員が相談を受け、情報の提供やアドバイスを行うもので、子育て相談事業委託料201万円などです。次の放課後子ども環境整備事業598万8000円は、利用希望の児童がふえております千丁町放課後児童健全育成クラブの活動環境の改善のための壁の撤去などの改修費及び鏡すくすくスクールの鏡小学校敷地内への移転新設に伴う設計委託料です。財源内訳の特定財源のうち国県支出金1億7606万8000円は、放課後児童健全育成事業に対する国県支出金などです。

72ページ中ほどをお願いします。

同項、目2・児童措置費で、27億9776万円を計上いたしております。前年度に比べ1195万5000円の増です。説明欄の1つ目、児童手当事業、20億831万5000円です。児童手当の内容を簡単に申し上げますと、3歳未満の児童に月額1万5000円、3歳から小

学生までの児童で第1子、第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5000円、そして中学生は月額1万円です。ただし、所得制限限度額以上の場合は、一律月額5000円の支給です。次の児童扶養手当事業7億8944万5000円は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育する者に対して支給されるもので、児童1人で全額支給の場合、月額4万2330円ですが、所得に応じて減額があります。なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金19億6890万8000円は、児童手当事業に対する国県支出金などです。

続きまして、同項、目3・保育所費で、56億7076万6000円を計上いたしております。説明欄の3つ目、私立特別保育事業3715万6000円は、私立の保育園で実施される延長保育に対する補助金です。次に、2つ飛びまして、公立保育所運営事業3億3724万円は、職員給与費を除く公立保育園11園の運営経費で、嘱託医報酬214万5000円、臨時保育士等の賃金1億3799万3000円、給食材料費である賄材料費5578万4000円、7園の給食業務委託料2532万4000円、ふるさと八代元気づくり応援基金を活用し、入所児童などの安全と安心の確保のため、公立保育園11園に防犯カメラを設置する費用559万9000円などです。次の私立保育所保育委託事業45億1719万8000円は、私立保育所45園及び管外私立保育園への保育委託料45億1453万円と、私立保育所に対する園児1人当たり年720円の保育料収納事務委託料266万8000円です。次に、3つ飛びまして、障がい児保育事業8784万3000円ですが、私立保育所において障害を持つ児童を受け入れるに当たり、保育士の増員や、その安全性が確保されるよう設備などを整備するために、保育所に対して補助を行うものです。次の

施設型給付事業８８４３万９０００円は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園の聖愛幼稚園及び平成２９年度から施設型給付の対象となる私立松寿幼稚園に対する給付費です。

７３ページをお願いします。

説明欄１行目、地域型保育給付事業７３２２万９０００円は、小規模保育事業所のありんこ園、リス託児所、ひかわ保育園の３園と、事業所内保育事業所のプチトマト、計４園への給付費です。次の保育所等合同研修事業１００万円は、園単独では実施が困難な研修会を八代市保育園連盟に委託して、市内保育園・認定こども園・地域型保育事業所合同で実施するものです。次の実費徴収額補足給付事業６４万８０００円は、保育園や認定こども園において、市の定める保育料とは別に各施設事業者が実費徴収できる費用について、生活保護世帯を対象に、その費用の一部を補助するものです。なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金２７億１９４３万５０００円は、私立保育所保育委託事業に対する国県支出金などで、また、その他７億２７１７万４０００円は、保育所保育料などです。

続きまして、款３・民生費、項３・生活保護費、目１・生活保護総務費で、２億１９６万１０００円を計上いたしております。説明欄の２つ目ですが、生活保護事業２９９７万７０００円は、生活保護事業の適正実施のために必要な事務や調査及び職員研修並びに被保護者の就労準備支援などです。次の社会保障生計調査事業７５万１０００円は、生活保護を受給している世帯の生活を明らかにすることによって、生活保護基準の改定など、生活保護制度の企画運営に必要な資料を得ることを目的に実施されるものです。また、財源内訳の特定財源のうち国県支出金９０２万５０００円は、生活保護適正実施推進事業や社会保障生活調査事業などにかかわる国庫支出金です。

続きまして、同項、目２・扶助費で、２８億

９３６０万４０００円を計上いたしております。前年度に比べ２６３５万３０００円の増額となっておりますが、生活保護受給者の増加によるものです。説明欄の生活保護費給付事業ですが、内容は、生活扶助や医療扶助を初め、８種類の扶助を支給することにより、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とするものでございます。それぞれの扶助費ごとの内訳では、最も多い医療扶助が１６億３４８１万３０００円、生活扶助費が７億６９８８万６０００円、住宅扶助費が３億６２５万３０００円、介護扶助費が７１６１万７０００円、教育扶助費が８２７万１０００円、生業扶助費５３２万４０００円、葬祭扶助費３７１万７０００円、出産扶助費８２万８０００円及び就労自立給付金８２万６０００円です。財源内訳の特定財源のうち国県支出金２１億６５７０万３０００円は、生活保護扶助費に係る国庫支出金などで、また、その他２６４５万３０００円は、生活保護費の返還金などです。

７４ページ、上の段をお願いします。

同款、項４・災害救助費、目１・災害救助費で、３８３万６０００円を計上いたしております。これは東日本大震災関連経費で、説明欄にありますとおり、宮城県石巻市への職員の長期派遣に伴う職員手当１５０万円と、派遣のための旅費２１８万６０００円などです。派遣予定の人数は２人です。なお、財源内訳の特定財源のうち、その他１４５万８０００円は、石巻市からの災害派遣人件費負担金です。

款４・衛生費、項１・保健衛生費、目１・保健衛生総務費で、１３億７３８５万４０００円を計上いたしております。前年度に比べ、２４７５万３０００円の増額となっておりますが、これは企業会計繰出金事業の増加によるものです。説明欄の２つ目、不妊治療助成事業３１４万８０００円は、体外受精または顕微受精

による不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するものです。次の妊産婦健康支援事業9072万5000円は、安心して出産育児ができるよう、妊娠中の健康管理や、親となるための知識や技術を習得するため母子健康手帳の交付や、妊婦健康診査、保健指導などを行うもので、最大14回の妊婦健康診査の熊本県医師会への委託料8894万3000円が主なものです。次の養育医療給付事業1016万4000円は、母子保健法に基づき、身体の発達が未熟なまま生まれた子供が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、保険診療による入院医療費の自己負担分を助成するものです。次の乳幼児健康支援事業1875万6000円は、母子の健康の保持増進を目的に、生後4カ月までの全戸訪問事業、4カ月児・7カ月児・1歳6カ月児・3歳児のそれぞれの健診、発達相談などを行っており、八代市・郡医師会への委託料が主なものです。次の、こども医療費助成事業4億2976万円は、子供が安心して医療を受けることができるように、ゼロ歳から中学3年生までの入院・通院等にかかわる医療費を全額助成するものです。次に2つ飛びまして、千丁健康温泉センター管理運営事業2747万2000円は、平成29年度から、千丁地域福祉保健センターの温泉施設を除く部分については八代市公民館として教育委員会に移管するため、温泉施設を活用した入浴・休憩及び健康づくりの場の提供を行い、市民の健康増進と福祉の向上を図るもので、燃料費899万7000円、電気料668万5000円、受付業務委託料646万5000円などです。

75ページをお願いします。

説明欄の上から3つ目、健康増進事業1億377万8000円は、青壮年期からの健康づくり及びがんなどの生活習慣病の早期発見、早期

治療を行うことにより、健康寿命を延ばし、市民の健康増進を図るもので、健康づくりの講演会を開催したり、歯周疾患検診、胃がん検診、肺がん・結核検診、ほか各種がん検診などを実施するもので、検診委託料9335万1000円が主なものです。次に1つ飛びまして、フッ化物洗口事業319万9000円は、子供の虫歯の状態を改善し、生活の質の向上を図るため、県全体の取り組みとして、保育園・幼稚園・小中学校も対象に加え実施しており、フッ化物洗口液を用いて1分間ぷくぷくうがいなどを行い、歯のエナメル質を強化し、虫歯の予防をするものです。次に2つ飛びまして、簡易水道特別会計への繰出金1億2642万5000円は、八代・坂本・東陽・泉地区の簡易水道施設の運営にかかわる不足分を繰り出すものです。次の診療所特別会計への繰出金3163万7000円は、椎原、下岳、泉歯科診療所の運営に係る不足分を繰り出すものです。次の水道事業会計への繰出金2200万7000円は、企業債償還金の一部を繰り出すものです。次の病院事業会計への繰出金2億1514万5000円は、結核病床分の補填や企業債償還金、外来診療棟リース料などに対し繰り出すものです。なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金6745万2000円は、こども医療費助成事業や健康増進事業に対する県支出金などで、また、その他1798万9000円は、千丁健康温泉センター入館料などです。

同項、目2・予防費では3億3927万9000円を計上いたしております。全額、各種予防接種事業で、八代市・郡医師会への委託料3億3594万5000円が主なものです。予防接種は、病気の発生及び集団での蔓延を防止するため接種対象者などに接種の努力義務が課される、4種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎、ポリオ、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンなどのA類疾病予防接種

と、個人の病気の発病、重症化を防止する65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌などのB類疾病予防接種があります。特定財源として、妊娠希望者への風疹予防接種に対する県補助金43万2000円があります。

以上で、健康福祉部所管の民生費、衛生費の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（田方芳信君） 74ページの不妊治療の助成事業で314万8000円なんですけど、これは年間何名ぐらいの方が利用されていますか。それと、不妊治療費は大体、1回幾らぐらいかかっているんですかね。

○健康推進課長（豊田幸子君） 健康推進課の豊田でございます。よろしくお願いいたします。

不妊治療の件数ですが、27年度が53名で延べ78件でございました。金額の平均は、大体4万3490円ぐらいが大体の平均になります。お一人の金額は、大体、高額な方で42万とかですね、少ない人でありましたら7万5000円以内になります。その平均が大体4万円ぐらいということで、見込んでおります。

○委員長（友枝和明君） よろしゅうございますか。ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 71ページの節14・放課後児童健全育成事業ですね。27クラブあるということでございましたけども、ちょっと詳細を見ると、支援員の処遇改善分1733万ということですが、どういった支援員の処遇改善をされるのか、それと、27園に支援員は何人いらっしゃって、その方々の処遇がどういふふうに変ったのかというのを、ちょっとお聞かせください。どういふふうになるのかですね。

○こども未来課副主幹兼子育て支援係長（森田克彦君） こども未来課の森田でございます。よろしくお願いいたします。

放課後児童健全育成事業の処遇改善事業でございますが、こちらは放課後児童支援員の処遇を改善するものですが、新たに常勤職員を配置する場合などに必要となります給料や手当等の賃金の改善分に対して補助を行うものです。27年度におきましては6クラブ補助をしております、28年度には13クラブ、29年度の予算では15クラブの補助の予定をしております。

今回29年度の当初予算におきましては、現在27クラブのほうに支援員のほうが120人程度おりますが、そのうち57名、60名程度の支援員につきまして、賃金を改善する給与であたり手当であたり、それに伴います共済費あたりの改善分を補助するものでございます。

○委員（太田広則君） 60名分、じゃ、新たに就労される方がふえたというふうに捉えていいわけですか、この児童クラブに。

○こども未来課副主幹兼子育て支援係長（森田克彦君） 児童クラブの支援員がふえたというわけではなくて、現在勤めていらっしゃる支援員の方に対して、補助の基準と申しますのが、平成25年度の賃金をベースとしまして、それを改善した分を補助するということになります。ですので、支援をふやすための補助というわけではなくて、今いらっしゃる支援員さんの改善を図る事業ということになっております。

（委員太田広則君「はい、わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員（幸村香代子君） 関連なんですけど、今、太田委員の関連なんですけれども、先ほど部長のですね、今年度予算の総括ということで述べていただいた分でも、児童クラブの待機を

ですね、待機解消を目指したいというふうな予算立てだったかというふうに思います。

この間もやはり小学校1年生に入るときにですね、児童クラブに入れないという子供さんたちが、たしか100人を超えていたかなというふうに思うんですが、もう今、来年度、新年度のですね、ところの、もう入学が始まりますから、新年度の様子としてはどんなふうなのかって、待機のところがですね、どんなふうにあるのかということの、まずは説明をしていただいていいですか。

○こども未来課副主幹兼子育て支援係長（森田克彦君） 放課後児童クラブの待機児童につきましては、平成27年度では88名、平成28年度では101名という、子供たちの利用規模がちょっとかなっていない状況でございます。

平成29年度につきましては、現在募集を各児童クラブのほうで行っているところでございますが、そちらの報告はまだ受けておりませんので、実際の利用できない利用数は現在ちょっと把握してはおりませんが、現在、お電話等では、利用ができなかったという保護者さんからのお問い合わせ等がある状況でございます。そういった場合には、同じ小学校区内の児童クラブが利用できない場合は、送迎支援等を行っている児童クラブ等を案内し、そちらのお申し込みあたりを御案内しているところでございます。

○委員（幸村香代子君） どう考えてもですね、28年に101あったものが29年度、そんな救急に改善はできていないだろうなというふうに認識するんですが、この数のですね、出し方についてなんです、私の認識しているところによると、その1次希望、第1次希望に入れなかった数というふうなことではなかったかと思うんですが、そこをちょっと確認させてもらっていいですか。

○こども未来課副主幹兼子育て支援係長（森田

克彦君） 今、委員がお話いただきましたとおり、平成27年度、28年度の調査につきましては、4月のお申し込みの時点で、各クラブにおいて利用をお断りした数というところの把握でございます。ですので、先ほどの88名と101名の方が別の児童クラブに入られたという追跡調査まではちょっと行っておりませんでしたので、29年度につきましてはより正確な数値というのを確認したいと考えております。

○委員（幸村香代子君） はい、その点はですね、きちんと、私もそういった意味では、第1次だけではなくて、最終的にどうだったかということについてはですね、正確な数値を押さえていただきたいというふうに思います。

それとですね、続けてなんです、この間、環境改善という意味で、今回、鏡のところとですね、千丁のところの環境改善というものが行われるようなんですけれども、トイレの件を何度かお話をしたことがございます。トイレの整備についてですね、やっぱり施設内にないということとか、雨の降る日に体育館のですね、運動場のところまで行かなきゃいけないとか、さまざまなことがあるので、まずはそのトイレの整備をですね、やっていただけないかということをお話ししていました。で、教育委員会との協議が必要だというふうにもお伺いしていますので、まずはそこのところの協議がですね、どんなふうに行われているかという状況をお知らせいただいていいですか。

○こども未来課副主幹兼子育て支援係長（森田克彦君） 児童クラブにつきましては、学校敷地内予備教室を利用しているクラブにつきましては、クラブの中にトイレがないような状況があるクラブも数カ所ございます。そちらにつきましては、どうしても学校敷地内ということで、教育委員会や学校との協議が必要となりますので、現在、継続して設置するように協議を進めているところでございます。

○委員（幸村香代子君） 見通しとしてはどうですか。

○こども未来課副主幹兼子育て支援係長（森田克彦君） 見通しとしましては、現在、何年度に設置ができるというお答えはできませんけれども、今後、早目に、早急に設置するように協議を進めていきたいと思っております。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員（前垣信三君） 済みません、74ページの確認ですが、こども医療費助成事業4億2976万とある、これは市長の議会当初の発言の中には、中学校3年生までというような発言がなされたと思いますが、確認ですが、これは中学校3年生までと捉えてよろしいですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

29年度の予算に計上していますのは、中学校3年生までということでの予算計上です。

○委員（前垣信三君） 中村市長は非常に頑張られて、八策をほとんど達成をされているんですが、高校3年生までの医療費を無料にするという大事な政策を掲げとったんですが、何でこれを取り上げられなかったか、そのあたりの理由はどうですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

私どものほうでも、大分ですね、大分検討をしました。これを3年間広げますとですね、数千万単位でですね、いわゆる市税等の一般財源が要するというようなところなんです。まあ、そういった状況があります。

1つの区切りとしまして、中学校ですね、いわゆる義務教育期間ということで1つの区切りはついたかなというところがあります。それと数千万ということでのですね、金額の確保ということで、実は御承知のように、29年度予算につきましては、新規事業につきましてかなり厳しい予算査定もですね、実はあっておりまし

て、そういった関係は、昨年の熊本地震からのですね、影響もありますものですから、精いっぱいですね、財政のほうでも予算は計上はいたしますものの、まずはですね、まずは、このこども医療費を高校生までですね、拡大するよりも、今の現状のですね、ほかの事業を推進していくということを優先しましてですね、今回は、今回は見送ったということですね。

○委員（前垣信三君） まあ、事情はよくわかるんですが、基本的には市長、これを一生懸命主張されたんですね。だから、ほかの予算は潰してでも、これは市長方策としてね、されんといかんと思ったんですよ。まあ、市長の気持ちからすれば非常に残念かもしれないですけど、このあたりはですね、市民に対して説明がどうなるのかなという気がしましたので。いいです。

○委員長（友枝和明君） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 3点ほど。

まず、73ページの小規模保育園ということですが、この定義というのはどうなされているのかということをもっとお聞きしたいと思うんですけど。

○こども未来課長補佐兼保育係長（角田吉光君） こども未来課、角田でございます。よろしく願いいたします。

小規模保育園につきましては、20名以下の保育園のことを示すものでございます。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） この中で、僻地の保育園運営事業費とかもあるわけですが、この辺の関連も含めて、やっぱりこの中山間地というのは非常に少子化の傾向が著しくなって、以前、数年前はそういう保育園を廃園というふうな方向ということで、かなり進められて、地域の反発を招いたということがあったわけですが、まあ、存続の方法として、この小規模保育園とい

う、そういう手法の中で、存続の方法ということとはあり得るということで考えてよろしいでしょうか。

○こども未来課長補佐兼保育係長（角田吉光君） 小規模保育園につきましては、なかなか児童数も減っておりまして、運営が難しいような状況でございます。しかしながら、五家荘につきましてははですね、まだ児童、対象の方も5名ほどおられますので、存続の形でしているところでございます。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） まあ、僻地保育園というのは理解できたんですが、僻地以外の、その近くに、近隣に保育園がないと、そういう地域においては、この小規模保育園という形での存続というのが可能かということを、今お尋ねしているんですが。

○こども未来課長補佐兼保育係長（角田吉光君） 小規模保育園につきましては、開かれる方の御要望というのが第一になりますので、今、実際、僻地ではございませんけれども、市内に開きたいという御要望は幾つか上がっておりますが、まだ具体的には計画までは至っていないというところでございます。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） じゃ、これは私立が対象ということで、公立の場合はこの小規模保育園というのではないということですか。

○こども未来課長補佐兼保育係長（角田吉光君） 公立の保育園は、小規模保育園は今のところございません。

○委員（橋本幸一君） 国が認めないということで、私立のみの小規模保育園でしか認められないということ、そう理解してよろしいんですか。

○こども未来課長補佐兼保育係長（角田吉光君） 認めないというよりは、まだ市のほうで小規模保育園をつくるという計画は今のところ

ないというようなところでございます。

○委員（橋本幸一君） 今の既存の保育園が20名来た場合、その小規模保育園に移行といいますか、そういう形は、できればできるということですね。つくろうと思えばできるという理解をしてよろしいのでしょうか。

○こども未来課長補佐兼保育係長（角田吉光君） はい、委員おっしゃるとおり、そういった移行をしようと思えばできるということでございます。

○委員（橋本幸一君） はい、ありがとうございます。いました。

それからもう一つ、73ページの生活保護事業の説明の中で、この国の支出金が、生活保護適正実施推進事業補助金と充てられておるということでございますが、具体的にこの生活保護事業という中でどういう活動をされているのか、その辺、具体的にもう少し。

○生活援護課長（中田利一郎君） 生活援護課の中田です。

この事業につきましては、まず生活保護の面接相談員、それから生活保護就労支援員、それから医療扶助相談員等につきましては、生活保護を運営していく上で必要な人材というところの確保というところからでの、そちらのほうに対して国から4分の3の補助があるというような、まず人員体制の確保。

それからあと、生活保護のケースワーカー等の研修会等への補助が、国からの2分の1。それから、先ほど申し上げました就労支援員、この方について全国研修会等、資質の向上というようなところで研修会が開催されますが、そういったものへの2分の1程度の補助、それからあと、社会福祉主事資格の研修への参加、それから査察指導員、保護係の係長ですが、こちらの研修会への参加費用とか、ケースワーカーの研修等、そういった生活保護を適正に運営するための資質向上と、それと人材の確保等をする

事業が主で、賃金がそのほとんどを占めている状況でございます。

○委員（橋本幸一君） この相談員の人数とケースワーカーの人数は、大体何人ぐらいなんですか。

○生活援護課長（中田利一郎君） 面接相談員は1名の嘱託職員で行っております。それからケースワーカーは、職員が14名、現在ですけど、それから非常勤の職員が4名の、計18名の体制で行っております。

○委員（橋本幸一君） わかりました。

それからもう一つ、75ページの予防費の予防接種事業というのが、今年度減額になっているんですが、これは減の原因というのはどういう原因でしょう。

○健康推進課長（豊田幸子君） 予防接種委託事業の減につきましては、大体、予防接種の件数を実績並みにしております関係で……。 （委員橋本幸一君「ああ、前年度が」と呼ぶ） 前年度ですね。大体、B型肝炎ワクチン事業が28年度の10月に始まりましたので、その分、大体、新規事業としてですね、上がる予定なんです、その分を件数を実績並みに落として計上しているところです。

○委員（橋本幸一君） 28年度の計画が、結局、結果として、実績としては少なかったから、その少ない分を29年度には上げたということですか。

○健康推進課長（豊田幸子君） そうです、はい。

高齢者の肺炎球菌の件数が実績よりも下がっておりますので、その分を前年度よりも少なくしております。B型肝炎につきましては、予定では2850人ということで計上しておりましたが、全体の費用を抑えるということで、財政と協議しまして、少し前年よりも落としてもらったというところで、済みません、落としているところです。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

大体、新年度の予算をつくり出すときには、その前年の実績ということをもとに予算を編成していきますが、今回は実は予防費の中で、結核予防事業ということで、予防費のほうに今まで予算を組んどったんですかね。それを今回、ここで目でいきますと保健衛生総務費のほうに予算を組みかえた関係で、それがたしか600万、700万だったと思うんですが、それが大きな要因かなとは思っています。あと、それと予算につきましては実績で組むというような、そういった手法ですね。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 今ので大体理解できましたが、結局、予防接種というのは、いざ蔓延すれば大変な事態になるわけですから、やっぱりちゃんとした予防体制というのは確保しなければいけないというわけで、減というのは非常に私も不安感を感じたから今の質問をしたわけです。わかりました。終わります。

○委員長（友枝和明君） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 69ページの社会福祉団体育成事業の1億1421万9000円についてお尋ねをしたいんですが、先ほど、ほかの資料も含めて見てみますと、社会福祉協議会に対する人件費補助ということで計上をされています。その人件費補助という部分でですね、人数なりをちょっと教えていただいていた方がいいですか。

○健康福祉政策課長（西田修一君） おはようございます。健康福祉政策課、西田でございます。よろしく願いいたします。

ただいまのお尋ねでございますけれども、先ほど小藪次長のほうからも御説明がございましたが、事務局職員18名にかかわります給与及び時間外手当及び厚生経費を除く諸手当等に対する10分の10の補助ということで、平成2

9年度当初予算に1億1421万9000円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） ということは、18名分の給与、諸手当は除くとして、給与を全額補助しているというふうに理解していいですか。

○健康福祉政策課長（西田修一君） はい、そのとおりでございます。

○委員（幸村香代子君） ちょっと使途の関係性がよくわからないんですが、活動補助、活動補助金というふうにして、人件費、給与を全額補助するという考え方がちょっとよくわからないのですが、何か説明がありますか。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 社会福祉協議会につきましては、全市町村のほうに、社会福祉法の第109条によりまして、地域福祉をですね、推進する団体に位置づけられているものでございます。こういった社会福祉協議会に対しまして人件費補助金を支出することによりまして、社会福祉事業の効率・効果的な運営を支援し、地域福祉の推進を行うという趣旨で、人件費補助10分の10を現在実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） その前段の位置づけですよね、地域の福祉活動とか福祉の向上とかって言っている部分で、実際の事業をされている中でですね、各校区の福祉事業に対しても、この福祉協議会からの補助、活動費補助みたいなものが出されているとか、各市民活動団体に対してもですね、補助をされているということで、非常にその事業としてはいい事業をされているなというふうに思うし、評価をするものですが、そのですね、補助率が年々下がってきていると。で、また今年度も非常に引き下げられたというふうなお声を聞きます。

で、そういったふうに活動の部分のですね、

ところの補助金が削減されていく中で、その人件費のところだけがですね、こんなふうに確保されていくということについては、どんなふうに考えられていますか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

社会福祉協議会の18名、事務局のみの人件費ということです。これにつきましては、先ほど課長のほうから説明がありましたようにですね、地域福祉の推進という立場からの補助ということですが、それと先ほど、今もう一つ出ました各種団体事業の補助ですね、確かに実は削減している例がございます。

と申しますのは、実は財源というのは香典返しの寄附ですね、それからそのほかの寄附があるんですが、そういった中で香典返しの寄附がですね、実情を申しますと、まちづくり協議会ですか、そういった団体に一部流れているということで、従来に比べましてですね、いわゆる社会福祉協議会としての収入が減っているということで、社会福祉協議会自体の経営がですね、大幅な赤字を来しているという状況がありましたもんですから、そこで、ではということでですね、まあ、申しわけないんですが、活動費をですね、一部削減しまして、要するに収入に見合ったところの歳出ですね、収入と支出を合わせたところでのという予算編成をした関係でですね、どうしても地域の団体の活動費がカットされたというような状況がございます。

○委員（幸村香代子君） ということは、人件費の、ここで市が計上している部分と、また、その単独の活動の財源といった部分が違うというふうに理解していいですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

そのように全く違うということですね、あくまでその地域、社会福祉協議会が出す地域への団体の補助金というのは、社会福祉協議会の自主財源をもって充てるということです。と、今回の社会福祉協議会の事務局の職員についま

しては、市のほうの補助金ということで、全く別建てで考えていただきたいというようなことです。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。

それとですね、もう一つ、73ページの先ほどあった民生費の部分のですね、生活保護総務費のところなんです、私の聞き間違いかなというふうに思うのでちょっと確認をさせていただきたいんですが、特定財源のその他2645万3000円、これが生活保護費の返還金というふうな説明であったかと思うんですが、それは間違いはないですか。

○生活援護課長（中田利一郎君） はい、生活保護費の返還金でございます。

○委員（幸村香代子君） その返還金とは何なんですかね。

○生活援護課長（中田利一郎君） 返還金には2種類ほどありまして、生活保護法でいいます63条というのが、資産を、資力がありながら生活保護を受けていた場合、その資力によって金銭が入ってきた場合に返還をしていただく、保護費相当分。

一番多いのは年金の、遡及年金というか、年金を申請をしていないまま生活保護を受けておられた方が、年金がもらえるという状態だったということで年金を申請された、その場合、遡及年金として、従来もらわれていた、最高5年間についてとか、そういったものが入ってきます。で、生活保護がその5年以上もらっていた場合とかで、こちらが支出していた分について、年金のその相当分について、全額返還していただく場合がございます。

それとか、交通事故による賠償金とか、生活保護を受けておられた方が交通事故に遭われて、その後、賠償金が支払われると、そういったときに、その間の資力が発生した日から、市が支出していた保護費を計算いたしまして、そ

の分について返還をしていただく場合等があります。

それからあと、これは78条でいいまして、こちらは不正受給、申告をしておられなかった、こちらの調査で後でわかった場合等についての返還をいただくというようなところで、そういったものが返還金ということでもあります。

それからあと、介護給付等で、一旦保護費のほうで支払っていた後、後ほど返ってくる場合もございまして、そういったものが返還金として歳入の見込み額として上げております。

以上です。

○委員（幸村香代子君） これは私が理解したのがですね、28年度に返ってくるのをここに計上されたのかなというふうに思ったら、今の御説明だと、29年度、今御説明があった2つのことが考えられるので、これだけ返還金があるんじゃないかなということで予算されたということなんですか。

○生活援護課長（中田利一郎君） 今、委員さんが言われたとおり、今年度発生したもので、繰り越されて来年度返還が予定されている分を含みまして、この金額を算定しております。

○委員（幸村香代子君） ということは、28年度の分と29年度の見込みといったところだと理解していいですか。

○生活援護課長（中田利一郎君） 今年度発生したものと、見込みにつきましては、過去の調定額から、また実際に返還された金額等を勘案しまして出しております。返還率というものも、78条につきましては、まあ大体10%未満というのが多くなっておりまして、63条は80%だとか75%程度の返還率が見込まれますので、そういったところから過去、23年度から29年度の見込みの調定額、それから収納率等をですね、出しまして、この2600万をこちらのほうに計上しているところでございます。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小薮 正君） 済みません、78条と言いましたが、例えば保護を受けていらっしゃる方が働いて10万円を稼がれたと。それを福祉事務所のほうには何もおっしゃらなかったと。で、後でそこがわかりましたという場合に、10万円返していただくんですけども、そのときに、何せ保護を受けられている方ですので、もう手元に使ってしまわれて、ないことが多いと。そのような場合に、分割して返していただくというような形があるんです。そういうような部分がありますので、年を越したりしてしまうということです。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 関連して。生活保護事業と同じページで、節2ですね。今、生活保護がね、修正にも出ましたとおり非常にふえているという中で、今回、臨採ですかね、これ。臨時職員4名、生活保護面接相談員1名、生活保護就労支援1名、医療扶助相談員、ケースワーカー1名と、これは、ふえているからその対応でというふうに捉えていいんですか。今までよりも、今までどういうふうに、職員でみんな、それと配置で、配置された専門員でされてきたんじゃないのかなと思うんですが、今回ふえたことよっての増員というふうに捉えていいんでしょうか。

○生活援護課長（中田利一郎君） 面接相談員、それから就労支援員、それから医療扶助相談員、これにつきましては、生活保護受給者の数がふえていって、そういった中に、過去10年ほど前と、今は倍近くふえていますが、その当時、職員体制として、当然、生活保護受給者の数が減っていけば、職員もその分少なく、ケ

ースワーカーも少なくなってきた中で、まず面接相談員がふえていく中で、職員だけでは対応が困難というようなところで非常勤の面接相談員、それからリーマンショックというのがありましたけど、そのとき就職で非常に困っておられる方がおられたというようなところで、就労支援員というのを常勤として、国のほうが補助を出して就労の支援を行うと。

それから医療扶助についても、もう御存じのとおり5割以上は、生活保護費の5割以上を占める割合で医療扶助がありますので、まあジェネリック医薬品と、重複診療だとか頻回診療、そういったものを予防するとか、指導を行う上で、医療扶助相談員というふうなことで非常勤が3名と。

それからあと、ケースワーカーの非常勤職員、今現在4名ですけど、今年度当初予算では3名としておりますが、非常に件数がふえている中、常勤の職員が月に2回程度の新規調査にも回らないといけない。その上で丁寧、計画的な方法も続けていかなければならない中で、非常勤職員が4名ほどお願いしていたんですけど、今後は非常勤職員につきましては、常勤職員、市の職員のほうが、人事当局のほうにお願いして、今後、常勤職員での対応をお願いできないかというようなところで、来年度は非常勤のケースワーカーについては1名を減というような状況でございます。

○委員（太田広則君） これは公募でされるんですか。

○生活援護課長（中田利一郎君） ケースワーカーも非常に専門的な知識等も必要で、経験等も必要なんですけど、今現在、職員のOBですね、うちの職員OB等をお願いをしております。

以上です。

○委員（太田広則君） わかりました。

就労支援事業所にも委託していますよね。就

労支援事業所、委託料も入っていますよね、この中に。361万8000円入っていますよね。で、例えば今回、生活保護就労支援に1名公募しているわけですよね。ということは、就職してくださいと、先ほどありましたように仕事について、生活保護を受給しないようにとにかく仕事してくださいと、ある程度健康な方は仕事してくださいというのが皆さんの立場で、一部ではそういう方がおられるんで、そこに就労支援をもう1名ふやすちゅうことはですよ、どんどん生活保護費を減らそうという考えのもとで、この相談員をふやされようとしているんだと思うんですよね。

じゃ、逆に聞きますと、実績、1年間、さっき聞けばよかったんですけども、就労支援に至った人数、わかりますか。それで生活保護が受けて済むようになったという人数だけちょっと、もう昼前ですけど、最後に。

○生活援護課長（中田利一郎君） 就労支援員は1名は、この事業が始まってずっと同じで、1名増というわけではございませんが。委託というのは、生活困窮者就労準備支援事業という事業がございまして、これは家に閉じこもりがちな人が、閉じこもっていてなかなか外に出られなくて、就労に至るまで、その前に生活のリズムを整えたり、また生活保護を受けておられる方で、もう何年も仕事に行っていないというようなことで、ハローワークとかに行きまして、履歴書とか面接等を行った上で、なかなかそれがうまくいかずに就労に至っていない人への準備、そういった基本的なことを行えるようにするためには、被保護者就労準備支援事業ということで、こちらのほうは仕事についていただくように、できれば続くまで委託するものでございます。

先ほど就労支援の人数ですけども、年間延べ、大体500名程度に参加をしていただいております。

○委員（太田広則君） はい、わかりました。準備と支援というのが違うということですね。はい、わかりました。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（島田一已君） 75ページのフッ化物洗口事業ですけども、今、この事業をされて何年になるのか、また効果があれば効果をお話しいただきたいと思いますし、また先生・保護者の方から何か声が上がっていれば、そのことをお話ししていただきたいと思います。

○健康推進課長（豊田幸子君） フッ化物洗口事業の開始は、平成26年の9月からでしたので、実際、2年と5カ月、半年ですね、2年と6カ月なんですけど、効果としましては、まだフッ化物洗口による効果ということでは実際は出ておりません。ですけど、子供たちの虫歯の本数は年々減少している状況です。

フッ化物洗口を始めましてから、効果としまして、先生方のお話では、歯磨きを実際する子供たちがふえて、集団的には効果が出てきているのかなというお声は聞いております。保護者からとか教師の先生方の苦情などは、直接には私どものほうには聞こえておりません。また、教育委員会のほうからもそのようなお声は聞いていない状況です。

○委員（島田一已君） はい、いいです。

○委員長（友枝和明君） よろしゅうございますか。ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 済みません、今の関連なんですけど、このフッ化物洗口事業は、とりあえず3年をめどにということじゃなかったかと思いますが、その部分だけちょっと確認をさせてもらっていいですか。

○健康推進課長（豊田幸子君） フッ化物洗口の実施につきましては、3年度ということでは当初計画では言うてはおりません。少なくとも5年以上はする必要があるのかなということ

で、教育委員会にはお願いしておりました。また、効果が出るのが、12歳の子供たちの歯で効果を示していきますので、少なくとも6年以上はかかるのかなと思っておりますので、担当課としましてはずっと継続していきたい事業だと思っております。

○委員（幸村香代子君） わかりました。何か、一応3年をめぐり一回効果を見るというふうに私は理解していたんですが、違ったということを確認してもらいました。はい。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

じゃ、午前中の審議はここまでといたしまして、休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（午後0時04分 休憩）

（午後1時02分 開議）

○委員長（友枝和明君） それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

第3款・民生費及び第4款・衛生費の質疑の途中でありましたので、質疑を再開いたします。質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） 済みません、確認ですが、68ページの社会福祉費、節13・地域介護・福祉空間整備等交付金事業で、確認なんですけど、今回、スプリンクラーの整備と、それから消火ポンプユニット、そしてもう一つが防犯対策強化ということで、施設に8園、8事業所に防犯カメラをつけたり、非常通報装置ということで、まず、その最初のスプリンクラーとポンプユニット、これは全部国からのですね、拠出金のようなので、別に問題ないと思うんですが、もともと事業所を認可するときに、このスプリンクラーとか設置は義務づけられとかんばんとじゃなかったのかなと思ってはいるんですが、その確認です。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 長寿支

援課、秋田でございます。

ただいまの御質問でございますが、現在、スプリンクラー等の整備を行っております対象は、既存の施設でございます。消防法改正前から設置している施設がございまして、消防法改正後にスプリンクラー整備を行う際に、国の補助があるというものでございます。現在、新たに新設されているもの等につきましては、もう建設当初から、その建築費の中でスプリンクラー等の整備が義務づけがあるというところでございます。

以上です。

○委員（太田広則君） スプリンクラーについてはわかりました。

それじゃ、次のですね、防犯対策強化ということで、今回私、一般質問で防犯カメラの質問をさせていただきましても、国の補助で防犯カメラをつけるということで、8園、8事業所ですかね、これは今までも国の補助で防犯カメラってつけてこられたんですかね。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） よろしく申し上げます。

28年度、昨年度、障害者の施設のほうでの事件がございまして、その後ですね、今年度初めて始まった事業でございます。180万上限で、その分の半分、2分の1が補助となっております。

以上です。

○委員（太田広則君） ちゅうとは、これからもどんどん、未設置のところが多いと。で、2分の1の補助で逆につけていけるといいうふうに踏んでよろしいんですか。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） お尋ねの件なんですけども、今年度から始まっている事業でありまして、来年度も必ずありますという保証はわからないんですけども、国としては続けていかれる予定というふうに聞いております。

あと、補助に関しましては、先ほども話しましたように、１８０万の上限額で、その２分の１の９０万までが上限でございまして、３０万以上の分が対象となっております。

以上です。（委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（幸村香代子君） 民生費全体なんですけれども、民生費、衛生費ですね、衛生費の一部、非常に予算としては２００億という大きなですね、予算を占める事業になるんですけれども、中身を見てみれば、本当に子供たちを、子供を産み育てる環境から、やっぱり高齢者福祉からといったところ、また生活困窮者事業とかっていったところの、本当に市民の暮らしのですね、一番土台となるようなところの予算であろうというふうに思います。

ことし新規事業がなかなか厳しいといったふうなですね、まあ、これは予算全体ですが、厳しいという中でですね、非常に苦労して予算を確保されたのであろうというふうに思います。ですが、やはり特に子供たちの部分の予算、出生率も年々右肩下がりに下がってきているという状況はあります。だから、やっぱり少子高齢化が進んでいくということになれば、少子化対策ということがやっぱり重要な施策のですね、一番に来るだろうというふうに思いますし、やはり高齢化というのも、本市の場合、避けられないところに来ていると。安心してやっぱり地域の中で終末を迎えられるようなですね、そういったふうな環境整備も絶対必要になってきます。

そういったふうなところにですね、本当に市

民全体の暮らしとか健康とかっていった、そういったところのですね、一番基礎となるところでもありますので、非常にそういった意味では、予算の執行、事業の執行に当たってはですね、そういった視点を常に持っていただいて、執行をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員（太田広則君） 私のほうから、生活保護事業についてですけれどもですね、先ほど質問させていただきました。皆さん御存じのとおり、生活保護に関しては全国的に今、不正受給の問題とかですね、そういうのもあって、非常に皆さんも注目しているし、また、ここに非常にうちとしても予算をつけなきゃいけないという状況にあります。

今回、臨時職員をですね、採用して対応していきたいということのようでもありますけれども、基本的にはですね、人を入れて対応することですので、入れた効果ですね、やはり生活保護受給が下がりましたと言えるような費用対効果をですね、ぜひ、先ほど中田課長にも質問しましたけれども、就労支援、これもですね、重要なところですよ。仕事につけられるようになった、仕事ついたことによって生活保護を受けなく済むようになった、このことが理想でございますのでですね、どうか人を入れた分のですね、費用対効果を目指してですね、大変なところでございます。

また、不正受給に関しては、八代市からですね、不正受給の発覚がないように、しっかりとした管理をですね、お願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で、第３款・民生費及び第４款・衛生費については終了します。

執行部入れかえのため小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後１時１０分 小会）

（午後１時１２分 本会）

○委員長（友枝和明君） それでは、本会に戻します。

次に教育部から、歳出の第９款・教育費について説明をお願いします。

○教育部長（釜 道治君） 教育委員会でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第６号・平成２９年度八代市一般会計予算、第９款・教育費の説明に入ります前に、私から、平成２９年度を迎えるに当たっての基本的な考え方について述べさせていただきます。

教育委員会では、八代市教育大綱及び八代市教育振興基本計画の基本理念であります「やつしろの 絆でつむぐ 心豊かな人づくり」を教育行政推進の柱とし、また、その推進を図るため、①子供たち一人一人の生きる力を育みます。②地域とともに学校・園の教育力を高めます。③学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます。④生涯を通じて楽しく学ぶことのできる充実した環境を提供します。⑤郷土の歴史と文化財に親しむことのできる環境を整えます。の以上５項目を基本目標に掲げ、教育部内、連携を図りながら、毎年度、諸事業に取り組んでいるところでございます。

平成２８年度は、教育部の重点目標事項として、①いじめ、不登校対策の充実、②学校規模適正化の推進、③特別支援教育相談事業の推進、④学校ＩＣＴ環境の整備、⑤学校給食施設の整備検討、⑥学校施設非構造部材耐震化の推進、⑦八代市公民館体制への移行準備、⑧博物館特別展覧会事業の開催を掲げ、取り組んでまいりました。おおむね、２８年度に掲げた目標は達成できたものと考えております。

平成２９年度でございますが、２９年度には、現在の八代市教育大綱及び八代市教育振興基本計画がそれぞれ期間満了となりますことから、その改定作業を教育部の最重点項目と位置づけ、取り組みを進めます。

次に、引き続き、２８年度に掲げた重点目標事項がさらに進捗するよう取り組みます。熊本地震からの復旧・復興を目指す事業にも鋭意取り組んでまいります。

加えて、文教福祉委員から、今議会の一般質問において、児童虐待への対応、進路指導、日本語指導、防犯カメラ政策、適応指導教室くま川教室について御質問をいただいたところでありますが、これまでも、教育行政について市議会からも貴重な御意見をいただいておりますことから、それらへの対応にも努め、職員一丸となり、基本理念である「やつしろの 絆でつむぐ 心豊かな人づくり」に、さらに一步近づけるよう、丁寧な事業進捗に努めてまいります。

以上、平成２９年を迎えるに当たっての私の基本的考え方とさせていただきます、桑田教育部次長が平成２９年度当初予算の具体について説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育部次長（桑田謙治君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）教育部次長の桑田でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして説明をさせていただきます。

それでは、議案第６号・平成２９年度八代市一般会計予算のうち、教育部が所管します教育費予算の概要について御説明いたします。

まず、予算書の８ページをお願いいたします。

まず、第９款・教育費について説明いたします。

経済文化交流部所管分も含め、教育費総額として４２億２７９０万１０００円を計上しております。これは一般会計予算全体に占める割合

として、6.43%に当たります。項別の内訳としまして、項1・教育総務費に6億582万円、項2・小学校費に7億3625万3000円、項3・中学校費に5億9181万6000円、項4・特別支援学校費に4474万5000円、項5・幼稚園費に2億2677万8000円、項6・学校給食費に6億2553万4000円、項7・社会教育費に10億8588万1000円、項8・社会体育費に3億1107万4000円をそれぞれ計上しております。

次に、16ページをお願いいたします。

歳出の款9・教育費は、前年度と比較しまして7766万9000円の減額となっております。教育部所管における主な減額としましては、中学校費の教育振興費のマイナス3055万6000円、学校建設費のマイナス8284万円で、その理由としましては、28年度は、4年に1回の中学校教科書採択に伴い、教師への教科書及び指導書の配付があったことにより臨時的に予算増となったことと、八代市立第六中学校体育館改築に伴う旧体育館解体及びグラウンド整備が完了したことによるものでございます。

特定財源につきましては多種にわたるため、歳出予算の目別予算の際に、主なものについて説明をさせていただきます。

それでは、歳出について説明いたします。

101ページをお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目1・教育委員会費です。教育委員会関係事務事業に335万8000円を計上いたしております。主なものは、教育委員4人分の報酬です。

次のページをお願いいたします。

目2・事務局費でございます。4億8028万円を計上いたしております。対前年度1909万4000円の増です。その主な理由としまして、29年度は幼稚園教諭の定年退職に伴う退職手当を予算計上しているためでござい

ます。特定財源の国県支出金は、小中一貫教育推進事業県委託金95万円及びいじめ対策等推進事業に伴う国補助金22万5000円で、その他は、奨学資金貸付金元利収入707万5000円が主なものです。主な事業について御説明いたします。説明欄の上から5番目、小中一貫・連携教育推進事業300万4000円は、義務教育9年間を通して、確かな学力、豊かな心、健やかな体など生きる力の育成を図るために、小中学校の連携体制を強化するものです。平成27年度からは全中学校区で導入しており、29年度も県の小中一貫教育推進事業委託金を活用し、各校区の実態に即した事業を進めて、八代型小中一貫・連携教育の確立を目指します。1つ飛びまして、日本語指導員事業119万7000円は、日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるように、日本語指導員3人を学校に派遣し、日本語習得の支援を図るものでございます。また1つ飛びまして、教育委員会事務局事業375万8000円は、教育長の活動費を含む教育委員会事務局に係る事務経費でございます。29年度は、30年度から計画がスタートいたします次期教育振興基本計画の策定に向けて、策定委員会関連経費11万7000円を計上いたしております。奨学資金貸付事業727万4000円は、経済的な理由で就学が困難な生徒・学生に対し奨学資金を貸し付けるもので、29年度は新規貸し付け11人分、継続貸し付け8人分を予定いたしております。いじめ対策等推進事業107万6000円は、学校からの要請に基づき、いじめや生徒指導等に関して専門的な指導・助言を行う、弁護士・医師・臨床心理士・精神保健福祉士で構成する八代市学校支援委員会に要する経費と、いじめの防止・早期発見及びいじめへの対処など、いじめ問題の対策を実効的に行うために、29年度から新たに設置を予定いたしております。八代市いじめ防止等対策委員会に

要する経費が主なものでございます。小中学校 I C T 支援員事業 1 1 3 2 万 8 0 0 0 円ですが、この事業は、2 8 年度及び 2 9 年度の 2 カ年事業となっております。2 8 年度からパソコン教室のデスクトップパソコンを順次タブレット併用型パソコンに切りかえることに伴い、外部の支援員による授業、研修等における操作支援やメンテナンス支援が必要とのことから、外部から I C T 支援員を活用しているところでございます。2 9 年度は導入校への支援を引き続き行うとともに、今後導入予定の学校に対して、研修の実施やモデル研究校の実践結果を提供し、今後の円滑な導入につなげてまいります。

次に、目 3 ・教育サポートセンター費です。2 8 1 1 万 3 0 0 0 円を計上いたしております。対前年度 2 0 1 万 7 0 0 0 円の減でございます。主な事業について御説明いたします。まず、教育サポート事業 4 4 9 万 8 0 0 0 円は、教職経験豊かで、実践的指導力が高い 2 人の退職教員をサポートセンターに配置し、学力向上、不登校等の防止・解消に必要な支援や、教職員の指導力向上に必要な各種研修や支援などを行うものでございます。2 9 年度は、これまでのサポート活動をより一層充実するとともに、研修機会が少なくなる採用 2 年目の教職員及び研修機会がほとんどない採用 1 年目の臨採教員等へのサポートを重点項目として取り組んでまいります。これにより、教育サポーターの勤務日数及び勤務時間数をふやすこととし、2 0 7 万 4 0 0 0 円の予算を増額としております。1 0 3 ページの特別支援教育相談事業 1 1 9 万 7 0 0 0 円は、教育現場からの特別支援教育に関する相談ニーズが増加してきたことから、2 8 年度に事業を開始しております。特別支援教育アドバイザー 1 人をサポートセンターに配置し、支援を要する児童生徒のニーズを把握し、個人に合った必要な支援内容及び方法を

明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など、児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言等の支援活動を行うものでございます。

次に、目 4 ・特別支援教育推進費でございます。特別支援教育推進事業に 1 7 7 万 2 0 0 0 円を計上いたしております。予算の主な内容は、障害のある児童生徒一人一人に応じた特別支援教育を推進するために、望ましい就学場について専門家より意見を聞き、児童生徒の教育的ニーズに応じた就学指導を行う就学指導適正化に要する経費のほか、特別支援教育に関して助言を行う巡回相談員・専門委員の各学校への派遣経費及び特別支援教育関係機関・団体への負担金が主なものでございます。

次に、目 5 ・学校保健費です。9 2 2 9 万 7 0 0 0 円を計上いたしております。特定財源の国県支出金は、小・中・特・幼健康診断事業、保健衛生管理事業に伴う国補助金で、その他は、スポーツ振興センター事業に伴う保護者負担金 3 4 1 万 4 0 0 0 円と、小学校の A E D 本体の購入に充てるふるさと八代元気づくり応援基金繰入金 4 3 2 万円でございます。主な事業について御説明します。小・中・特・幼健康診断事業 6 6 5 9 万 5 0 0 0 円は、学校保健安全法に基づき、学校医・学校歯科医の指導と協力を得て、児童生徒、幼児及び学校職員の健康診断を行うものでございます。学校保健安全法の改正によりまして、2 8 年度から検診項目に骨格、関節、筋肉等の運動器の検診が追加されているところでございます。また、2 8 年 1 0 月から教職員のストレスチェックが実施されたことに伴い、2 9 年度は産業医の一層の活用を図るために、産業医の報酬基準を見直すところにしております。予算の主なものは、学校医・学校歯科医等の報酬 4 1 5 3 万 3 0 0 0 円、医師会への健康診断等の委託料 2 0 2 9 万円でございます。保健衛生管理事業 1 0 9 5 万 8 0 0 0

円は、学校薬剤師等の協力を得て、小・中・特別支援学校、幼稚園の飲料水やプール水の水質検査や学校環境衛生検査を行うもので、学校薬剤師報酬５０１万６０００円、水質検査委託料３３６万９０００円が主なものでございます。１つ飛びまして、スポーツ振興センター事業９１４万７０００円は、学校管理下において児童生徒等がけが等で負傷した場合に見舞金を受けられるよう、日本スポーツ振興センター災害共済に加入するもので、児童・生徒・園児、約１万人分の共済掛金でございます。

次に、１０４ページでございます。項２・小学校費、目１・学校管理費でございます。４億９５３２万５０００円を計上いたしております。対前年度８５７２万４０００円の増でございます。その主な理由は、小学校施設整備事業で８３１８万４０００円の増となっております。特定財源の国県支出金は、スクールバス購入及び運行などの小学校通学関係事業における僻地児童生徒援助費等国補助金２６０万７０００円です。地方債はスクールバス購入に充てる過疎対策事業債１５０万円、小学校施設整備事業に充てる合併特例債２３４０万円と、復旧・復興のための施設整備費に充てる緊急防災・減災債５９５０万円でございます。その他の主なものは、小学校体育館使用料２５３万円のほか、復旧・復興費に充てるためのふるさと八代元気づくり応援基金繰入金１７３万円となっております。主な事業について御説明いたします。小学校管理運営事業１億９３０７万円の主なものは、小学校施設用務員２２人、学校事務員２０人の計４２人分に係る賃金、共済費６２７１万５０００円のほか、電気料等の光熱水費８６０２万６０００円、機械警備並びに浄化槽保守点検等に伴う委託料１６９４万円、備品購入費９５４万７０００円などでございます。１つ飛びまして、小学校通学関係事業４９１３万８０００円は、児童の遠距離通学支援のために

運行しますスクールバス運行経費などでございます。スクールバスの対象校は、文政小、八竜小、東陽小、宮地小のほか、２９年度から運行を開始いたします金剛小となっております。また、老朽化に伴い、八竜小のスクールバス１０人乗りワゴンを買いかえる予定でございます。１つ飛んだ小学校施設整備事業１億５５２３万４０００円の主なものは、代陽小体育館屋根改修工事、植柳小高圧受変電設備更新工事など、老朽化に伴う施設の改修工事費５７９０万円と一般修繕料３３７０万円のほか、復旧・復興関連としまして、屋外の照明設置、屋外トイレ整備及び災害備蓄倉庫整備の工事請負費など６２１３万４０００円でございます。なお、小学校及び中学校の非構造部材耐震化事業につきましては、早期の完了を目指して、２８年１２月議会におきまして補正予算をお願いしております。前倒しして発注したことから、２９年度の当初予算には工事請負費は計上いたしておりません。

次に、目２・教育振興費でございます。２億４０９２万８０００円を計上いたしております。対前年度１１１万円の減でございます。特定財源の国県支出金は、特別支援教育就学奨励費国補助金４０１万７０００円、理科教育設備整備費等国補助金１９９万３０００円、水俣に学ぶ肥後っ子教室県補助金２０３万４０００円が主なもので、その他の主なものは、水俣に学ぶ肥後っ子教室実費徴収金２０３万５０００円が主なものでございます。主な事業について御説明いたします。まず、学校支援職員配置事業４５２９万９０００円です。本市では、小・中・特別支援学校・幼稚園に学校支援職員を配置し、個に応じたきめ細やかな教育を推進し、子供たちの自己実現に向け、生きる力を育てていくことを目的に、学校支援職員を配置しているところでございます。小学校では、特別支援教育支援員及び学校図書館支援員を配置しま

す。２９年度は、特別支援教育支援員を前年度１人増となる３６人、学校図書館支援員は前年度と同じ１８人を配置予定でございます。学校教材充実事業１２５６万９０００円は、特別支援学級の増加に伴う教師用教科書及び指導書の購入経費３７０万１０００円、知能テスト・標準学力検査のテスト業務委託５４７万５０００円が主なものでございます。４つ飛びまして、要保護・準要保護就学援助事業３４１０万７０００円は、経済的な理由により就学困難な児童の保護者及び特別支援学級に就学する児童の保護者の経済的負担を軽減するために行うもので、要保護３２人、準要保護９８３人に対し、学用品等２３４７万４０００円、医療費２５９万８０００円を、特別支援２３８人に対して、特別支援教育就学奨励費８０３万５０００円の扶助を行うものでございます。続きまして、１０５ページのパソコン教育推進事業１億１０６９万７０００円は、パソコンのリース、保守に要する経費でございます。２８年度から、教育現場におけるＩＣＴ活用を推進するため、パソコン更新に合わせ、デスクトップパソコンをタブレット併用型パソコンへ順次切りかえているところです。また、活用方法の検討や研究授業の実践等を通して、タブレットパソコンを活用したＩＣＴ教育の課題を把握するため、ＩＣＴ教育推進のモデル校として八代小学校、千丁中学校の中小１校ずつ指定しているところでございます。両校にはパソコン教室以外に、別途パソコンの配備と教室の無線ＬＡＮ環境の整備を強化しているところでございます。なお、２９年度はパソコンの更新はありませんが、引き続きＩＣＴを活用した協働型・双方向型の授業の展開を図り、確かな学力を育成するためにＩＣＴ機器の活用を進めてまいります。次に、児童生徒のスポーツ環境整備事業６５万８０００円は、２７年３月に県が策定した児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を受

け、３０年度末までに小学校の運動部活動を社会体育へ移行するための事業です。有識者や関係団体から構成される小学校部活動の社会体育移行に伴う検討委員会及び各小学校に派遣されるコーディネーターへの報償費５３万８０００円が主なものでございます。２９年度は、条件整備が整った一部の学校において社会体育へ移行いたします。

次に、項３・中学校費、目１・学校管理費でございます。３億２７１２万円を計上しております。対前年度５４３８万４０００円の増でございます。その主な理由は、中学校施設整備事業７２２８万２０００円の増、及び中学校通学関係事業１４９４万２０００円の減が主な理由でございます。特定財源の国県支出金は、寄宿舎管理事業に伴うへき地児童生徒援助費等国補助金で、地方債は復旧・復興のための施設整備費に充てる緊急防災・減災債７７６０万円でございます。その他の主なものは、中学校体育館使用料１７７万８０００円となっております。主な事業について説明いたします。まず、中学校管理運営事業１億１２１２万５０００円の主なものは、中学校施設用務員１４人、学校事務員８人の計２２人分に係る賃金、共済費３２９４万８０００円のほか、電気料等の光熱水費５２３２万６０００円、機械警備や浄化槽保守点検等委託料１００２万１０００円、備品購入費７０３万８０００円でございます。２９年度から、学校事務の効率化及びチェック体制の向上を図るため、複数の学校事務を共同実施する学校事務センターを鏡中学校に設置いたします。共同実施の対象校は、鏡地区、東陽地区、泉地区の小中学校とし、鏡中学校を拠点校、その他の学校を連携校と位置づけて、財務事務、教職員の給与事務などの学校事務を担当するところでございます。１つ飛んで、中学校通学関係事業１３４８万９０００円は、生徒の遠距離通学支援のために運行するスクールバス関係経費や

通学補助金で、主なものは、泉小中学校スクールバス運行経費１０４９万６０００円、東陽中の自転車通学、坂本中のＪＲ・バス・乗り合いタクシー通学に対する補助金２９９万３０００円でございます。１つ飛んで、中学校施設整備事業１億２３７２万４０００円の主なものは、第六中学校プールろ過機更新工事、千丁中学校保健室シャワー・トイレ設置工事、二見中学校給水ろ過機改修工事等の工事請負費２０５０万円、一般修繕料２４２２万円のほか、鏡中学校屋外トイレ整備工事及び災害備蓄倉庫整備工事、一中ほか５校の屋外照明設置工事など復旧復興経費７８５０万４０００円でございます。氷川中学校組合負担金事業４１８万９０００円は、龍峯校区の生徒が氷川中学校への通学に伴う一部事務組合負担金で、２９年度は７人の生徒が通学する見込みでございます。

次に、１０６ページの目２・教育振興費でございます。２億６２３６万６０００円を計上しております。対前年度３０５５万６０００円の減でございます。その主な理由は、２８年度は４年に１度の教科書採択があり、関連経費を含んだ学校教材充実事業の予算が増加しましたが、２９年度は関連経費３０２５万円が減少したことによるものでございます。特定財源の国県支出金は、特別支援教育就学奨励費国補助金１９４万９０００円、理科教育設備整備費等国補助金１２５万円が主なもので、その他は、外国青年英語指導助手の宿舍使用料３３６万円、パソコン教育推進事業及び学校教材充実事業に活用するふるさと八代元気づくり応援基金繰入金１９３８万９０００円が主なものでございます。主な事業について御説明いたします。学校体育振興事業１７５９万２０００円の主なものは、中学校体育大会・中体連の全国大会や九州大会等に出場する生徒等の出場補助金１３４２万４０００円、八代中体連の各種大会出場のためのバス等借り上げ１９５万９０００円などで

ございます。学校支援職員配置事業２７２９万８０００円では、特別支援教育支援員は前年度１人増の１７人、学校図書館支援員は２８年度と同じ７人、生徒指導支援員も２８年度と同じ８人を配置する予定でございます。学校教材充実事業１０８２万８０００円の主なものは、２８年度の教科書採択に伴い、２９年度から新たに使用いたします１年生の英語科教師用教科書及び指導書並びに特別支援学級の増加に伴う教師用教科書及び指導書の購入経費２９５万円、知能テスト・標準学力検査のテスト業務委託５４７万５０００円のほか、ふるさと八代元気づくり応援基金１０２万１０００円を活用して２年生用英語ピクチャーカードの購入経費でございます。１つ飛びまして、語学指導外国青年招致事業５１３５万８０００円は、英語を母国語とする外国青年英語指導助手、いわゆるＡＬＴを学校や幼稚園に派遣し、異国文化の紹介、英語音声面での指導、コミュニケーション能力育成のための活動に従事させるものでございます。ＡＬＴ１０人分の報酬、共済費及び住宅借り上げ料が主なものでございます。２９年度は、国が示す３０年度からの小学校の英語教科の先行実施に向けて、チームティーチングなどの指導体制の充実など、ＡＬＴのさらなる効果的な活用を図ってまいります。不登校児童生徒の適応指導事業８０１万２０００円は、不登校状態にある児童生徒に対し、学校復帰を支援する適応指導教室くま川教室を開設し、専任の指導員を配置し、専門的な教育相談や適応指導、自然・体験的活動を実施し、学校・社会への適応力、自立心を養うことに努めております。主なものは指導員８人分の賃金・共済費でございます。教育振興事業１４２１万８０００円は、理科教育振興備品や各教科に使用する教材備品の購入のほか、ふるさと八代元気づくり応援基金を活用した鏡中学校柔道場の畳購入費３０９万５０００円が主なものでございます。要保

護・準要保護就学援助事業 3834万3000円は、要保護28人・準要保護586人・特別支援74人に対し、学用品費等3296万2000円、医療費148万3000円、特別支援教育就学奨励費389万8000円の扶助を行うものでございます。1つ飛びまして、パソコン教育推進事業8211万2000円は、パソコンのリース・保守に要する経費と、ふるさと八代元気づくり応援基金を活用した、全中学校の2年生の教室に電子黒板34台の設置費1431万6000円が主なものでございます。

続きまして、目3・学校建設費でございます。233万円を計上いたしております。対前年度8284万円の減でございます。その主な理由は、第六中学校体育館改築に伴う旧体育館の解体及びグラウンド整備の完了が主な理由でございます。特定財源の地方債220万円は合併特例債で、第五中学校プール耐震化事業に伴うものでございます。説明欄の学校プール耐震化事業は、五中プール耐震化改修工事实施設計の業務委託を行うものでございます。

次に、項4・特別支援学校費、目1・学校管理費でございます。3281万9000円を計上いたしております。対前年度69万2000円の減です。主な事業について御説明いたします。次ページの特別支援学校通学関係事業1827万4000円は、スクールバス4台の運行経費でございます。

次に、目2・教育振興費です。1192万6000円を計上いたしております。対前年度35万7000円の減となっております。主な事業について説明いたします。学校支援職員配置事業645万9000円は、在籍児童生徒の増加及び障害の重複化に伴い、より個に応じた教育・医療的ケアが必要であるため、特別支援教育支援員及び看護師を配置し、これに要する賃金、共済費でございます。29年度は、特別支援教育支援員を前年度と同じ4人、看護師を1

人減の3人配置いたします。看護師の減は、本年1月から市立病院の看護師2人を配置しているためによるものでございます。

次に、108ページ、項5・幼稚園費、目1・幼稚園費でございます。2億2677万8000円を計上いたしております。対前年度641万3000円の増です。その主な理由は、常勤教諭の3人増とこれに伴う臨時教諭の減及び幼稚園就園奨励費補助金の減によるものでございます。特定財源の国県支出金642万6000円は、全額、幼稚園就園奨励費国庫補助金で、その他の主なものは、幼稚園保育料及び延長保育料の1163万5000円でございます。主な事業について御説明いたします。幼稚園管理運営事業2221万2000円の主なものは、幼稚園用務員6人、欠員補充の代替に伴う臨時教諭1人、計7人分の賃金、共済費1045万1000円、電気料等光熱水費364万1000円などでございます。2つ飛びまして、幼稚園就園奨励費補助金事業2570万4000円は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図り、もって幼稚園教育の振興を図るものです。私立幼稚園5園198人分の補助を見込んでおります。1つ飛びまして、幼稚園施設整備事業1213万2000円は、太田郷幼稚園照明改修及びフェンス改修工事並びに一般の修繕料でございます。

次に、項6・学校給食費、目1・学校給食費でございます。6億2553万4000円を計上いたしております。対前年度326万6000円の減でございます。その主な理由は、学校給食施設管理運営事業及び公益財団法人学校給食会運営補助金事業の減が主な理由でございます。主な事業について御説明いたします。準要保護就学援助事業7381万9000円は、学校給食費の支払いが困難な児童生徒の保護者に対し、給食費の全額を援助し、経済的な支援を行うもので、小学校1018人分、中学校57

1人分を見込んでおります。次ページの学校給食施設管理運営事業（単独調理校）5290万2000円は、市内にある単独調理校9校の給食調理場の管理運営に要する経費で、その主なものは、調理員14人分の人件費1796万4000円のほか、燃料費725万7000円、給食調理業務委託1200万円、給食用備品購入641万3000円などでございます。学校給食施設管理運営事業（給食センター）1億3979万3000円は、市内6カ所の給食センターの管理運営に要する経費で、主なものは、燃料費1995万9000円、光熱水費2194万4000円、学校給食調理等業務委託3162万3000円のほか、西部センター受変電設備改修工事993万6000円、5センターのトイレ改修工事956万7000円などでございます。なお、さらなる効率的なセンター運営を図るため、28年9月から東陽給食センターの調理配送業務を外部に委託しているところでございます。公益財団法人学校給食会運営補助金事業3億249万3000円は、旧八代市内の4センターと代陽小の学校給食の調理及び配送等を行う八代市学校給食会への運営補助金で、正職及び嘱託・臨時職員102名、1日8700食の提供を担っているところでございます。

次に、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費でございます。1億3259万9000円を計上いたしております。対前年度11万5000円の減となっております。特定財源の国県支出金は、人権教育事業における地域人権教育指導員設置費県補助金84万円及び学校・家庭・地域の連携協力推進事業県補助金207万5000円で、その他の主なものは、さかもと青少年センター使用料80万円、八竜山自然公園使用料240万円、教育文化センター建設基金利子120万2000円でございます。主な事業について御説明いたします。まず、学校・

家庭・地域の連携協力推進事業353万7000円は、学校・家庭・地域が連携協働して、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支えるさまざまな活動を促進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターが中心となり、地域住民の協力を得て実施するものでございます。地域の子供は地域で育てるという視点に立ち、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指してまいります。事業の内訳は、郡築小・昭和小・泉小における放課後子ども教室事業経費147万8000円、第三中学校区における学校支援地域本部事業経費55万5000円、二見中、坂本中及び29年度から新規に取り組む泉中における地域未来塾事業経費150万4000円でございます。110ページの社会教育事業1215万7000円の主なものは、社会教育指導員3人分の人件費469万円のほか、成人式企画運営委託110万円、八代市地域婦人会連絡協議会など社会教育団体の3団体への補助金287万7000円などでございます。3つ飛ばしまして、八竜山自然公園管理運営事業1370万5000円の主なものは、天文台及び宿泊施設の管理運営委託1040万円、光熱水費153万6000円などでございます。

次に、目2・公民館費でございます。3億1412万3000円を計上いたしております。対前年度2793万1000円の増でございます。その主な理由は、本年4月からの公民館の1館体制移行に伴い、公民館施設整備事業で1億4083万1000円の増、新たに公民館施設となります千丁文化センターの運営管理費を含む新規の事業であります、公民館管理運営事業で4130万8000円の増、一方で、公民館主事を集約することによる職員13人の減に伴う人件費8152万8000円の減及び校区公民館のコミュニティセンター移行に伴います公民館維持管理事業の廃止による6668万3000円の減が主な理由となっております。特

定財源のその他の主なものは、公民館施設整備事業のため教育文化センター建設基金繰入金 1 億 5 3 0 2 万 3 0 0 0 円のほか、公民館使用料 2 8 4 万 3 0 0 0 円でございます。主な事業について御説明いたします。公民館管理運営事業 4 1 3 0 万 8 0 0 0 円は、校区公民館体制から 1 館体制への移行に伴い、パトリア千丁内に設置いたします八代市公民館管理運営に要する経費で、その主なものは、光熱水費 7 6 4 万 4 0 0 0 円、ビル管理、空調及び衛生設備保守点検委託料 1 6 2 0 万円、音響照明技術業務委託料 3 4 4 万 5 0 0 0 円、移転に伴う施設備品購入費 4 1 3 万 3 0 0 0 円でございます。生涯学習推進事業 3 0 7 万 3 0 0 0 円では、家庭教育学級、お出かけ公民館講座、市民教育講座のほか、まなびフェスタやつしろを開催いたします。29 年度は、1 館体制へ移行に伴い、講座等の内容や実施方法を見直し、より一層の市民のニーズに沿った多様な学習機会、学習情報の提供を行いますとともに、家庭教育学級の開設を進め、家庭の教育力の向上に努めてまいります。公民館施設整備事業 1 億 6 7 3 1 万 5 0 0 0 円は、本年 4 月にパトリア千丁内に移転する八代市公民館の執務室、会議室及び必要な設備を改修するもののほか、自治公民館整備に対する補助金が主なものでございます。内訳は、公民館整備分としまして、施設改修に 3 5 3 3 万 2 0 0 0 円、中央監視盤更新に 5 0 6 4 万 1 0 0 0 円、予備空調設備改修に 6 4 8 0 万円を予定いたしております。また、自治公民館整備費補助としまして、改築 1 件、修繕等 3 1 件で、計 1 3 2 9 万 2 0 0 0 円の補助を予定いたしております。

111 ページの目 4・図書館費です。1 億 3 5 1 7 万 2 0 0 0 円を計上いたしております。対前年度 6 万 6 0 0 0 円の減でございます。主な事業について御説明いたします。図書館管理運営事業 1 億 3 1 1 5 万 3 0 0 0 円の主なもの

は、指定管理に伴う委託料 1 億 2 9 7 5 万 2 0 0 0 円です。指定管理者は T R C グループ共同企業体、指定期間は平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間となっております。112 ページ、図書館施設整備事業 3 3 4 万 8 0 0 0 円は、図書館本館の照明器具更新、LED 化を行うものでございます。

最後に、目 5・博物館費でございます。1 億 4 6 7 4 万 3 0 0 0 円を計上いたしております。対前年度 5 6 5 万 5 0 0 0 円の増となっております。その主な理由は、博物館秋季特別展覧会事業が 3 5 4 万 7 0 0 0 円、博物館冬季特別展覧会事業が 1 1 4 万円の増となっております。特定財源その他の主なものは、博物館施設使用料 7 2 6 万 4 0 0 0 円、図録販売収入 9 0 万 3 0 0 0 円、まちづくり交流基金繰入金 7 3 2 万 3 0 0 0 円、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金 6 3 万 2 0 0 0 円です。主な事業について御説明いたします。上から 6 番目、博物館施設整備事業 6 6 3 万 3 0 0 0 円は、老朽化している薫蒸庫及び空調用クーリングタワーの改修を行うものです。次の博物館特別展覧会事業でございますが、春季特別展覧会 6 2 0 万 7 0 0 0 円は、熊本地震により中止を余儀なくされました「円山応挙—京都相国寺と金閣・銀閣の名宝展ふたたび—」を、熊本地震復興祈念として改めて開催をするものでございます。京都にあります相国寺承天閣美術館の全面的な協力により、同館が管理する相国寺、鹿苑寺金閣、慈照寺銀閣所蔵の円山応挙とその一門の絵画を紹介いたします。本コレクションの公開は九州初となります。秋季特別展覧会 7 2 9 万 9 0 0 0 円では、八代妙見祭神幸行事がユネスコ無形文化遺産に登録されたことから、記念行事として、仮称であります、大笠鉾展を開催いたします。笠鉾のルーツを探ると同時に、笠鉾が九州各地でどのように発展、展開していったか、各地に残る貴重な資料により紹介をするもので

ございます。春季及び秋季の特別展覧会には、まちづくり交流基金からの繰入金732万3000円を活用します。

以上が29年度教育部予算の概要でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（島田一巳君） 112ページの博物館ですけれども、ちょっと確認をしておきたいと思います。秋季の円山応挙・仮称っておりますけれども、これは何日から何日までの予定で開催になっていますでしょうか。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） お尋ねの展覧会でございますが、平成29年4月21日の金曜日から6月4日の日曜日までということでございます。開催日数39日間でございます。

以上です。

○委員長（友枝和明君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） この間というか、28年度の所管事務調査の中で、学校における特別支援を必要とする子供たちが増加をしているというような報告があったかというふうに思います。それで今年度、そういったふうなところの対策というか対応というか、それでどのような事業をこしというか、29年に予定されているかというところを教えてくださいいいですか。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 失礼いたします。学校教育課の渡邊でございます。

今お話ございました特別支援教育の児童生徒の数でございますが、おおむね小学校が300人、中学校が100人、支援学校70人というようなおおよその数でございます。この数については年々微増しているところでございます。

来年度の事業につきましては、これまでも展

開しておりました特別支援教育総合推進事業、この事業をですね、さらに充実していきたいと思います。内容は、先生方の研修会、さらには巡回相談員・専門員というような特別な知識、経験をお持ちの先生方を各学校に派遣をして、相談や研修に乗っていただく、このようなことを考えております。そのほかにも新たな研修会を打って、先生方の専門性の向上に寄与したいと考えております。

以上です。

○教育サポートセンター所長（高嶋宏幸君）

加えまして、平成28年度、本年度から始めました特別支援教育相談事業というのがあります。その部分で、本年度200日の勤務日数で対応してまいりましたが、特別支援教育に関係する相談からの継続相談等、非常に相談が多かったために、それを拡充し、年間800時間から900時間に時間を拡充して、事業の拡大を、拡充を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（幸村香代子君） 今の御説明のところのですね、その拡充という部分で、まあ、時間を拡充するということもあるかもしれないけれども、私は体制をですね、拡充する必要があるんじゃないかというふうなことを思っていたんですけれども、そのあたりはいかがですか。

○教育サポートセンター所長（高嶋宏幸君）

体制の拡充ということですが、まずは来年度は時間の拡充ということで対応させていただきたいということで、人数等の増加は予定していないところでございます。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 続けていいですか。

学校支援職員配置事業なんですが、今ずっと御説明を聞いていた中で、小学校も中学校も、また幼稚園も含めて、体制的にはふえてい

いうことは確認をさせていただきました。しかしこの間、兼務校ですね、3校兼務はたしか改善されたかなというふうに思っているんですが、2校兼務といったところがあったかなと思います。そのあたりはどんなふうになっているか、教えていただいていいですか。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい、お答えいたします。まず、図書館支援員につきましては、本年度も来年度も同じ数で兼務を発令するところでございます。あわせて、生徒指導支援員につきましても兼務が若干ございます。兼務がふえているという状況はございません。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） AED管理事業についてちょっとお尋ねします。7年たったということですね、平成19年、20年につけたのが7年たって20台分と理解しますが、耐用年数もたずにかえたということはございましたですか。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 7年をめどに変換しておりますけれども、今おっしゃった該当はございません。（委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） よろしゅうございますか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員（橋本幸一君） 関連ですが、そのAEDの不測の事態で使用例というのは、これまでにありますか。結局、緊急時に対応されたということは。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 平成23年5月、中学校で1度使用されています。

○委員（橋本幸一君） ああ、過去に1回ですね。はい、わかりました。

まあ別なんです、109ページの学校・家

庭・地域の連携協力推進事業というのがありますが、今、ほかの学校はまだ取り組まれていないということで、今後の方針としてはどう考えておられますか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） これは県の補助事業を受けておりまして、財源も限られておりますので、できるだけ拡充したいというふうには考えているところですが、まあ、予算のほうと相談をしながら検討していきたいというふうに思っております。

○委員（橋本幸一君） これは単年度事業なんですか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 単年度事業です。

○委員（橋本幸一君） 1年きり。ということは、もう平成29年以降の事業は定かではないと理解していいんですか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 継続性の単年度ということじゃなくて、事業として単年度ごとにやっております。補助としては、国のほうもできるだけ拡充したいという方向で今されているというふうに聞いておりますので、当面の間は続くものというふうに考えております。

○委員（橋本幸一君） 今現在取り組まれている学校というのは、予算は単年度だけど、継続して続けていかれると。新たに予算を取り組んで、これまで取り組んでいない学校も、随時そういう方向でいくということで捉えていいんですか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい。一応、先ほど申しましたように予算が限られている部分があるものですから、その中で学校を変えたりとかいう形でですね、学校の要望等を受けながら、次の実施校を決めながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員（橋本幸一君） はい、わかりました。まあ、できれば継続していただきたいと思えます。

それから、先ほど自治公民館の改修とか修繕とか、これは要望の100%を満たされている状況なんですか。それとも繰り延べという状況もあっているんですかね。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 自治公民館の補助につきましては、現在、一応100%ということで満たしております。

○委員（橋本幸一君） ああ、ありがとうございます。

もう一つよろしいですか。106ページのALTの件ですが、八代市には10人おられるということをさっき伺ったんですが、今、これまでの一般質問でありましたように、小学校までかなり今度踏み込んだ英語授業が入ってくるといことで、かなりこのALTの人の活動といいますか、仕事というのもふえてくるかと思うんですが、結局、ふえてくる可能性がある、どうですか、その辺については。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 現在、ALT 1人当たり4校から6校程度、まあ、学校の規模にもよりますけども、担当しておりますが、今後、小学校での英語活動等がふえますことから、1人当たりの持ち分ではなかなか、全ての学級にALTを派遣してのチームティーチングというのは厳しい状況はあるかなと考えております。

○委員（橋本幸一君） まあ、そうなれば今後の見通しとして、ALTの増員もしくは英語に堪能な人の確保ということも必要になってくるかと思うんですが、それについての考えというのはどうなっているんでしょうね。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 一般質問のほうで教育長、部長のほうからも答弁ございましたが、英語の堪能な日本人、そしてALT、こういった人材を活用していきたいと考えております。そのためには財源が必要でございますが、もしそれがといいますか、29年度はおりませんので、その分をどこかの部分を削って、

つまり中学校の授業を少し削って小学校に回すとか、そういうことでもしないと、なかなか小学校にまで時間が割り当てられないという厳しい状況がございます。

○委員（橋本幸一君） まだ八代市の場合は取っかかりというか、全体移行じゃないから、それについてはどうにか今現在可能かもしれないですけど、将来的にはどうしても、全校となれば、かなり厳しい状況になってくると思うわけですね。それについては、今の目的がですね、しっかり達成できるような体制でされるように私、まあ、これはもう希望ですから。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 部長にですね、お聞きをしたいんですが、今回の教育費、29年度予算に占める教育費の割合、先ほど6.何%というふうなお話があつてですね、非常に正直残念でした。というのは、議会からもやっぱり教育費については10%、1割を確保いただきたいというようなのはですね、議会からの要望でもですね、出しています。

で、今のいろんなことについて、やっぱりマンパワーであつたり体制であつたり、環境を整えていくときに、やっぱり財源というお話がですね、聞こえてくると。そのあたり、予算折衝に大分苦勞されたんだろうなというふうに思うんですが、ちょっと何かそのあたりのことを、お話をお聞かせいただければと思いますが。

○教育部長（釜 道治君） ある意味ありがたい御質問でございます。いろいろ御心配をいただきましてありがとうございます。

これまで特にパーセントで言いますと、学校耐震化等がございましたので、それが順次終了しておりますことから、総事業費に占める割合が少し下がっておるということでございます。まあ私どもとしては、必要な事業についてはし

っかり準備をして、要望をしてまいっておるつもりです。

ただ、財源の問題も当然ございますので、100要望してなかなか100というのは難しいということもございますが、ただ、私ども要望する側としなくても、しっかりした熟度を持った計画を提案していくならば、当然、市全体としても御理解いただけるものというふうに思っておりますので、例えば先ほどお話がございました小学校の英語教育の問題、こういったものにつきましても、これも御心配いただくように、スタッフも増員しないと、なかなか新しい学習指導要領にも対応できにくいということになります、既にそういう必要なというふうなお話はさせていただいております。

ただ、どう、じゃ、ALTをうまく使っていくのか、また、一般の日本人の方でも流暢な英語が対応できる方をどう使っていくのか、このあたりをもっとしっかり計画をする中で、また市全体としてもお話をしていく必要もございますので、そこは私どもがやっぱりいろんな事業について熟度を高めて予算のお願いをしていくということで、結果として事業費が高まっていけば、一番私どももいい事業ができるなというふうに思っております。

それで、非常に10%というのはありがたいお言葉ではございますが、まあ、なかなかその10%ということの数字に合わせるための事業要求ということではなくて、より必要な事業を、より熟度を高めて対応できていければなというふうに思っておりますので、そういう観点で御理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○委員（幸村香代子君） やっぱりですね、議会としてその10%というふうに出したのは、やっぱり子供たちの教育環境はですね、きちんと整えていただきたい、そこに対する予算はきちんと充てるべきだというふうなですね、やっ

ぱり思いを持って、そういう要望を上げております。ハード面も含めてということになるとですね、そのときもあったんですが、ハード面を入れてしまうとね、非常に高くなってくるので、ハード面を除いてでもやっぱり1割というふうなですね、ことを検討した経過がありますので、やはりそのあたりの議会からのですね、思いというのはきちんと受けとめていただきたいと、ぜひお願いしたいというふうに思います。

続けていいですか。スクールバスのところなんです、単純な話なんです、小学校と中学校の部分があって、例えば坂本中と八竜小というのは隣り合わせてあったりもするので、このあたり、一緒に使えるものがあるのかなというのをちょっとお尋ねをしたいんですが。坂本中の場合、JRとバスと乗り合いタクシーというのを中学校の場合使われていて、八竜小学校の場合は、たしか何例かありますよね、ここ。そこを何か兼用するというか、そういったふうなというのは難しいんですかね。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 教育政策課の宮田です。よろしく願いいたします。

八竜小のスクールバスにつきましては、基本的に小学校の合併に伴う小学生の送迎ということで使っておりますけども、中学生につきましては基本的には公共交通機関でありますとか自転車通学のほうで対応しております。ただその中で、山間部にあって公共交通機関がないような方も、生徒さんも3名ぐらいいらっしゃいますので、その方につきましては八竜小のスクールバスと一緒に同乗して通学をされているという、そういう実情がございます。ただ、基本的には小学生が対象の運営をいたしております。

以上です。

○委員（幸村香代子君） ということは、例えば小学生が多くて中学生が乗れないとかっていうことではなくて、そもそも考え方として、小

学校と中学校の利用の仕方というのを分けているということが基本にあるんですかね。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 先ほど申し上げましたけども、基本的に八竜小のスクールバスということで、小学校の登下校のために運行しているものですから、対象としては原則的、基本的には小学生が対象ということでございます。先ほど申し上げましたように、その中でやはり不都合といいますか、中学生の生徒さんで通学困難という、そういったものに対しては特例的にですね、一緒に乗せているということでありまして、中学も含めて送迎を一括でしようという、そういった動きというか計画はないところでございます。

○委員（幸村香代子君） そういった御希望は、地域とか保護者の方とかからは出ていないですか。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） もうスクールバスになりましてからかなり年数たちますけども、特に中学生のほうから、中学生も基本的に乗せてほしいというような、そういった要望は伺っておりません。

以上です。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 今回、パソコンをタブレット併用型ということで、私、昔、ICTを活用した反転授業というのを議会で提案したことがあるんですが、タブレット型だと自宅に持っていけると言うんですが、これは自宅に持っていけるんですか。どうなんでしょう。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 現在ですね、本年度から配備を開始しておりますタブレット併用型パソコンといいますのは、基本的にはパソコン室にありました情報教育用の据え置き型のパソコンの機種の変更で置いているものでございます。それが画面のほうガチャッ

とこう外れるような形になっておりまして、それを普通教室の授業で活用していこうという形で導入したものですから、まあ、基本的に1学校40台ということで、学校内で限定して使うような、そういった想定でございます。

以上です。（委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第6号・平成29年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため小会いたします。

（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後2時29分 小会）

（午後2時38分 本会）

◎議案第7号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計予算

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

次に、議案第7号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

それでは、予算の説明に入ります前に、平成29年度の特別会計予算、このうち健康福祉部所管の国民健康保険、後期高齢者の医療、介護

保険、診療所の編成に当たりましての部長総括ということで申し上げます。座らせていただいて申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計です。

平成27年度決算におきまして、市町村合併後初の約3.3億円の赤字決算となりましたことは、大変重く受けとめております。また28年度決算も、国保税の値上げを実施しましたものの、赤字決算が見込まれております。さらには、29年度予算は医療費が減少となり、28年度に比べ予算規模は約2.2億円減少しましたが、それでもなお歳出に対し不足する歳入の穴埋めをするため、国民健康保険税を、現在の試算では約4.3億円上乗せをしている状態です。このように、国保財政は危機的な状況が続いていると認識をしております。

医療費の適正化策としましては、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の使用促進などに加え、29年度から新たに糖尿病等重症化予防への取り組みを始めます。また、多受診・頻回受診者への訪問指導も継続してまいります。一方、収入の確保策としましては、国保税徴収の強化を図ることなどです。いずれにしましても、できることは何でも実施し、国保の早期の財政の健全化を目指していきたいと考えております。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

75歳以上の方などの後期高齢者医療は、県内の全ての市町村が加入します熊本県後期高齢者医療広域連合が運営していますが、市町村は広域連合に集めました医療保険料を納めることを主に行っております。制度発足以来、健全な財政運営を続けております。

次に、介護保険特別会計です。

介護認定者の増加や居宅介護サービスの利用増により、平成29年度予算は28年度に比べ予算規模が約3.4億円の増加となっています。

29年度の新たな事業として、訪問型に、身体機能の低下などにより在宅での生活に支援の必要な方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問し生活援助を実施するもので、八代市シルバー人材センターに委託して実施しますシルバーえぷろんケアサービスや、通所型に、筋力アップを図るためスポーツジムに委託して実施する水中ウォーキング等があります。いずれにしましても、介護にならないよう段階的な自立を目指していきます。

一方、保険料の軽減策では、消費税が10%への増税がなかったということから、今まで以上の保険料軽減はできませんでした。

最後に、診療所特別会計です。

山間地域の医療を確保すべく、現在、椎原診療所、下岳診療所、泉歯科診療所の3カ所を運営し、必要な医療機器の整備を進めていきます。

これで、平成29年度の特別会計予算の部長のほうの総括ということで、終わりたいと思います。

予算の説明につきましては、議案第7号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計予算を、佐藤国保ねんきん課長から説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 国保ねんきん課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

別冊になっております平成29年度八代市特別会計予算書の5ページをお願いいたします。

議案第7号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ208億5967万6000円といたしております。

第2条で債務負担行為の設定を行っております。その内容は8ページになります。平成30

年度の納税通知書等の印刷・封入封緘等業務委託につきまして、平成２９年度中に業者の選定、契約をする必要がありますので、記載のとりの期間と限度額を設定しております。

１１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入歳出合計の比較の欄に示しておりますように、前年度比２億２５８１万７０００円、約１．１％の減となっております。

増減の主なものでございますが、歳入につきましては上段の表、右側の比較の欄で、款１・国民健康保険税で１億２４０万３０００円の減、款３・国庫支出金で３億３８００万６０００円の減、款４・療養給付費等交付金で３億６６５万円の減、款５・前期高齢者交付金で５億８５２７万円の増となっております。

歳出については、下段の表、中ほどの比較の欄で、款２・保険給付費で１億７７６２万１０００円の減、款３・後期高齢者支援金で７０９９万１０００円の減となっております。

それでは内容につきまして、歳出から主なものについて説明いたします。

２０ページをお願いいたします。

まず、款１・総務費、項１・総務管理費、目１・一般管理費では、２億８５１万７０００円を計上しております。説明欄に記載しておりますが、職員１９人分の人件費１億３５８０万６０００円や、国民健康保険事務事業として、被保険者証及び納付書の発行、レセプト点検などに要する費用５８８９万５０００円のほか、国保広域化事業の１３８１万６０００円は、平成３０年度にスタートします都道府県化に対応するためのシステム改修費等でございます。

次に、目２・連合会負担金の６０６万７０００円は、国民健康保険団体連合会の共同事務に対する負担金でございます。

２１ページをお願いいたします。

項２、目１・運営協議会費の４１万６０００

円は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を御審議いただく、国民健康保険運営協議会の委員報酬などでございます。

次に、款２・保険給付費、項１・療養諸費でございます。

目１から目４までは、一般被保険者及び退職被保険者それぞれの医療機関での受診に係る医療費に対しまして保険者が負担するもので、目１・一般被保険者療養給付費１０３億７８３４万７０００円と、目２・退職被保険者等療養給付費２億２２２７万円は、医療機関の窓口での自己負担額を医療費から差し引いた額で、保険者が負担すべき費用でございます。なお、退職被保険者とは、６５歳未満の国保加入者で、主に加入期間が２０年以上の老齢厚生年金等の受給権者及びその家族が対象となります。平成２７年度から一部遡及適用分を除き、新規適用がなくなったため、対象者数は毎年減少しております。

目３・一般被保険者療養費の９８３３万９０００円と、目４・退職被保険者等療養費２５５万５０００円は、医師の同意を受けたはり・きゅう施術や、コルセットの治療用装具を購入した際など、一旦１０割を支払った後に、被保険者へ現金給付するものでございます。

目５・審査支払手数料の３４６５万８０００円は、医療機関等からの診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査と支払いに係る手数料で、約６６万件を見込んでおります。

これらを合わせまして、計の欄、１０７億３６１６万９０００円を計上いたしております。

次に、２２ページをお願いいたします。

項２・高額療養費、目１・一般被保険者高額療養費の１５億１７４６万６０００円と、目２・退職被保険者等高額療養費の４０４３万２０００円は、自己負担額が高額となった場合、限度額を超えた部分を支給するものでございます。

目3・一般被保険者高額介護合算療養費62万円と、目4・退職被保険者等高額介護合算療養費3万円は、医療保険と介護保険の自己負担の1年間の合計額が基準額を超える場合、被保険者の負担を軽減するために支給するものでございます。

23ページをお願いいたします。

項4・出産育児諸費、目1・出産育児一時金では7014万円を計上いたしております。国保加入者が出産されたときに、子供1人につき40万4000円、産科医療補償制度に加入機関での出産の場合は42万円を支給するもので、167件分を予定いたしております。最近の実績をもとに、前年度比で22件分、924万円の減額としております。

目2・支払手数料の3万6000円は、国保連合会から出産一時金を医療機関へ払い込む直接払いに係る事務手数料でございます。次の項5・葬祭諸費は、葬祭費の支給に関する費用として678万円を計上いたしております。国保加入者が亡くなられたときに、その葬儀を行なった方に対して、1件当たり3万円を支給するものでございまして、226件分を予定いたしております。

次に、款3、項1、目1・後期高齢者支援金で19億8735万7000円、目2・後期高齢者関係事務拠出金では14万2000円を計上しております。これは、後期高齢者医療制度に対する保険者負担分と、その事務費拠出金でございます。この支援金は、社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでございますが、その算定におきまして、当該年度の概算額に、前々年度の実績の精算分を含めることとされております。後期高齢者支援金では、加入者1人当たりの負担額が減少したことで、平成29年度の概算額が減額となっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

款4、項1、目1・前期高齢者納付金で705万3000円、目2・前期高齢者関係事務拠出金で13万8000円を計上しております。65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について、各保険者間の医療費負担の不均衡を調整するため、75歳未満の加入者数に応じた保険者負担分と、その事務費拠出金を社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでございます。

次の、款5、項1・老人保健拠出金、目1・老人保健事務費拠出金の4万3000円は、老人保健医療の精算に係る事務拠出金でございます。

次に、款6、項1、目1・介護納付金の9億8546万1000円は、国保加入者の40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る納付金で、社会保険診療報酬支払基金に概算で納付し、2年後に精算を行うこととなっております。

次に、25ページの款7、項1・共同事業拠出金、目1・高額医療費共同事業医療費拠出金の5億494万6000円は、高額な医療費の発生により国保財政への影響の緩和や保険者の運営基盤の安定化を図るため、都道府県単位で費用負担を調整するもので、国保連合会が実施している事業への拠出金でございます。なお、この事業では、レセプト1件当たり80万を超える医療費を対象としております。

目2・保険財政共同安定化事業拠出金の46億165万9000円も保険財政の安定化を図るもので、対象の医療費が1件当たり80万以下の医療費を対象に拠出するものでございます。

続きまして、目3・その他の共同事業費拠出金の80万1000円は、国保連合会が事務局となって共同で行いますテレビ・ラジオCM、広報事業などへの拠出金等でございます。

次の款8、項1・保健事業費、目1・疾病予防費では、5120万2000円を計上してお

ります。内訳でございますが、右側の説明欄に記載のとおり、医療費適正化推進事業として、不適切な保険請求防止のためのレセプト点検体制の充実・強化や、ジェネリック医薬品の使用促進などに要する経費で、国保ねんきん課分で602万8000円を計上し、特定健診未受診者対策として、看護師2名分の賃金や重症化予防講演会の開催に係る経費のほか、糖尿病対策として、重症化予防教室におけるアルブミン尿検査や専門医・連携医と保健指導の連携会議など新規の取り組みに要する経費など、健康推進課分で775万2000円を計上いたしております。また、国保保健指導事業としまして、重複・頻回受診解消のために訪問指導を行う保健師1名に係る経費等で、237万6000円を計上いたしております。次に疾病予防事業では、疾病傾向の現状把握と医療給付業務の効率化のため、国保連合会による共同電算処理とレセプトデータの分析委託、症状の緩和や疾病の早期発見のための、はり・きゅう等の助成、脳ドック助成のほか、適正受診の推進などを目的とした医療費通知に係る経費など、3504万6000円を計上しております。節の区分の主なものとしたしまして、節13・委託料の1391万4000円は、疾病予防事業における共同電算処理委託867万3000円のほか、レセプトデータの分析委託415万5000円などで、節19・負担金補助及び交付金の1985万円は、疾病予防事業における、はり・きゅう等の助成で875万円と、脳ドック助成で1110万円でございます。はり・きゅう助成につきましては、被保険者1人当たり年度内に15回を上限に、1回につき1000円を助成するものでございます。脳ドック助成につきましては、一律1万5000円を助成するもので、5つの医療機関で740人分を予定いたしております。

続きまして、26ページをお願いいたしま

す。

項2、目1・特定健康診査等事業費では、1億978万1000円を計上しております。事業の内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、特定健診事業で9546万円、特定保健指導事業で1432万1000円でございます。この特定健診事業は、40歳以上の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した、生活習慣病発症のリスクを確認するための健康診査でございます。特定保健指導事業は、特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な対象者に、自主的な取り組み等の保健指導を行う事業でございます。節区分のうち主なものとしたしまして、節13・委託料1億60万7000円は、特定健診事業における健診委託9434万2000円や、特定保健指導事業における動機づけ支援業務委託561万7000円などでございます。なお、平成29年度の特定健診につきましては、受診者1万500人、受診率40%を目標といたしております。また、昨年度より始めましたワンコイン特定検診について周知啓発を強化しまして、受診率向上を目指してまいりたいというふうに考えております。

次の款9・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金のうち、目2・一般被保険者還付加算金1397万6000円及び目3・退職被保険者等還付加算金44万1000円は、一般及び退職被保険者のうち、社会保険加入や転出等により国保の資格が喪失した場合など、納め過ぎの国保税をお返しする還付金と加算金でございます。

次に27ページ下段になりますが、款10、項1、目1・予備費では、1000万を計上しております。

続きまして歳入でございますが、恐れ入りますが、予算書の12ページにお戻りください。

款1、項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税では、一般被保険者に係

る国保税収入として、36億466万2000円を計上しております。

次に、目2・退職被保険者等国民健康保険税では、退職被保険者に係る国保税収入として、6228万3000円を計上しております。

それぞれ、節区分の1から3までは現年課税分、4から6までは滞納繰越分でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

国民健康保険税の合計といたしましては、計の欄、36億6694万5000円としております。

次の款2・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料は、300万を予定しております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

款3・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・療養給付費等負担金では、32億5661万7000円を計上いたしております。これは八代市が負担する医療費等について、対象となる額の32%を国が負担するものでございます。内訳といたしましては、説明欄に記載のとおり、医療費に係る療養給付費等負担分が23億1803万9000円、介護納付金負担分で3億1534万7000円、後期高齢者医療費支援金負担分として6億2323万1000円を計上しております。

次の目2・高額医療費共同事業負担金では、1億2623万6000円を計上しております。これは、歳出予算で御説明いたしました高額医療費共同事業拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

次の目3・特定健康診査等負担金1941万7000円は、特定健診事業、特定保健指導事業に係る国の負担分で、負担割合は対象事業基準額の3分の1となっております。

次に項2・国庫補助金、目1・財政調整交付

金は、17億4499万円を計上いたしております。内訳としましては、節1・普通調整交付金で13億1585万3000円、節2・特別調整交付金が4億2913万7000円でございます。普通調整交付金は、各市町村保険者の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、特別調整交付金は、各市町村保険者の特別な事情や、特別の事業の実施に対して交付されるものでございます。なお、前年度の比較で1億4000万程度減少しておりますのは、普通調整交付金の需要額の算定におきまして、控除すべき前期高齢者交付金等の増加見込みによる影響でございます。

続きまして、目2・国民健康保険制度関係事務準備事業費補助金1381万6000円は、平成30年度にスタートします国保の都道府県化に対応するためのシステム改修費等でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

款4、項1、目1・療養給付費等交付金3億5521万9000円は、退職被保険者の医療費に充てるため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。制度の終了により経過措置も終了し、新規適用がなくなったため、退職被保険者の減少が激しく、前年度比で半減に近い大幅減少となっております。

次に、款5、項1、目1・前期高齢者交付金42億5753万4000円は、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について、各保険者間の加入割合に応じて調整を行い、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。なお、前年度との比較で5億8527万円の増となっておりますが、算出の基礎となります前期高齢者の給付費が大きく伸びているための大幅増となっております。

次の款6・県支出金、項1・県負担金、目1・高額医療費共同事業負担金の1億2623

万6000円は、国の負担金と同様に、高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1を県が負担するものでございます。

目2・特定健康診査等負担金1941万7000円も、国庫負担金と同様、特定健診事業、特定保健指導事業に係る県の負担金で、負担割合は4分の1となっております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

項2・県補助金、目1・県調整交付金は7億4586万8000円を計上しております。このうち、節1・普通調整交付金は7億3630万円、節2・特別調整交付金は956万8000円でございます。県の普通調整交付金は、県内市町村の財政調整のため県から交付されるもので、特別調整交付金は、収納率向上や医療費適正化、保健事業の実施状況などに応じて交付されるものでございます。

次に、款7、項1・共同事業交付金、目1・高額医療費共同事業交付金では5億293万1000円、次の目2・保険財政共同安定化事業交付金では46億165万8000円を計上しております。これは保険財政共同安定化事業の対象となった医療費の財源として、国保連合会から交付されるものでございます。いずれも交付割合は100分の59でございます。

続きまして、17ページの款8・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金では、13億9456万9000円を計上いたしております。内訳の節のとおり、節1・職員給与等繰入金1億9534万8000円は、人件費や、被保険者証の発行・郵送等に要する経費として、節2・出産育児繰入金の4676万円は、出産育児一時金の3分の2の相当額として、節3・保険基盤安定繰入金の9億2645万7000円は、一般被保険者の低所得者世帯における保険税軽減に係る財源補填分として、節4・財政安定化支援事業繰入金の2億2600万4000円

は、低所得世帯や病床数が多いなど、地域の特性による国保財政負担の増加に対する支援分として、それぞれ繰り入れるものでございます。

18ページをお願いいたします。

款9・諸収入、項1・延滞金加算金及び過料、目1・一般被保険者延滞金150万及び目2・退職被保険者等延滞金の1000円は、国保税の滞納に対する延滞金でございます。

1つ飛びまして、下段の項3・雑入、目1・一般被保険者第三者納付金2371万3000円、次のページの目2・退職被保険者等第三者納付金4000円は、国保加入者が交通事故等で第三者行為の被害者となられた場合、治療のため一時的に国保を使用される分につきまして、加害者からの徴収額でございます。

続きまして、目3・一般被保険者返納金2000円と、目4・退職被保険者等返納金及び目5・雑入はそれぞれ1000円を計上しております。

以上が歳入の主なものでございます。

なお、今回の予算におきまして、歳出につきましては、保険給付費が前年比1億7762万1000円の減となっております。例年、過去の伸び率を参考として予算を見積もっておりますが、平成28年度につきましては、熊本地震で外出を控えられたことにより、上半期の医療費の減少があったものの、予算不足とならないよう、一般被保険者分につきましては、医療費急増のあった平成27年度決算額並みの金額を確保したところでございます。

なお、医療費については、近年、少子高齢化、医療の高度化を背景としまして増加傾向にあります。国保中央会が公表しました、平成28年度上半期の全国の市町村国保の医療費の速報によりますと、前年度に比べ5兆4562億円、2.1%の減少とのことでございます。これは平成20年度の後期高齢者医療保険創設時の制度改正時以来のことございまして、社

会保険の加入条件の緩和もありましたけれども、調剤部門の減少が大きく、薬価の改定が大きく影響しているものと思われます。まあ、いろいろな問題はあろうかと思いますが、財政的に大変厳しい状況にある本市から見ますと、これを契機として医療費増加の傾向に歯どめがかかってくれればと期待するところでもございます。

また、歳入部分の説明の冒頭で申し上げました国保税収につきましては、前年比1億240万3000円、2.72%の減少でございますが、医療費の給付等の歳出総額に合わせるため、不足分を上乗せして計上しております。

国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費その他、歳出については国県支出金その他交付金等を充てまして、不足する部分につきまして保険税収で賄う仕組みとなっております。

地方自治法上、予算は収支均衡が義務づけられておりまして、歳入歳出同額で計上することが原則とされております。そこで、療養給付費等医療費の支払いの際、予算不足により支払いができなくなるなどの支障を来さないよう、歳出総額を確保するために、歳入の不足分をやむを得ず国保税額に上乗せして計上した次第でございます。

なお、昨年の3月定例会で御承認いただきました、平成28年度より税率改定を実施し、税収確保を図ってきたところでございますけれども、財政の健全化には十分ではなく、依然として厳しい状況でございます。

平成30年度に控えました都道府県化へ向けた協議を進めておりますが、県から示されます国保事業費納付金の額、それを賄うために必要な標準保険料率の動向を早期に見きわめ、将来にわたってですね、持続可能な財政の健全化計画を策定し、実行していくことが重要となっております。

本日御審議いただく平成29年度予算につきましても、決算の際、不足が生じた場合には、翌年度予算からの繰上充用または一般会計からの法定外繰り入れなど、あらゆる可能性を排除せず、協議を重ねながら総合的に判断し、適切な方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、議案第7号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（幸村香代子君） 説明があった部分の税率改定の部分ですね、平成28年の。計画どおりの増につながらなかった、収入増がなかったということだったんですが、具体的に数字で教えていただいていいですか。そもそもこれぐらいの税率改定で収入増を見込んだけど、実際的にはこれぐらいだったという話を。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 当初は9%の税率の改定で、大体3億程度の税収増を見込んでいたところでございますけども、28年度の決算見込みでは、前年度と比較しまして1億7000万の増加にとどまっているというところでございます。それは、どうしても国保の保険者数の減で、自然減と、所得の減の自然減があって、1億7000万の増加にとどまっているというところでございます。

○委員（幸村香代子君） 窓口あたりにかなり市民の皆さんのところから問い合わせがあったというふうなことをお聞きしているんですけども、それはどんなだったんでしょう。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 税率の改定につきましては、年度当初、各校区に回りまして、今回の財政状況の趣旨、それから税率改定のことをですね、説明してまいったところでございます。その成果とは申しませんけ

ども、窓口での混雑とか、そういうのは例年と同じぐらいだったというふうに記憶しております。（委員幸村香代子君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 済みません、ちょっと細かいことなんですが、26ページの特定健診事業のところですね、特定健診を受けた後で、再度、要検査か、精密検査かなんかというふうな通知をたしか送られると思うんですが、それは間違いないですかね。

○健康推進課長（豊田幸子君） 済みません、今委員さん御質問の内容は、特定健診を受けた後の尿検査ですか。尿検査の数値……。 （委員幸村香代子君「通知」と呼ぶ） ああ、通知。

（委員幸村香代子君「ごめんなさい、通知」と呼ぶ） 検査結果の通知ということですね、はい。検査結果の通知は全部の方にお送りしております。

○委員（幸村香代子君） 続けてなんですが、実はその通知書がですね、1枚に全部まとめてくるんですよ。だから例えば眼底検診の再通知も、内科のほうの再通知も、ほかのものも全部1枚でまとめて送られるものですから、結局その1枚を持って内科に行ったり、内科で再検査を受けたりとか眼科で再検査を受けたりしなきゃいけないものですから、非常にこう、個人情報も含めて、全部を回らないと、最後に検査が済みましたよというふうに出せないような事情があるので、まあ、全部ばらばらにしてしまうと費用もかかるのかなというふうに思うのですが、そのあたりは何か改善できるような手だてってないですかね。

○健康推進課副主幹兼第三保健予防係長（稲本京子君） 稲本です。よろしくお願いします。

今、幸村委員がおっしゃいました精密検査、病院に受診をされるときに、1枚の結果でした

らなかなか複数の受診をしないといけないということで、そちらのほうは私たちも課題と考えておりまして、今年度から検診機関にちょっと要望いたしまして、複数の精密検が発生した場合には、それぞれに出していただけるように調整を行ったところです。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。ぜひそのようにしていただきたいと思います。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第7号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第8号・平成29年度八代市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第8号・平成29年度八代市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第8号・平成29年度八代市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、佐藤国保ねんきん課長から説明いたさせます。よろしくお願いします。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） はい、引き続きよろしくお願いします。座つ

て説明させていただきます。

それでは、平成29年度八代市特別会計予算書の39ページをお願いいたします。

議案第8号・平成29年度八代市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

まず、後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳から74歳までの方で一定の障害を持つ方を対象とした医療制度で、県内全ての市町村が加入します熊本県後期高齢者医療広域連合——以下、広域連合と申し上げます——この広域連合が運営主体となり、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行っております。

一方、市町村におきましては、住所変更や給付申請など各種受付窓口となり、保険証の引き渡しや保険料の徴収などの業務を行っております。

なお、後期高齢者医療制度の財政運営は原則として、国や県、市町村が負担する公費約5割、国民健康保険や被用者保険など現役世代からの支援金が4割、あと被保険者の方から納めていただく保険料約1割で運営されております。

それでは、まず39ページになりますが、第1条の歳入歳出予算でございますが、総額をそれぞれ17億1453万6000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、40ページの第1表・歳入歳出予算のとおりでございます。

43ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、歳入歳出の比較の合計欄に示しておりますとおり、4000万1000円、率にして2.4%の増額となっております。

款ごとの増減の主な内容でございますが、上段の歳入、一番右側の列、比較をごらんください。

まず、款1・後期高齢者医療保険料ですが、

被保険者数の増加などによりまして、3500万の増額となっております。なお、平成28年12月末現在の被保険者数は2万2462人となっており、後期高齢者医療制度が開始された平成20年度と比較しまして、約2700人ほど増加しております。

次に1つ飛びまして、款3・繰入金ですが、保険料の軽減分を公費で補填するための財源である保険基盤安定繰入金の増によりまして、461万7000円の増額となっております。

続きまして、歳出では、款1・総務費において635万8000円の減額となっておりますが、こちらは人件費の減額が主な要因でございます。

また、款2・後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入で受け入れました保険料や保険基盤安定繰入金を広域連合へ支出するもので、4647万2000円の増額となっております。

それでは内容につきまして、主なものを歳出のほうから御説明いたします。

47ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の6276万9000円でございますが、主に広域連合への派遣職員2名を含む職員8名分の人件費のほか、被保険者の資格に関する届け出の受け付けや、保険証送付に係る郵便料など、保険証の交付に要する経費でございます。

次に下の表、項2、目1・徴収費の708万1000円でございますが、こちらは保険料の徴収事務に要する経費で、主に臨時職員の賃金や納付書・封筒などの印刷製本費及び郵便料でございます。

48ページをお願いいたします。

款2、項1・後期高齢者医療広域連合納付金の目1・被保険者保険料納付金ですが、被保険者から徴収いたしました保険料を広域連合へ納付するもので、10億9670万1000円で

ございます。

次に、目２・保険基盤安定分担金の５億２０９２万円ですが、こちらは保険料軽減分を公費で負担するもので、県が４分の３の３億９０６９万円、市が４分の１の１億３０２３万円をそれぞれ負担し、広域連合へ納付いたします。

次に、款３・保健事業費、項１、目１・健康保持増進事業費ですが、説明欄の国保ねんきん課分といたしまして、はり・きゅう等助成事業に係る経費８３０万４０００円、広域連合からの受託事業として健康推進課が実施します高齢者健診及び歯科口腔健診経費が１５４６万１０００円を、それぞれ計上しております。なお、健診に係る個人負担は、高齢者健診が８００円、歯科口腔健診が４００円となっております。

４９ページをお願いいたします。

款４・諸支出金、項１・償還金及び還付加算金は、保険料の過誤納に伴います還付金及び還付加算金でございます、合わせて２３０万でございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りますが、戻りまして４４ページをお願いいたします。

まず、款１、項１・後期高齢者医療保険料でございますが、年金からの差し引きにより保険料を納めていただく特別徴収保険料が７億４６２０万円、納付書または口座振替により保険料を納めていただく普通徴収保険料が３億５０５０万円、合計で１０億９６７０万円でございます。なお、前年度から３５００万の増額となっておりますが、被保険者数の増加及び保険料の軽減特例の見直しによる軽減割合の縮小が主な要因でございます。

１つ飛びまして、款３・繰入金、項１・一般会計繰入金でございますが、まず、目１・事務費繰入金７５５１万８０００円は、職員の人件

費や保険料の徴収などに要する経費を一般会計から繰り入れるもので、人件費等の減により６８５万５０００円の減額となっております。

次に、目２・保険基盤安定繰入金５億２０９２万円は、広域連合へ支出する保険基盤安定負担金について一般会計から繰り入れるもので、歳出のほうでも説明いたしましたが、負担金の増により、１１４７万２０００円の増額となっております。

４５ページは飛びまして、４６ページをお願いいたします。

下段の款５・諸収入、項４・受託事業収入、目１・後期高齢者医療広域連合受託事業収入１７８６万６０００円でございますが、こちらは、健康推進課が実施します高齢者健診や歯科口腔健診に対する広域連合からの委託料でございます。

以上で、平成２９年度八代市後期高齢者医療特別会計当初予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（幸村香代子君） 先ほど部長の総括というか、のところで、この後期高齢者医療特別会計については県がやっているんですが、健全な運用がされているというようなお話だったかと思います。市はですね、そのうちの市の負担金であるとかの分になるんですが、広域連合全体としての収支決算というか、それがどのようになっているのかの報告をしていただいているのか。

○国保ねんきん課副主幹兼後期高齢者医療係長（古田和弘君） 国保ねんきん課の古田です。よろしくお願いいたします。

広域連合全体、全国ですね、全国の広域連合の数字で申し上げますと、平成２７年度で４２６１億円の黒字という状況でございます。熊本

県の広域連合の決算の数字を申し上げますと、
134億円ほどの黒字となっております。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） 134億円の黒字ということであれば、何らか市の負担金とかですね、そのあたりって安くならないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

負担金は計算をしてこれなんです、実は熊本地震のため、全壊とかの保険料減免ですね、それにはですね、今ありました繰越金を充ててですね、保険料を減免しているというような実態があります。

○委員（幸村香代子君） ということは、今年度というか、今、熊本地震のところで、その134億を充てようというふうに思っているということでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

県の広域連合のほうでそのように考えていらっしゃるということでございます。

○委員（幸村香代子君） まあ、前々から広域連合のところでは非常に黒字が出ているというふうなお話は聞いてはいたんですけども、厳密に言えばですね、いろいろ黒字の幅によっては保険料の減額というか、何かそんなふうに、やっぱり市民のところのですね、負担軽減につなげていくというようなことで考えていただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国保ねんきん課副主幹兼後期高齢者医療係長

（古田和弘君） 後期高齢者の保険料については、国保税と比べましても、一番安い方が年間4700円という金額の保険料の負担で、受診の負担割合ですね、そちらを国保の3割と違って1割で受診されていらっしゃる。非常に現役世代からの支援もしくは公費をもって運営いたされておりましてですね、保険者自身の負担としてはとても優遇されている状況ではないか

と感じております。

以上です。（委員幸村香代子君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第8号・平成29年度八代市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第9号・平成29年度八代市介護保険特別会計予算

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第9号・平成29年度八代市介護保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第9号・平成29年度八代市介護保険特別会計予算につきまして、秋田長寿支援課長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）長寿支援課、秋田でございます。よろしく申し上げます。

引き続き、特別会計予算のほうで説明させていただきます。59ページになります。座って説明させていただきます。

議案第9号・平成29年度八代市介護保険特

別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144億6181万1000円と定めております。

次に第2条で、地方自治法第214条の規定により債務負担行為を定めております。

それでは、60ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

款1・保険料、項1・介護保険料は、第1号被保険者に係る保険料で、26億481万3000円を計上しております。

次に、款2・分担金及び負担金、項1・負担金は、在宅医療・介護連携推進事業に係る氷川町の負担金で、73万9000円です。

次の款3・使用料及び手数料、項1・手数料は、介護保険料の督促料で50万円を計上しています。

次に、款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料に相当するもので、各医療保険者が徴収したものを社会保険診療報酬支払基金が一旦集めまして、歳出の款2・保険給付費及び款3・地域支援費の項1・介護予防日常生活支援総合事業費の28%相当の交付を受けるもので、38億9903万8000円です。

款5・国庫支出金、項1・国庫負担金は、保険給付費のうち居宅系サービスの20%と施設系サービスの15%を国が負担するもので、24億8816万円です。

項2・国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金並びに電算システム改修に対する補助金で、13億707万8000円になります。

次に、款6・県支出金、項1・県負担金は、保険給付費のうち居宅系サービスの12.5%と施設系サービスの17.5%を県が負担する

もので、19億2534万円です。

項2・県補助金は、地域支援事業に対する交付金で、7964万7000円です。

次に、款7・財産収入、項1・財産運用収入は、介護給付費準備基金の定期預金利子で、17万9000円です。

款8・繰入金、項1・一般会計繰入金は、保険給付費や人件費、事務費に対するルール分で、21億5572万円です。

款9・繰越金、項1・繰越金は、款項目を準備するため1000円を計上しております。

款10・諸収入、項1・延滞金加算金及び過料と項2・市預金利子も、項目を準備するため、それぞれ1000円を計上しているものです。

項3・雑入は、非常勤職員等の雇用保険料の預かり分や、過年度分の介護報酬返還金並びに認定情報提供料実費徴収金が主なもので、59万4000円です。

以上、歳入合計144億6181万1000円です。

次に、歳出について、61ページをお願いします。

款1・総務費、項1・総務管理費は、人件費や一般的な事務費で、2億116万8000円です。

項2・徴収費は、介護保険料の賦課・徴収に要する経費で、813万2000円です。

項3・介護認定費は、認定調査や認定審査に要する経費で、1億3833万8000円です。

次に、款2・保険給付費、項1・保険給付費は、居宅系サービスや施設系サービスなどの保険給付費で、135億8000万円を計上しております。

款3・地域支援費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費は、高齢者が要介護とならないように運動機能や栄養改善などを行うもの

で、3億4513万9000円です。

項2・包括的支援事業・任意事業費は、できるだけ健康な状態を維持し、虚弱化等を防止するために、高齢者の社会参加促進や生きがいきり支援などを行うもので、1億8720万7000円です。

款4・基金積立金、項1・基金積立金は、介護給付費準備基金の定期預金利子を積み立てるもので、17万9000円です。

最後に、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金は、介護保険料の過年度分の還付に要するもので、164万8000円です。

以上、歳出合計144億6181万1000円です。

歳出は、前年度と比較しますと3億4000万円、率にして約2.4%の増となっております。主な要因は、款2・保険給付費で2億8120万円、率にして約2.1%の増、款3・地域支援事業費で5376万3000円、率にして約11.2%の増となったことです。

次に下の表、第2表・債務負担行為について御説明いたします。

地域包括支援センター運営委託について、期間を平成29年度から32年度までの4年間、限度額3億9960万円で設定いたしております。これは、平成30年度から32年度までの3年間、地域包括支援センター運営委託を行うに当たりまして、平成29年度中に委託先の選定を行う必要がありますので、29年度からの債務負担行為の設定をお願いするものです。

それでは、歳入歳出の内容について、介護保険特別会計予算に関する説明書で御説明いたします。

先に、歳出のほうから御説明いたします。

72ページをお願いいたします。

なお、少額なもの及び先ほどの説明と重複する部分につきましては、一部説明を省略させていただきます。

また、表の中の見方といいますか、本年度予算額の財源内訳というところがございます。この繰入金是一般会計の繰入金を示しております。また、事業収入とありますのは一般財源に相当するもので、具体的には、保険料や分担金及び負担金、使用料及び手数料、支払基金交付金、財産収入、繰越金、諸収入でございます。

それでは、説明させていただきます。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で2億116万8000円を計上しております。内容は右側の説明欄になります。1つ目、一般職28人分の人件費1億9144万1000円は、昨年度よりも2名ふえ、予算額が638万円余りの増となっております。これは本庁職員がふえたためで、このうち1人は県庁へ研修派遣となっております。次に、介護管理一般事務事業と介護給付一般事務事業、地域支援一般事務事業は、介護保険事業の実施に必要な一般的な事務費で、窓あき封筒などの印刷や、事務用品、事務機器等に要する経費、あるいは、介護給付の審査支払いを委託している国民健康保険団体連合会への共同処理委託料などでございます。なお、介護給付一般事務事業が前年度よりも286万円余り増となっておりますが、法改正に伴う電算システムの改修費30万1000円を計上したことが主な理由です。今回の法改正の内容は、介護サービス利用時の負担割合の算出や、介護保険料の階層区分の認定において、災害復旧等に伴う土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に係ります特例控除を適用した後の額を用いることになったためでございます。次の介護保険事業計画策定事業109万9000円は、平成30年度からの3年間の第7期介護保険事業計画の策定で必要な介護保険事業計画等策定・評価審議会5回開催に伴う委員報償費などが主なものです。前年度よりも230万円余りの減となっておりますのは、アンケート調査委託が終了するためございま

す。次の介護保険事業所等監査指導事業１０万２０００円は、新規の事業でございます。法改正に伴い、現在は県が実施している居宅介護支援事業所の指定及び指定取り消し等の処分、監査や指導などの権限が、平成３０年度から市へ移譲されますので、要員の育成を図るためのものです。なお、本市の居宅介護支援事業所は現在６９事業所でございます。

項１・総務管理費は、前年度と比較しますと７５１万１０００円の増となっております。理由は、人員増に伴う人件費の増や、電算システム改修経費の増などでございます。

続きまして、項２・徴収費、目１・賦課徴収費の８１３万２０００円は、介護保険料の賦課及び徴収に要する経費で、主なものは、納付書の郵送費４４８万３０００円と、平成３０年度の納付書をあらかじめ印刷する経費１７９万９０００円などでございます。

項２・徴収費は、前年度と比較すると６１万２０００円の増となっております。

７３ページへお進みください。

項３・介護認定費、目１・介護認定審査会費２６０４万４０００円は、要介護認定申請を行った方の介護度を審査する介護認定審査会の開催に要する経費です。２９年度は申請件数を１万１０６７件見込みまして、審査会は３２５回の開催を予定しております。節別の主なものとして、節１・報酬２３７１万１０００円は、介護認定審査会の委員１２０人分の報酬で、１人１回当たりの単価は、医師が２万１０００円、医師以外が１万７０００円で、昨年度と同額でございます。次の節８・報償費６４万４０００円と、節９・旅費４５万７０００円は、介護認定審査会の委員が県主催の現任者研修や新任者研修に参加したときの謝礼及び旅費です。節１２・役務費４９万円は、認定審査会委員に対する認定審査資料の送付に係る郵送料。節１４・使用料及び賃借料６６万８０００円は、認定審

査会の会場使用料及び空調、コンセント利用料でございます。

次に、目２・認定調査費１億１２２９万４０００円は、認定調査員による訪問調査や主治医意見書の作成依頼、介護認定審査会の資料作成等に要する経費です。節別の主なものでございますが、節４・共済費から節７・賃金までは、介護認定調査員２０人及び事務補助職員３人分の人件費です。節１２・役務費５２４８万６０００円は、主治医意見書の作成手数料４９１２万５０００円が主なものです。節１３・委託料４５１万８０００円は、要介護認定調査を市外や市内の事業者へ委託する経費２２１万３０００円などでございます。

項３・介護認定費は、前年度と比較して１３８万３０００円の増となっております。理由は、申請件数の増加に伴い、主治医意見書作成手数料が１５０万円余り増となったことが主なものです。

なお、款１・総務費の財源内訳の国県支出金は、電算システム改修に対する国庫補助金１６３万４０００円、事業収入は雑入８５万２０００円、残りは一般会計から事務費に対するルール分としての繰入金となっております。

７４ページをお願いします。

款２・保険給付費、項１・保険給付費、目１・介護サービス給付費で、１２３億９６００万円を計上しております。これは要介護１から５までの認定を受けた方の給付費で、内訳は説明欄のとおり、居宅介護サービス給付事業５５億３４００万円、施設介護サービス給付事業４０億２４００万円、地域密着型サービス給付事業２１億９８００万円、居宅介護サービス計画給付事業６億４０００万円です。

次に、目２・介護予防サービス給付費では３億２７６０万円を計上いたしております。これは要支援１・２の認定を受けた方への給付費で、内訳は、介護予防サービス給付事業２億５

０６０万円、介護予防地域密着型サービス給付事業２３００万円、介護予防サービス計画給付事業５４００万円です。

次に、目３・高額介護サービス費の２億９０００万円は、要介護の方が介護サービスを利用された月の自己負担額が一定額を超えた際、申請により超過分を後日お返しするものです。

１つ飛びますが、目５・高額医療合算介護サービス費の４０００万円は、毎年８月１日から翌年７月３１日までの１年間の医療保険と介護サービスの自己負担の合計額が一定額を超えた場合に、申請により超過分を後日お返しするものです。

１つ飛びまして、目７・審査支払手数料の１５００万円は、各介護事業所が国保連合会へ提出する介護報酬請求書を、連合会が審査し、各事業所に支払ってもらう手数料で、２１万件を見込んでおります。

次に、目８・特定入所者介護サービス費の５億１０００万円は、本来、施設サービス利用時の食費や部屋代は全額本人負担でございますが、低所得者で一定要件を満たす方について、施設利用が困難にならないよう、本人の負担の限度額認定を行い、これを超える部分は介護保険から補足的に施設へ給付するものです。

続きまして、７５ページをお願いします。

款２・保険給付費の計は１３５億８０００万円、前年度比２億８１２０万円の増となっております。理由は、過去の実績及び最近の給付費やサービス利用者数の伸びなどを勘案し、約２．１１％の増を見込んでいるためでございます。なお、財源内訳として、国庫支出金は居宅系の２０％、施設系の１５％、調整交付金８．４４％。県支出金は、居宅系で１２．５％、施設系で１７．５％。繰入金は、八代市が負担するルール分の一般会計繰入金１２．５％。事業収入は、４０歳から６４歳の第２号被保険者の保険料に相当する社会保険診療報酬支払基金交

付金２８％、残りを６５歳以上の第１号被保険者保険料で充て、それぞれ目ごとに計上したところでございます。

次に、款３・地域支援事業費について説明いたします。地域支援事業費は、６５歳以上の全ての高齢者を対象に平成１８年度に創設され、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の３つの事業を実施してまいりましたが、平成２７年度の制度改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業と、包括的支援事業・任意事業に再編されております。

まず、項１・介護予防・日常生活支援総合事業費は、高齢者が要介護状態とならないよう運動機能や栄養改善指導などを行う事業です。

目１・介護予防・生活支援サービス事業費で、３億１５１４万８０００円を計上しております。説明欄の訪問型サービス事業６９６９万９０００円は、従来の訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスの現行サービス相当分に加え、本市が独自に設定した清掃・洗濯等の生活援助サービス、えぶろんケアサービスが主なものです。次に、通所型サービス事業の２億２５８４万９０００円は、従来の通所介護、いわゆるデイサービスの現行サービス相当分に加え、本市が独自に設定したリハビリ中心のサービス、元気アップチャレンジ教室やお達者クラブが主なものです。次の介護予防支援事業（ケアマネジメント）の１９６０万円は、新しい総合事業において、ケアマネジャーが介護予防プランを作成した際の介護予防支援費でございます。目１・介護予防・生活支援サービス事業費の節別内訳の主なものは、節１３・委託料３４９０万６０００円。これは、訪問型サービス事業で５４７万円、通所型サービス事業で１７４３万６０００円、介護予防支援事業で１２００万円がでございます。また、節１９・負担金補助及び交付金の２億８０００万円。これは、訪問型サービス事業６４２０万円や、通所型サービ

ス事業2億820万円、介護予防支援事業760万円です。前年度に比べ、委託料が約4700万円の減、負担金補助及び交付金が9900万円の増となっております。理由として、国保連合会を経由して支払う場合は、負担金補助及び交付金に計上しておりますが、前年度まで現行相当サービス分のみ国保連合会経由で支払いをしていました。29年度は、現行相当サービスに加え、訪問型サービスや通所型サービスの一部も国保連合会を経由して支払うことにしましたので、この分を委託料から負担金補助及び交付金へ移しております。また、通所型サービスの利用が増加したことから、負担金補助及び交付金が大きく増加したことです。

次に、目2・一般介護予防事業費では、2999万1000円を計上しております。この事業は、全ての高齢者に対し、できるだけ健康な状態を維持し、虚弱化や介護を要する状態にならないよう予防的事業を実施するほか、高齢者の社会参加や生きがいを支援し、介護予防につなげるものでございます。説明欄の介護予防普及啓発事業128万7000円は、通いの場を通じた地域づくりを推進するものです。次の地域介護予防活動支援事業2859万7000円は、住民主体やボランティア等の人材の育成を図りつつ、多様な活動の場を設定するものでございます。目2・一般介護予防事業費の節別内訳の主なものとして、節8・報償費105万円は、集いの場づくり講師謝礼84回分や、介護予防教室講師謝礼20カ所分、地域リハビリテーション研修会講師謝礼2回分が主なものです。節13・委託料2679万8000円は、介護予防教室226回分、あるいは、いきいきサロン事業委託1700万1000円、やっしろ元気体操教室445万6000円などでございます。

76ページをお願いします。

項1・介護予防・日常生活支援総合事業費の

計でございますが、前年度と比較して5003万7000円の増となっております。理由として、通所型サービス事業が約5600万円の増となったためです。その要因としては、お達者クラブ約1億2000万円の増や、現行相当サービス約5400万円の減、元気アップチャレンジ教室約1000万円の減があります。

なお、財源内訳は、国庫補助金が25%、県補助金12.5%、市が負担するルール分の一般会計繰入金12.5%、事業収入として、第2号被保険者の保険料に当たります支払基金交付金28%、第1号被保険者の保険料が22%になります。

次に、下の表、項2・包括的支援事業・任意事業費の目1・包括的支援事業では、1億5349万2000円を計上しております。説明欄の地域包括支援センター運営委託事業1億2827万2000円は、市内6カ所に設置しております地域包括支援センター及び、坂本地区、泉地区に設置しております、あんしん相談センターの運営委託が主なものです。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職4人を配置し、高齢者の介護等の総合相談、高齢者の権利擁護や虐待防止の相談・支援、要支援認定者のケアプラン作成、地域のケアマネジャーからの相談や助言、医療と介護の連携業務などを行っております。次の認知症施策推進事業692万6000円は、認知症サポーター養成講座の教材費19万5000円、認知症地域支援推進員配置業務委託173万4000円や、認知症初期集中支援チーム設置288万6000円などでございます。次の生活支援サービス体制整備事業1325万8000円は、生活支援コーディネーターの設置や、圏域ごとの地域資源の整理・確認、不足する資源の開発を進め、高齢者を支える地域づくりを行うものでございます。2つ飛びまして、在宅医療・介護連携推進事業438万円

は、平成28年10月に八代市・氷川町・一般社団法人八代市医師会及び一般社団法人八代郡医師会の4者で締結いたしました在宅医療と介護の連携に関する協定に基づいて、八代地域在宅医療介護連携支援センターを健康福祉政策課内に置き、4者から人員を配置して、医療・介護に関する資源の情報管理や、医療・介護関係者の研修企画などを行うものです。目1・包括的支援事業費の節別内訳の主なものとして、節13・委託料1億4572万7000円は、市内6カ所の地域包括支援センター委託1億2600万円が主なものでございます。

次に、目2・任意事業費では、3371万5000円を計上しております。説明欄の介護給付等費用適正化事業103万2000円は、介護給付の適正化を図るために、ケアプランの点検や医療情報との突合、給付実績の利用者通知などを行うものです。家族介護支援事業621万円は、家族介護者の支援を目的に、介護知識や介護技術等を習得するための介護技術教室の開催、家族介護者の負担軽減を図るための介護用品の支給などです。

次に、77ページをお願いします。

上段の表になります。説明欄です。生活支援事業2647万3000円は、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう、ひとり暮らしの高齢者に緊急通報システムを貸与し、急病や災害時の迅速な対応を行う安心相談確保事業や、食事の準備・調理等の困難な高齢者を対象に配食サービスを行う、食の自立支援事業などでございます。

目2・任意事業費の節別内訳の主なものとして、節13・委託料2571万7000円は、食の自立支援事業委託1334万1000円、安心相談確保事業委託1182万1000円が主なものです。節20・扶助費565万5000円は、家族介護支援事業の家族介護用品の支給でございます。

また、項2・包括的支援事業・任意事業費の財源は、国39%、県19.5%、一般会計繰入金19.5%、第1号被保険者保険料22%でございます。

次に、中段の表、款4・基金積立金で17万9000円を計上しております。これは、介護給付費準備基金の定期預金利子を積み立てるものでございます。

次に下の表、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金の164万8000円は、介護保険料の過年度分の還付を行うものでございます。なお、現年度分の還付につきましては歳入から還付いたしますので、歳出での計上はありません。

続きまして、歳入について御説明いたします。

戻りますが、66ページをお願いいたします。

なお、少額なもの及び重複する部分については、説明を省略させていただきます。

66ページの款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料で、26億481万3000円を計上しております。内訳は、節1・現年度分特別徴収保険料23億9665万3000円。これは年金から源泉徴収される分でございます。節2・現年度分普通徴収保険料1億9814万2000円。これは、納付書や口座振替にてお支払いいただく分です。節3・滞納繰越分保険料1001万8000円。これは主に過去2年間の滞納分です。介護保険法では3年目に徴収時効が成立いたします。項1・介護保険料は、前年度比6439万7000円の増となっております。これは主に65歳以上人口の増加に伴うものです。

次に下の表、款2・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・地域支援事業負担金の73万9000円は、歳出で御説明いたしました在宅医療・介護連携推進事業を氷川町と共同実施

することに伴う、氷川町の負担金でございます。

67ページをお願いします。

上の表、款3・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料の50万円は、介護保険料を納期までに納めていない方への督促手数料です。

真ん中の表になります。款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金の38億240万円は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料です。

次に、目2・地域支援事業支援交付金の9663万8000円は、歳出の款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費3億4513万9000円の28%でございます。

下の表、款5・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費負担金の24億8816万円は、保険給付費のうち居宅系の20%、施設系の15%を、それぞれ国がルール分として負担するものでございます。

68ページをお願いします。

項2・国庫補助金、目1・調整交付金で11億6340万7000円を計上しております。説明欄の1つ目の調整交付金は、歳出の款2・保険給付費135億8000万円の8.44%でございます。次の総合事業調整交付金は、歳出の款3・地域支援事業費3億4513万9000円の5%でございます。本来、調整交付金は介護給付費の5%とされておりますが、75歳以上人口が多い本市におきましては上乗せがなされております。本市は前年度同様3.44%の上乗せを計上しておりますが、その対象となりますのは保険給付費のみで、地域支援事業費への上乗せはありません。

次に、目2・地域支援事業交付金（介護予防事業）の6902万7000円は、介護予防・日常生活支援総合事業費3億4513万900

0円の20%です。

目3・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の7301万円は、包括的支援事業・任意事業1億8720万7000円の39%です。

目4・介護保険特別補助金163万4000円は、法改正に伴う電算システムの改修に要する経費326万9000円の2分の1です。

項2・国庫補助金の合計は13億707万8000円でございます。

次に、款6・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金の19億2534万円は、介護給付費のうち居宅系の12.5%、施設系の17.5%を、県がそれぞれルール分として負担するものです。

69ページをお願いします。

上の表、項2・県補助金、目1・地域支援事業交付金（介護予防事業）の4314万2000円は、介護予防・日常生活支援総合事業3億4513万9000円の12.5%です。

目2・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の3650万5000円は、包括的支援事業・任意事業の歳出1億8720万7000円の19.5%です。

項2・県補助金の合計は7964万7000円でございます。

次に真ん中の表、款7・財産収入、項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金の17万9000円は、介護給付費準備基金の定期預金利子です。

次に下の表、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金の21億5572万円は、全て市が負担すべきルール分を計上したものです。内訳は、節1・介護給付費繰入金16億9750万円は歳出の保険給付費の12.5%になります。

70ページをお願いします。

節2・地域支援事業繰入金（介護予防事業）の4314万2000円は、歳出の地域支援事

業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%になります。節3・地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の3650万5000円は、歳出の包括的支援事業・任意事業費の19.5%です。節4・低所得者保険料軽減繰入金3342万1000円は、国が低所得者の介護保険料軽減強化として、第1号被保険者の第1段階の保険料率を0.05引き下げて0.45としたことに伴い、軽減分の全額を一般会計から繰り入れるものです。なお、国・県の負担金は一般会計に歳入計上されております。節5・その他一般会計繰入金の3億4515万2000円は、歳出の総務費のうち、人件費及びその他の事務費に係る繰入金でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

これをもちまして、議案第9号・平成29年度八代市介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（島田一巳君） 73ページの介護保険認定事業がございますけど、これは家に行ってからこういう審査をされるんですかね。どういう、これは審査の事業なんですか。教えてくださいたいと思います。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 73ページの介護保険認定審査事業のことでございますが、審査のほうにつきましては、認定審査会の経費を計上しているものでございます。

もう一つ事業費が、介護保険認定調査事業というのが73ページにございますが、こちらは介護保険の認定調査に要する経費ということで計上しております。

ただいまお話にございました、自宅に行つてというお話がございました、こちらは認定調査のほうになります。御自宅以外にも、場合に

よっては医療機関や入所中の施設を訪問することもございます。

以上です。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（橋本幸一君） 包括的支援事業のこの任意事業で、生活支援事業というのがあるんですが、先ほど安心確保事業と言われていたんですが、あれは具体的にどういう事業をされていま

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） 地域支援係の吉田でございます。

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置を貸与することで、緊急時の対応でありますとか、定期的に確認を行うものでございまして、平成28年度は約520名程度の利用を見込んでおります。

以上です。

○委員（橋本幸一君） この緊急通報システム、受け手はどこで受けているんですか。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） 警備会社のほうに委託しております。

○委員（橋本幸一君） その通報システムというのは、電話回線か何か、特別にボタンか何か押すようになっているんですか。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） 電話回線を利用いたしまして、緊急ボタンを押すような形をとっております。

○委員（橋本幸一君） ちなみに、以前、孤独死とか上がっていたんですが、最近では八代ではそういうのはどうですか。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） 具体的な実情のところまでは把握してはいない部分がございますが、現在では地域包括支援センターでありますとか民生委員の協力を得ながら、いろんな方面からのアプローチをかけておりますので、こちらのほうには孤独死という情報のほうは上がってきておりません。

（委員橋本幸一君「上がってきていない。は

い、結構です」と呼ぶ)

○委員長(友枝和明君) ほかにありませんか。

○委員(幸村香代子君) 今よく言われるのが、介護のところで、施設介護から在宅、また地域でとかっていうふうなですね、方向性をよく聞くんですけども、まあ、そういったときにさまざまな課題はあるというふうに思うんですが、大体こう、これからの方向性として、また現在の状況として、そんなふうになっていく風景があるんですかね。

○理事兼長寿支援課長(秋田壮男君) はい、今委員お話しのとおり、方向性としては在宅で、住みなれた地域でということですが、御本人の状態によりましては、どうしても難しい場合も当然出てまいります。したがって、施設が将来的になくなっていくという方向ではなくて、可能な方はできるだけ在宅でということで、国は進めているように理解しております。

○委員(幸村香代子君) そうすると、76ページにある家族介護支援事業というのが、620万ぐらいですかね、あるんですけども、この部分の何か事業とかっていうことがふえていくようなのも何かあるんですかね。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長(吉田 浩君) 家族介護支援事業につきましては、御家族の介護技術の向上でありますとか、介護をされている方の交流という部分を予算化しているところでございます。

私どもが市民講演会などで行います地域包括ケアシステムの構築、この部分には大もととなるものが2つございまして、1つがインテグレートドケアと呼ばれます医療と介護の連携、これは現在4者で、八代市・氷川町・八代市医師会・郡医師会で協働して進めているところでございます。

またもう一つは、コミュニティ・ベースド・

ケアといいまして、地域づくりという部分がございます、身の丈に合った地域包括ケアシステムをつくりなさいということになっております。その関係で、1つの事業でどうこうするということは、もちろん1つの要素で、ツールではございますが、全体的なところで地域づくりを行っていくということになります。

以上です。

○委員長(友枝和明君) ようございますか。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(友枝和明君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) なければ、これより採決いたします。

議案第9号・平成29年度八代市介護保険特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第14号・平成29年度八代市診療所特別会計予算

○委員長(友枝和明君) 次に、議案第14号・平成29年度八代市診療所特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(山田 忍君)

議案第14号・平成29年度八代市診療所特別会計予算につきまして、西田健康福祉政策課長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

○健康福祉政策課長(西田修一君) こんにちは

は。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課、西田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて御説明させていただきます。

議案第14号・平成29年度八代市診療所特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の169ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8423万8000円といたしております。

内容につきまして、まず歳出から御説明をさせていただきます。

179ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費は、5652万6000円を計上いたしております。その内訳でございますが、右側の説明欄をごらんください。椎原診療所医師1名分の人件費で1733万4000円、椎原診療所一般管理事業は臨時職員4名分の賃金、デジタルエックス線画像診断システム購入費、医療事務業務委託などで1810万2000円、下岳診療所一般管理事業は診療業務委託、医療事務システム委託などで1864万2000円、歯科診療所一般管理事業は歯科診療委託、LEDひかり重合器購入費などで244万8000円を、それぞれ計上いたしております。説明欄の左側の節の欄をごらんください。主なものを申し上げます。節7・賃金780万円は、椎原診療所看護師2名、医療事務員1名、患者送迎車運転手1名に係る賃金でございます。節13・委託料2094万2000円は、下岳診療所医師等派遣委託1615万円、歯科診療所医師派遣委託234万6000円、椎原診療所医療事務業務委託95万6000円、椎原・下岳両診療所の医療事務システム保守委託料53万2000円が主なものでございます。節18・備品購入費309万円は、椎原診療所のデジタルエックス線画像診断システム購入費用2

80万8000円が主なものでございます。

目2・研究研修費81万9000円は、椎原診療所医師の研究研修にかかわる旅費でございます。これは、僻地診療所に勤務する医師の研修機会を確保し、医療技術の向上を図るために、毎週火曜日、熊本赤十字病院等で開催される研修会への参加に伴う、宿泊費、旅費、日当でございます。

目3・医療費でございますが、2587万5000円を計上いたしております。その内訳でございますが、右側の説明欄をごらんください。椎原診療所医療事業は医薬品など1767万円、下岳診療所医療事業は医薬品など804万9000円、歯科診療所医療事業は医薬材料費など15万6000円をそれぞれ計上いたしております。節の欄をごらんください。節11・需用費2474万5000円は、椎原診療所、下岳診療所及び歯科診療所で使用する医薬品2352万円、医薬材料費122万5000円でございます。節13・委託料113万円は、血液検査委託料103万円、歯科技工委託料10万円でございます。

次に、おめくりいただきまして、180ページをお願いいたします。

款2・公債費、項1・公債費、目1・元金96万2000円及び目2・利子5万6000円は、医療機器購入時の財源確保といたしまして、国から借り入れし、計画的に返済している事業における、長期債に係る償還元金及び償還利子でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、お戻りいただきまして、176ページをお願いいたします。

款1・診療所事業収入、項1・診療収入、目1・保険収入で、3572万5000円を見込んでおります。これは節1・保険診療報酬で、後期高齢者医療や国民健康保険などの保険者からの個人負担分を除いた分の支払いで、その内

訳は、椎原診療所 2 2 0 0 万円、下岳診療所 1 3 6 0 万円、歯科診療所 1 2 万 5 0 0 0 円をそれぞれ見込んでおります。

目 2 ・一部負担金収入 6 1 3 万円は、個人負担分でございます。

次に、1 7 7 ページをお願いいたします。

款 3 ・県支出金、項 1 ・県補助金、目 1 ・へき地診療所県補助金 7 6 8 万 2 0 0 0 円を計上いたしております。これは椎原へき地診療所運営費補助金 6 2 7 万 8 0 0 0 円と、先ほど歳出で御説明いたしました椎原診療所のデジタルエックス線画像診断システム導入にかかわる設備整備事業補助金 1 4 0 万 4 0 0 0 円でございます。

款 4 ・繰入金、項 1 ・一般会計繰入金、目 1 ・一般会計繰入金 3 1 6 3 万 7 0 0 0 円の内訳は、椎原診療所 1 9 1 2 万 7 0 0 0 円、下岳診療所 1 0 0 6 万 1 0 0 0 円、歯科診療所 2 4 4 万 9 0 0 0 円で、これらは、各診療所運営にかかわる不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、1 7 8 ページをお願いいたします。

款 7 ・市債、項 1 ・市債、目 1 ・診療所事業債 1 4 0 万円は、椎原診療所のデジタルエックス線画像診断システムの整備に伴うもので、購入費 2 8 0 万 8 0 0 0 円から県補助金 1 4 0 万 4 0 0 0 円を除いた額の 1 0 0 % 充当の額でございます。

以上で、平成 2 9 年度八代市診療所特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第 1 4 号・平成 2 9 年度八代市診療所特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第 3 4 号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第 3 4 号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第 3 4 号・八代市介護保険条例の一部改正について、秋田長寿支援課長のほうから説明いたします。よろしくお願いいたします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 長寿支援課、秋田でございます。

議案第 3 4 号・八代市介護保険条例の一部改正につきましては、こちらの定例会議案のほうと、それからあわせまして、事前にお配りしております資料、文教福祉委員会議案第 3 4 号関係資料・八代市介護保険条例の一部改正、両方を使いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、八代市議会 3 月定例会議案の 4 9 ページをお願いいたします。

提案理由といたしまして、介護保険法の施行令の改正に伴いまして、平成 2 9 年度における第 1 号被保険者の保険料の段階判定に関する基準の特例を定めるに当たり、条例の改正が必要なため、御提案するものでございます。

内容につきましては 5 0 ページになります

が、詳しくは、事前にお配りしております資料、議案第34号関係資料で御説明させていただきます。

まず、1、趣旨でございます。

熊本地震などの災害復旧事業において、土地収用等により土地等を譲渡した場合、所得急増に伴い、次年度の介護保険料が高額になる場合がございます。

そこで国は、平成29年度の第1号保険料の段階判定に関する特例として、合計所得金額に、長期譲渡所得等の特別控除を適用した後の額を用いることができるよう、介護保険法施行令の一部改正を行いましたので、本市の介護保険条例について必要な改正を行うものでございます。

次に、2、概要を御説明いたします。

介護保険料の段階判定におきまして、現行では合計所得金額を用いておりますが、平成29年度の特例といたしまして、租税特別措置法に規定する特別控除を適用した後の額を用いることができるよう、条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には、現行介護保険法施行令第38条第1項の第1号から第9号を適用しているところを、改正後は、介護保険法施行令の改正で新たに規定されました附則第19条第1項の第1号から第9号を適用いたします。これによりまして、表に記載の租税特別措置法の関係規定に基づく特別控除を適用した後の額を用いることとなります。

なお、改正に当たりましては、現行の規定はそのまま残しまして、附則に一条を加え、平成29年度は附則の条文を適用するものです。

最後に、施行日につきましては、平成29年4月1日といたしております。

以上で、議案第34号の説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） これは29年度のみというふうに理解していいんですかね。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 現在施行されております介護保険法の施行令でいえば29年度のみでございますが、平成30年4月1日施行の介護保険法施行令も既に公布はされております。この中でも特別控除の適用ができるとされています。

平成30年度からの介護保険料につきましては、現在策定作業中ですが、第7期介護保険事業計画の中で検討してまいりまして、条例改正をする予定でございますので、その際、あわせて盛り込むということで予定いたしております。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。

それでですね、この趣旨のところで、熊本地震等の災害復旧事業においてというふうにあるので、これは熊本地震によってなんですよというふうなのが要るのかなと思ったんですが、それは要らないんですよね。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 国の施行令の原文でいきますと、東日本大震災及び熊本地震等という書き方になっております。主に災害復旧事業が対象になるものとは思いますが、確認いたしましたところ、データとして私どもが持っておりますのは、長期譲渡所得がどのように発生したかという経緯まではないわけでございます。県のほうに照会しましても、適用については租税特別措置法の各規定をそのまま適用してよいという判断でございます。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第34号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため小会します。

（午後4時35分 小会）

（午後4時36分 本会）

◎議案第35号・八代市教職員住宅条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

次に、議案第35号・八代市教職員住宅条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 教育政策課の宮田です。

それでは、議案第35号・八代市教職員住宅条例の一部改正について、御説明を申し上げます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案の51ページでございます。

本案件は、泉第八小学校の教職員住宅改築による使用料改定のため、八代市教職員住宅条例の一部改正を行うものでございます。

本市におきましては、これまで保有しておりました教職員住宅は3棟でございまして、いずれも泉第八小学校に勤務する教職員が対象でございました。しかし、平成28年熊本地震によ

りまして、現校長が入居されている住宅を除く2棟が使用不能となりまして、現在、新しく教職員住宅を建設しているところでございまして、今年度末には、新しく第二教職員住宅として4棟が完成し、既存の1棟と合わせまして、泉八小に勤務される5名の先生方に計5棟が確保される予定でございます。

それでは、その内容について御説明したいと思えます。52ページに条例案がございすけれども、別にお配りしております2枚物の資料、こちらがあるかと思えますけれども、こちらの1枚目の新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

まず、条例の題名を「八代市へき地学校教職員住宅条例」と改めることとしております。この教職員住宅は合併前の泉村により建設されていたものでございまして、へき地教育振興法の趣旨に基づきまして、泉第八小に勤務する教職員のみを対象としているため、この改正を機に、このことを明確に示す題名に変更するものでございます。

次に、第1条において、「へき地教育振興法に基づき」と、その目的を示す文言を加えまして、前条例の第1条及び第2条を取りまとめる形で、設置に係る趣旨を明快に記したところでございます。

次に、第4条につきましては、条例の題名及び第1条の設置に関する条文の改正に伴って文言の修正を行うものでございまして、第6条につきましては、この施設が教育施設であることを今回改めて確認いたしまして、その管理者は教育委員会であることから、所要の修正を行うものでございます。

次に、第8条及び別表の使用料についてでございますけれども、また別にお配りしております資料の2枚目に、八代市教職員住宅条例の改正についてという資料をつけさせていただいております。2枚目のこちらのほうで説明をさせて

いただきます。

算定の根拠につきましては、まず教職員のための住宅ということで、熊本県の教職員住宅の家賃算定式を参考にさせていただきました。これに準じて算出した金額を基礎額といたしております。

資料中段の、使用料の算定の欄をごらんいただきたいと思います。

まず、教職員住宅本体の建設に要しました費用Aから、国庫補助額Bを減じたものを算定用の建設費といたしまして、これに耐用年数などを考慮して、下段の①償却費、②修繕費、③損害保険料など、年間の必要経費を算出いたします。これらをその下の使用料の算定式に当てはめ、1棟当たり、1月当たりの額を算出いたしますと、25096円という数字が出てまいります。

この金額が県の算定式による使用料の額となるわけでございますが、本市の泉八小につきましては、県内で最も僻地の等級が高い、唯一の4級の僻地でありますことから、こういった地理的な条件、それと勤務地としての困難度などを考慮いたしまして、④100分の50の案分掛け率を乗じまして、太枠の、この下のほうの欄の空白の欄にございますように、新しい4棟の住宅につきましては1万2000円という使用料を設定したところでございます。

なお、1棟だけ残る既存の住宅につきましては、引き続き従来どおりの使用料5000円が適用されることとなります。

参考といたしまして、その他の市町村の状況を見てみますと、五木村と山都町が1級の僻地、それと高森町が3級の僻地でございますけれども、大体1万3000円から2万円程度の設定となっております。低い金額のものはかなり年数が経過した物件ということでございまして、このような状況からも、本市の設定する1万2000円という額は妥当かと考えておりま

す。

最後に、第15条につきましては、字句の誤用を修正するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（太田広則君） 使用料の算定のね、修繕費、0.012掛けてやると、これは38万8896円、これは年間に38万かかるというふうに捉えていいわけですね。新築に年間38万もかかりますかね。この0.012自体が高いんじゃないの。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） こちらの修繕費につきましてはですね、標準的な県の査定式のほうで入れますとですね、耐用年数が40年ということで、若干長目なものですから、その修繕費が38万という数字が出てくるという、県の方式に準じたような形になっております。

○委員（太田広則君） まあ、10年、20年したら修繕が多くなりますよということも含めて、その0.012という数字ですね。まあ、その係数が掛かっているんでしょうけど、でも理屈からいったら、新築ですからね、1年、2年は絶対、修繕費なんかまず、まあ、施工不良があったら別問題ですね、でもちょっと高い、まあ、初年度にすればね、38万円もかからないんじゃないかなというふうに思います、はい。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（太田広則君） はい、いいです。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第35号・八代市教職員住宅条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第36号・八代市いじめ防止等対策委員会設置条例の制定について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第36号・八代市いじめ防止等対策委員会設置条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 学校教育課、渡邊でございます。よろしくお願いします。

議案第36号・八代市いじめ防止等対策委員会設置条例について説明をさせていただきます。座ってよろしいでしょうか。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○学校教育課長（渡邊裕一君） それでは、議案書53ページをお開きください。

まず提案理由でございますが、八代市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うための八代市いじめ防止等対策委員会を設置するためには、条例を制定する必要があります。

別添資料をお配りしております。ごらんください。いじめ防止対策推進法に定める組織について、国が作成した資料でございます。

上から2段目に、教育委員会の附属機関とあります。これが今回提案しております、法14条3項の規定に基づくいじめ防止等対策委員会でございます。

なお、1段目のいじめ問題対策連絡協議会は既に設置し、関係機関との情報交換及び連携を目的とした活動を本年度続けてきました。

それでは、本対策委員会の詳細につきまして、54ページで説明をさせていただきます。条文をごらんください。

この委員会が設置します事項は、第2条にありますように、いじめ防止等のための調査研究及び対策に関すること、八代市いじめ防止基本方針に関すること、法28条1項の重大事態の調査に関すること、その他でございます。

いじめをいかに未然防止していくか、これは学校教育における大きな課題となっています。これまでは学校教育課で対策等を検討してまいりましたが、来年度からは、第3条にありますように、法律・医療・心理・福祉または教育に関する専門的な知識経験等をお持ちの方々の意見を参考にしながら、市の実態を分析し、基本方針を見直したり、有効な対策を具体的に検討したりしていきたいと考えます。

なお、八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正もあわせて提案しております。55ページにありますように、別表第1中、本対策委員会委員の日額を1万円とします。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（前垣信三君） まあ、世間でもいろいろ話題になっていますから、こういった条例をつくれるのはいいと思うんですが、全て事後において、いじめがあったかなかったかということになりますよね。もともと、いじめの定義というのはあるんですか。それで、この委員会を開かれるのは、誰が訴えて委員会を開かれるのか。どの時点で委員会を開かれるのですか。

○学校教育課長（渡邊裕一君） いじめにつきましては、文部科学省のほうで定義というのをつくっております。いつ開くかということに関してでございますが、29年度からこの委員会が設置されましたならば、定期的にですね、開催をして、八代市のいじめの状況を報告し、具

体的な対策等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員（前垣信三君） それじゃ、いじめの事実があったから開くとか開かないということではないですね。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい、第2条にあります所掌事務の1、2に関しましては、定期的な部分で考えています。ただし、（3）にありますように、法第28条第1項に定められた重大事態が発生した場合は、その調査を臨時的にこの委員会で行いたいと考えています。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（幸村香代子君） この委員さん6人をもって組織するというふうにあって、専門的な知識経験というふうに書いてあるんですが、具体的にはどんなふうにして委員を選任されようというふうに思われていますか。

○学校教育課長（渡邊裕一君） まず、法律の分野でやはり弁護士の方、医療につきましては精神科等の医師、それから心理に関しましては精神福祉士、それから福祉については社会福祉士あるいはカウンセラー、教育に関しては校長あるいは退職校長、そういったところの、これまで教育的な部分で経験がおありの方々を考えております。

○委員（幸村香代子君） これは個別に当てられるのか、それともそういったふうな組織からの推挙とかっていうふうに思われているのか、どちらですかね。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 個別に当たっていきたいと考えています。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（橋本幸一君） 関連でよろしいですか。もちろん八代市内在住の方ということに限定されるんですか、委員は。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 八代市のいじ

め問題に関してお考えいただきますので、八代市在住の方が適任と考えています。

○委員（島田一巳君） 54ページの第6条の3ですね、会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる、これはどういう意味ですかね。何か決めるんですかね。いじめがあった、なかったとか、そういうことなんでしょうか。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 定期的に会を開きますもので、八代市のいじめ防止基本方針を改定するに当たって、そのような手続が必要になることもあるかと考えております。

○委員（島田一巳君） 可否同数のときは議長の決するところに、——そういうことでいいのかなという感じがしますんですね。

特には言いません。いいです、はい。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 多分ですね、何をされる委員会かなというふうに思っているんですよ。こういったふう組織をつくりなさいということで、教育委員会の附属機関として設置をされて、いじめの防止などのための調査研究及び有効な対策とか何か、例えばここでいろんな対策で、こうしたほうがいいですよとか、こんなことが考えられますよというふうに、ここからその案というか、こういった取り組みをしたらどうですかというふうなのが、教育委員会の附属機関ですから、教育委員会のほうに御提示されれば、それは現場のところでそういったふうな取り組みをやっていくとかっていうふうな機関になるんですか。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 第2条の（1）に当たるところのお話かと思いますが、具体的な対策をですね、ここで専門的な知識経験の意見を生かしながら、具体的に学校現場のほうにおろしていきたいと考えています。

○委員（前垣信三君） まあ、これをつくれ

る、条例をつくられることは問題ないと思うのですが、条例以前に、子供のＳＯＳを受けてくれる学校内の何かがないと、今までの事例を見ると、子供が亡くなった場合でも、いじめには気づきませんでしたとか、担任には相談しとったんだけど、いじめとは思われませんでしたとかいう、そういう話ばかりじゃないですか。

だから、何か組織をつくとそれがなくなっちゃいいんですけど、その中身をね、もうちょっと、こういうものをつくる以前に、学校の中にそういったいじめのね、窓口みたいなものをつかって、そうでないと子供は救われんと思うのですよ。こんなものをつくりゃいいぐらいに思っ
て、——悪口じゃないですよ。悪口じゃないけど、基本的には学校内で一番身近な担任の先生が、自分の子供をしっかり把握されないかん。全てニュースを見ますと、いじめとは思いませんとかですね、こんな話ばかりだから。

そのあたりがですね、もっとこう、学校の先生あたりに一生懸命話をしていただいて、本当にそうですよ。投げ込み寺じゃないですが、そういったものが学校の中にないといかんのですな。あった後にどうこうしても、何にもならないんですよ。おまけに、いじめじゃないかもしれないんなんて結論が出たらどうするんですか。まあ、済みません、意見を言っただけ……。

○委員（太田広則君） 済みません、先ほど島田委員がちょっと気にされていましたが、議長が決する、それから委員長という言葉が2つ出てきていますが、このいじめ対策委員会の委員長はすごい大事な、公開条例でも、その会議を公開する、しないはその議長の判断によるんだろうと思いますけど、ちょっと気になるのは、互選で決めるということで、6人以内。6人だったら、もし、例えばですよ、6人だったら3・3に分かれませんか。そのときはどうやって決めるんですか、もし6人だったら。5

人というんだったらわかります。6人だったら3・3の可能性あるんじゃないですか。そういった場合はどうやって決められるんでしょう。（「議長決定よ」と呼ぶ者あり）いや、議長を決めるとき。議長互選のときよ。委員長互選のとき。（「ああ、委員長互選のときか」と呼ぶ者あり）もし6人だったら。（「じゃ、意見を出して」と呼ぶ者あり）いやいや、5人って書いてあればいいんですけど、6人だったら3・3があるんじゃないですか。いや、どうです。6人で決めるんですか、それとも5人なんです。6人だったら絶対、3・3の可能性はゼロじゃないでしょう。そのことまでちょっと気にして聞くんですが。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 第3条では、対策委員会委員6人以内をもって組織するとしております。来年度につきましては、予算の計上では一応、法律・医療・心理・福祉・教育ということで5分野、5名を今考えております。

○委員（太田広則君） 5名。ああ、以内だいいけん。じゃ、わかりました。5名でということ、6人以内としているけれども、とりあえず5人ということでもいいんですね、はい。だったら私の心配は要らないと思います。6人以内って書いてるから、3・3があるんじゃないですかって聞いているだけです。いや、大事なポストだから言っているんです。はい、わかりました。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第36号・八代市いじめ防止等対策委員

会設置条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第37号・八代市立視聴覚ライブラリー条例の廃止について

○委員長(友枝和明君) 次に、議案第37号・八代市立視聴覚ライブラリー条例の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

○生涯学習課長(澤田宗順君) 生涯学習課の澤田です。

議案第37号・八代市立視聴覚ライブラリー条例の廃止について、座りまして説明をさせていただきます。

議案書の57ページをお願いいたします。

提案理由としましては、記載されておりますように、八代市立視聴覚ライブラリーを廃止することに伴い、当該教育機関に係る設置に関する条例を廃止する必要があるため、提案をさせていただきます。

それでは、条例廃止に至る経緯等についての説明をさせていただきます。

八代市立視聴覚ライブラリーは、昭和46年7月、当時の文部省から、視聴覚ライブラリーの充実整備についての通達を受け、昭和48年に条例を制定し、学校や公民館などの社会教育施設に対して、16ミリフィルムやスライド映写機、オーバーヘッド投影機などの視聴覚機材や、16ミリ映画やビデオ、スライドなどの視聴覚教材の貸し出しを行い、視聴覚教育の振興を担ってまいりました。

しかし、時代の変遷とともに、高額で入手が困難であった視聴覚機材等も、技術的な進歩やICT化の普及・定着が進む中で、16ミリフィルムなどの従来の視聴覚メディアがCDやD

VDなどのデジタルメディアへ移行したり、パソコンやインターネット等を活用することによって、視聴覚機材や教材等が安価で手軽に扱うことができるようになり、個人への普及も進んできております。

本市の視聴覚ライブラリーは、教育機関として条例で位置づけてはいるものの、施設というより、生涯学習課に併設され、視聴覚機材・教材の供給、貸し出しが主な業務となっております。

平成24年度から27年度の4年間での利用状況は、全部で170件でありました。そのうち、プロジェクターやスクリーンなどの視聴覚機材の貸し出しは166件とほとんどを占め、ビデオやDVDなどの視聴覚教材の貸し出しは4件でした。従来の視聴覚メディアに対するニーズの減少や、さらにはそれに伴う視聴覚ライブラリーの必要性は希薄となっており、本市の実態も同様な状況というふうに言えます。

以上のようなことから、八代市立視聴覚ライブラリー条例を廃止し、これまで担ってきた視聴覚機材や教材の供給、貸し出しなど視聴覚教育に関する業務につきましては、八代市公民館の業務として引き継いでまいります。

最後に、議案書の58ページになりますが、本条例の廃止に伴いまして、関係する条例の一部を改正する必要があるため、本附則第2項で、八代市暴力団排除条例第11条第1項中から、第4号・八代市立視聴覚ライブラリーを削除するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(友枝和明君) 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

○委員(橋本幸一君) 今の説明で大体わかったんですが、そのスクリーン等は結構、今、貸し出しをやっているということで、これを公民館業務に移すことで、これまで住民の皆さんが

受け取ってこられたサービスというのは全然変わらないということで理解していいんですね。

○生涯学習課長（澤田宗順君） はい、委員さんおっしゃられたとおり、これまでどおりの従来のサービスは提供してまいります。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第37号・八代市立視聴覚ライブラリー条例の廃止については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎陳情第1号・八代市国民健康保険及び高齢者はり・きゅう等施設利用券の存続と拡充について

○委員長（友枝和明君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件と継続審査の陳情4件です。

まず、新規付託分について審査いたします。

それでは、陳情第1号・八代市国民健康保険及び高齢者はり・きゅう等施設利用券の存続と拡充についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりであります。念のために書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（友枝和明君） 今、本陳情について

朗読していただきました。質疑、御意見等はありませんか。

○委員（幸村香代子君） 私は賛成したいというふうに思っています。先ほどの介護保険、国民健康保険ですね、そこでも、今のはり・きゅうの回数については御説明があったんですが、やはり広域化になってそれが減らされるんじゃないかというふうなですね、心配もおありなので、やはりそのあたりのサービスというのはやっぱり必要な部分として、市民の皆さんのところにですね、還元するとかっていう意味も含めて、やはりそういったふうな願いをお持ちだということについては理解ができるので、私は賛成をしたいというふうに思います。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 私も基本的には賛成です。もう農家の方というのは非常にですね、この鍼灸というのは、農繁期等の後の体を癒やすという意味では、非常にありがたい制度ということで私も理解しています。できればですね、この制度はぜひとも存続していただきたいという、そういう思いでございます。

○委員（太田広則君） これ、そもそも施設ってどのくらいあるんですかね。わからんでしょね。施設の数、はり・きゅうの。わからないですね。いや、いいです。大丈夫です、大丈夫です。

何かな、はり・きゅうの免許を持っている人が、いろんなところに勤めている、今ありますね、何か整体。そこにもいらっしゃるそうですね。そういうところでも使えるようにしていくならば、もう当然、40回、20回、15回と減らされていますから、高齢社会を考えるとやっぱりこれは大事なところだし、私も賛成だと思います。まあ、そういう人もいるというのをちょっと聞いたもんですから。整体師の中にもはり・きゅうを持っていて、その回数券が

使えるというかですね、そういうのがありますので、ちょっと施設の数を聞いたんですけど。

まあ一応、賛成ということで、採択のことでいいと思います。

○委員長（友枝和明君） 皆さん、賛成の意見が多いようですので、採決をとりたいと思います。

なければ、これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第1号・八代市国民健康保険及び高齢者はり・きゅう等施設利用券の存続と拡充については、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本件は採択することに決しました。

ただいま採択と決しました陳情1件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めるものとしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎平成28年陳情第17号・介護保険制度の見直しと介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出方について

○委員長（友枝和明君） 次に、継続審査分について審査いたします。

まず、平成28年陳情第17号・介護保険制度の見直しと介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本陳情について、質疑、御意見はありませんか。

○委員（太田広則君） 重要なことであるし、

ごもっともな内容でもあると思いますが、現在、政府内で、ここにも書いてありますように、2017年通常国会に向けた介護保険制度見直しを今やっているという段階の中で、たしかひとつ、うろ覚えなんですけど、介護職員の給与が上がるというんですね、新聞見出しを見ました。ですから、まだ今、一生懸命、国のほうで見直しについてやっているんじゃないかなと思いますので、私は継続でいいんじゃないかなと思います。

○委員長（友枝和明君） ほかに。

○委員（幸村香代子君） 私も継続でいいというふうに思っています。それでですね、まあ、一個一個というのもあるんですが、4件をこの間、継続ということにしていって、なおかつですね、じゃ、ちょっといろいろ調べてみましょうとか何か、お話をたしかした上で継続にしているんですけども、そういった時間を今回設けていないので、まあ、一個一個審査したほうがいいのかもかもしれませんが、とりあえずもう一段継続をして、日程をきちんと決めて、そこでもう少し慎重にこの中身についてみんなで共有しながら審議するというふうな時間をとったらというふうに思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

○委員長（友枝和明君） ただいま継続の提言が出ておりますが。

○委員（橋本幸一君） 私もこの件についてはもっと情報収集をしたいなという思いがありますから、継続にさせていただきたいと思います。

○委員長（友枝和明君） ちょっと小会。

（午後5時15分 小会）

（午後5時17分 本会）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

平成28年陳情第17号・介護保険制度の見直しと介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善

の実現を求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎平成28年陳情第18号・地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出方について

○委員長(友枝和明君) 次に、平成28年陳情第18号・地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出方についてを議題とします。

先ほど幸村委員から意見がございました、継続の御意見が出ましたので、継続審査での採決をとりたいと思います。

それでは、平成28年陳情第18号・地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎平成28年陳情第19号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出方について

○委員長(友枝和明君) 次に、平成28年陳情第19号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出方についてを議題とします。

本件につきましては、継続審査との意見がありましたので、採決をとりたいと思います。

平成28年陳情第19号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎平成28年陳情第20号・国民健康保険の改善に向けた意見書の提出方について

○委員長(友枝和明君) 次に、平成28年陳情第20号・国民健康保険の改善に向けた意見書の提出方についてを議題とします。

平成28年陳情第20号・国民健康保険の改善に向けた意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午後5時21分 小会)

(午後5時22分 本会)

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長(友枝和明君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上2件です。

このうち、まず教育に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出があっ

ておりますので、これを許します。

・教育に関する諸問題の調査（学校給食用牛乳の容器変更について）

○委員長（友枝和明君） それでは、学校給食用牛乳容器の変更について、説明をお願いします。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 教育政策課の宮田です。よろしくお願いいたします。

それでは、学校給食用牛乳の容器変更について御報告をさせていただきます。座って説明させていただきます。

あらかじめ資料、1枚物を配っておと思いますけれども、学校給食用牛乳の容器変更について（報告）ということでお配りしておりますので、この資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、今回の容器変更に伴う経緯でございますけれども、昨年10月に八代市の学校給食の牛乳を製造しております、球磨酪農農業協同組合から担当者がお見えになりまして、製造機械を更新しないこととなり、瓶牛乳の提供ができなくなるとのお話がございました。

その際、私どものほうからは、八代市におきましては繰り返し使用される瓶牛乳は、学校現場で環境教育のツールとしても取り扱われていることから、何とか存続の道はないものだろうかということでお話をしたところでございますけれども、現在の状況といたしまして、瓶牛乳の需要というのは著しく少ないということで、組織として経営に係る判断で、瓶牛乳の製造機械については更新しない方針となったとのことでございました。

その後、教育委員会事務局でもこの件を協議したわけでございますけれども、環境教育につきましては何らかの継続した取り扱いができないものかということで、後日、球磨酪農に紙パック容器のリサイクルをですね、検討してほしいという旨をお伝えをしたところでございます。

このリサイクルにつきましては、他の地域からですね、八代市以外の他の地域からも要望があったということもありまして、その後、リサイクルに取り組まれることが理事会で正式に決定されたということでございます。

そして、ことしの2月に、平成29年度も球磨酪農が八代市の学校給食用牛乳を担当されることが決まりまして、リサイクルについても各学校への周知、啓蒙を図るとのお話をいただいたところでございます。

次に、2の変更内容でございますけれども、学校給食の牛乳が瓶容器から紙パックへ変更となります。容量は同じ200ミリリットルで、変更時期は平成29年4月から、変更となる学校は泉第八小学校を除く小・中・特別支援学校分の1万771本でございます。

変更の理由は、先ほど申し上げましたとおり、瓶牛乳の需要減による製造機械の未更新によるものでございまして、紙容器のリサイクルにつきましては、球磨酪農が紙パックを回収し、トイレットペーパーに再生するとのことでございます。

次に、参考までに、3の県内の状況でございますけれども、県内の牛乳製造業者で瓶牛乳を製造していたのは、この3の球磨酪農組合だけでございまして、この瓶のところに96と書いてありますけれども、この96個につきましては、ことしの4月から全て紙パック容器への変更となります。そして県内ですね、学校給食牛乳の全てが紙パック容器となることになります。

最後に、瓶と紙パックの比較でございますけれども、現行の瓶が1ケース40本で、19 kilogramsの重量がございましたけれども、紙パックになりますと、同じ40本でありますと10 kilogramsとなるということでございます。さらにですね、今回のちょっと見直しに合わせまして、球磨酪農のほうでですね、小分けしやすいように、さらに20本入りケースに変更されるとい

う予定ということでございまして、1ケースが5キログラムと、学校等の現場におきましては運搬等、大変取り扱いがしやすくなるという見込みでございます。

以上、今回の変更について御説明を申し上げましたけれども、教育委員会といたしましては、新しい紙パック容器につきましても、リサイクルの仕組みでありますとか、その意義等についても、児童生徒に対しましてしっかりと伝えることによって、環境教育にも生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、御報告させていただきます。

○委員長（友枝和明君） 本件について何か質疑、御意見はありませんか。

○委員（太田広則君） 確認です。瓶の古い機械を更新しないからパックの機械をかえたということで、軽くなるしということもあって、球磨酪さんからのが一番瓶が多かったというのはわかりました。ただ、回収してそのリサイクル、球磨酪さんがトイレットペーパーをつくるんですか。それともトイレットペーパーをつくらしている会社に資源として渡すの。どっち。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 私どものほうでお聞きしておりますのは、球磨酪さんのほうですね、回収した紙パック容器を洗浄して、裁断、かきまぜですかね、攪拌までされて、その材料を製紙会社のほうに送られて、トイレットペーパーのほうに再生されるということでございます。

以上です。（委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（太田広則君） はい。球磨酪さんがトイレットペーパーをつくるのかなと思ったんですけど、わかりました、了解です。いや、そういうふうになんて聞こえましたので。わかりました。

○委員（橋本幸一君） 洗浄は、もう向こうでされるんですね。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） はい、学校現場ではですね、洗浄までは必要ありませんで、折り畳んでごみとして出すと、潰して出すと。あとはもう持って帰られて、球磨酪のほうで洗浄されるということでございます。

○委員（太田広則君） ストローですよ。ストローと材質違いますよね。分けなんという作業がありますね。そこは。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） ストローにつきましてはですね、やはり一回使用したものであるということで、なかなか、そのままリサイクルにも回せないものですから、これまでの瓶牛乳のふたとか、その上についているビニール袋ですね、それと同じように、給食センターのほうで、調理場のほうで回収いたしまして、一応、燃えるごみとして処理する、今現在はその予定でございます。（委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 非常にですね、この間、瓶牛乳ということについてはこだわって、教育委員会の1つの政策として、牛乳をですね、瓶で供給するということをなさってきたので、非常に紙パックになるということについては残念なんです、まあ、そもそも製造されるところがですね、やっぱり厳しいというふうな御判断があったということですので、少しお尋ねをしたいんですが、球磨酪さんがおさめていらした学校というのは地域は、八代市と、あとどこになりますか。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 球磨酪さんがおさめられていた地域はですね、八代市、人吉市、それと水俣市の一部、それと芦北の一部ということでお聞きしております、瓶牛乳がですね。

○委員（幸村香代子君） 瓶牛乳ですね。

○理事兼教育政策課長（宮田 徑君） それ以外の、球磨、それと一部を除く、一部と申しましたけども、それ以外のところは紙パックを使われていたということでございます。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。

先ほど、多分、裁断までということになると、球磨酪さんのところがこの裁断をする、回収して裁断をする、そういう機械を球磨酪さんが購入をされるということになりますよね。大体、経費的に幾らかかるんですかね。

○理事兼教育政策課長（宮田 徑君） まあ、裁断されるということはお聞きしておりますが、その機器のですね、価格とか導入費用まではちょっとお聞きしておりません。申しわけございません。

○委員（幸村香代子君） いや、機器の更新とですね、裁断する機械のですね、金額からいくとどうなのかなとかいうのをですね、ちょっと考えたもんですから。どうしてもですね、瓶牛乳が残らんかというふうにですね、何かちょっと思うところもあったもんですから。

だから、ちょっと情報公開条例を使わせてもらって、この一連の情報を取り寄せたんですが、やはりその中で、メーカーさんが各学校を回って説明をされているんですよ。その中でやっぱり学校側からすると、非常にやっぱり、瓶牛乳を教育的な一つのツールとして、環境教育に使用されていたというような背景がですね、とてもよくわかったというか、出されていた部分もあって、特に紙パックになることについて、やっぱりそのリサイクルには、現場のですね、強いこだわりがあたりだというふうに思います。

それと、今、私のところに学生がインターンで来ていますが、その学生がですね、やっぱりずっと学校の中で瓶牛乳に対するですね、説

明がやっぱりきちんと学校でなされていたそうです。何で瓶牛乳なのかということをですね、やっぱり先生たちがしっかり話をされていた。一つの、やっぱり八代市の瓶牛乳に対して誇りを持っているんですというふうなのをですね、二十歳前の子供たちが言うというのを聞いていると、この間、瓶牛乳がですね、果たしてきた役割というのは、非常に子供たちのですね、中に大きな影響を与えてきたなというふうなのをですね、改めて考えたところです。

そういった意味では、瓶牛乳がなくなるということについては非常に残念ですが、あわせて紙パックのリサイクル、これについてはですね、また徹底してやっていただきたいなというふうに思います。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、学校給食用牛乳容器の変更については終了いたします。

執行部入れかえのため小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後5時34分 小会）

（午後5時35分 本会）

・保健・福祉に関する諸問題の調査（熊本県地域医療構想（案）の概要について）

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

次に、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

それでは、熊本県地域医療構想（案）の概要について、説明を願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

それでは、所管事務調査ということで、熊本県地域医療構想（案）の概要について、西田健康福祉政策課長のほうから説明いたします。よろしくお願ひします。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 健康福祉政策課、西田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、熊本県地域医療構想（案）の概要につきまして、お手元に配付をさせていただいております、こちらの資料に基づきまして簡単に御説明を申し上げます。それでは、着座にて御説明申し上げます。

まず、地域医療構想とはでございますが、表紙の中央に記載しておりますとおり、これは医療法に基づき、各都道府県が医療計画の中で、地域の実情に応じまして、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するものでございます。

また、地域の構想は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けまして、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに、2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるものでございます。

今般の地域医療構想（案）につきましては、医療・介護関係団体、医療機関、市町村の代表者等で構成する検討会議の御意見等を踏まえまして、県のほうで取りまとめられたものでございます。

それでは、その概要につきまして簡単に御説明申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、A3の2枚の資料、こちらにつきましては、熊本県が作成いたしました構想案の内容でございます。

本構想は第1章から第7章までで構成されておりまして、第1章では基本的事項といたしまして3点挙げられております。

1つは、誇るべき宝である熊本県の医療提供体制の回復・充実に向けて、医療提供体制を医療関係者、行政、県民が将来へ引き継いでいくことが求められているということ。

2つ目は、地域医療構想策定の趣旨でございますが、今後の医療提供体制を考えるに当たっ

ては、平成28年熊本地震からの復旧・復興という直面する課題に加えまして、2025年に団塊の世代が全て75歳以上となり、急激な医療・介護ニーズの変化あるいは増大への対応という課題に対応した将来の医療提供体制を確保するため、医療計画の一部といたしまして地域医療構想を策定するものとし、3つ目は、構想の策定体制・プロセスでございます。

策定に当たりましては、医療・介護関係者、市町村、保険者等の意見を聴取し、合意形成を図る場としまして、全県単位の熊本県地域医療構想検討専門委員会及び保健所単位の地域医療構想検討専門部会を設置するとともに、県内の一般病床及び療養病床を有する全医療機関を対象としました、地域医療の実情把握のための聞き取り調査を実施しているところでございます。

次に第2章では熊本県の現状でございます。

人口の推移と見通しでは、本県は全国よりも10年早く、1998年を境に人口減少局面に入りまして、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年で146万7000人と、2010年より約19%減少する見込みであること、医療・介護資源の現状では、医療施設数及び病床数の4割強、医療施設に従事する医師の約6割が熊本圏域に所在している状況であることが示されております。

次に、第3章、構想区域でございます。

構想区域とは、二次医療圏を原則といたしまして、人口構造の変化の見通し等を考慮し、一体の区域として地域における病床機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域でございます。

本県では、県専門委員会、各地域専門部会との協議を踏まえまして、構想医療については、熊本、上益城の2地域を除く9地域につきましては、現行の二次医療圏と同じで、また、熊本、上益城の2地域は両圏域を統合いたしまし

て、合わせて10の構想区域が設定されているところでございます。

本市につきましては、二次医療圏と同じでございますので、お隣の氷川町とともに八代地域ということで位置づけをされているところでございます。

次に、第4章、将来の医療需要・病床数の推計でございます。

本県では、法令に基づく推計に加えまして、県独自の推計を行っております。

まず法令に基づく推計でございますが、これは医療法及び厚生労働省令に基づく算定式によりまして、国立社会保障・人口問題研究所の2025年推計人口や、全国一律の病床稼働率の適用等、一定の条件のもとに、構想区域単位で、高度急性期、急性期、回復期及び慢性期の4つの病床の機能区分ごとの2025年の病床数の必要量と、居宅等における医療、在宅医療等でございますけれども、その必要量を推計するものでございます。この推計による本県の病床数の必要量は2万1024床でございます。

この病床数の必要量は、厚生労働省令に基づきまして、慢性期機能と在宅医療等の医療事情の一体推計など、一定の条件のもとに算定した推計値でございます。そのため、これから2025年、さらにはその先の時点までを見据えた上で、限られた医療資源をいかに効率的に活用し、不足する機能を充足させていくかを中心に、医療・介護関係者、行政関係者、県民等が地域のサービス提供体制等を検討するための材料であり、病床の削減目標を示したものではありませんと、本体の熊本県地域医療構想案に明記されているところでございます。

次に、県独自の推計でございますが、これを行うため、平成27年度に県内の一般病床及び療養病床を有する全医療機関であり、505の施設を対象とした聞き取り調査が実施されております。この独自推計は、将来をできるだけ多

角的に見通し、必要な施策を推進していくに当たっては、聞き取り調査や各市町村人口ビジョンの将来推計人口データ等も活用しまして、地域の視点でも捉えていくことが大事との考えから、県独自の三通りの方法による病床数推計を行いまして、構想に併記されているところでございます。

この推計Ⅰによる本県の病床数は2万4412床、推計Ⅱでは2万8358床、推計Ⅲでは2万9837床となっております。

また、地域の構想では、厚生労働省令に基づく算定式で、一定の条件のもとに、居宅等における医療、すなわち在宅医療等の必要量を構想区域単位で推計されておりまして、その必要量は県全体で1日当たり2万4968人とされています。

1枚おめくりいただきまして、左側の上の表には、構想区域別の2015年病床機能報告病床数と2025年病床数の推計値が記載されておりますけれども、八代構想区域の状況につきましては、右にございますけれども、表の右側の中ほどに記載されております。

2015年報告病床数は、高度急性期・急性期・回復期・慢性期合わせまして2117床となっております。これに対しまして、2025年の病床数の推計値は、厚労省令の算定式に基づく病床数の必要量を合わせて1354床、また県独自病床数推計は、推計Ⅰが1532床、推計Ⅱが2046床、推計Ⅲが1981床となっておりますので、県独自の病床数の推計は、いずれも厚労省の算定式による病床数の必要量を上回っている状況でございます。

次に、第5章、構想区域ごとの状況では、10の構想区域ごとに、人口の推移・見通し、医療・介護資源の現状、将来の医療需要・病床数の推計、病床機能報告における報告病床数との比較、医療提供体制上の課題につきまして記載されているところでございます。

次に、第6章、将来の目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策としまして、3点挙げられております。

1点目は、病床の機能分化及び連携の推進でございます。

施策の方向性として、本県の医療提供体制を立て直すため、被災施設の復旧・復興を進め、また、各医療機関による病床の機能分化及び連携のための自主的な取り組みが促進され、実効性のあるものとなるように、必要な体制の基盤整備、支援を進めるとしております。

そのための主な取り組みといたしまして、補助金の積極的な活用促進、ICTを活用した地域医療情報ネットワーク・くまもとメディカルネットワークの構築推進、施設や設備の整備支援等が予定されております。

2点目は、在宅医療等の充実でございます。

その施策の方向性として、2025年をめどに、県民が住みなれた地域で医療、介護、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進め、在宅医療等の充実に必要なサービス基盤の強化、受け皿づくりを進め、また、県民が健康で安心した生活を住みなれた地域で送ることの重要性に関する認識を高めるとともに、介護予防や地域リハビリテーションの充実を進めるとしております。

そのための主な取り組みといたしまして、切れ目のない医療と介護の連携体制の構築の推進、訪問診療・在宅歯科診療・訪問看護サービスの基盤充実のための医療従事者を対象とするスキルアップ研修、また、被災地における介護予防や生活不活発病対策を推進するための熊本県復興リハビリテーションセンターの設置・運営等が予定されているところでございます。

3点目は、医療従事者・介護従事者の養成・確保でございます。

その施策の方向性として、5疾病・5事業や地域で不足が見込まれる機能、チーム医

療の推進にかかわる医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカーなど、必要な人材の養成と確保を進めるとともに、医療機関の魅力ある職場づくりを支援するとしております。

また、介護従事者の養成・確保にかかわる施策の方向性として、介護ニーズの増大に伴う介護人材の確保のために、多様な人材の参入促進、介護職員の定着の観点から、総合的に介護人材の養成・確保・定着に向けた取り組みを進めるとしております。

その下の表には、医師、看護職員、介護従事者ごとの主な取り組みが記載されておりますけれども、説明は申しわけございませんが割愛させていただきます。

最後の第7章では、地域医療構想の実現に向けた推進体制について記載されております。

まず推進体制でございますが、県、市町村、医療機関・医療団体、介護事業者・介護団体、医療保険者、県民等の関係当事者が、将来の目指すべき医療提供体制の実現に向けた今後の方向性を共有し、それぞれの役割を果たしていくことが重要としております。

また、構想推進の中核となる地域医療構想調整会議を、構想区域ごと並びに全県単位で設置し、地域医療介護総合確保基金の活用など、構想の実現に向けて協議を行うとしております。

次に、進行管理では、地域医療構想の実現に必要な事業の進捗状況を毎年度評価し、地域医療構想調整会議の意見等を踏まえ、必要に応じて施策や事業の見直しを行うとしていくところでございます。

以上が、簡単でございますが、熊本県地域医療構想(案)の概要でございます。

なお、今後の策定スケジュールでございますが、先月から今月初めにかけて、既にパブリックコメントが実施されております。その

後、医療法に基づき意見聴取後、今月、県議会の厚生常任委員会に報告、県の医療審議会への諮問・答申、知事決裁後、国へ提出し、公示される予定となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（幸村香代子君） 済みません、今のところのスケジュールをもうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。パブリックコメントが……。

○健康福祉政策課長（西田修一君） パブリックコメントにつきましては、先月2月から今月の初めにもう既に終了いたしております。

○委員（幸村香代子君） 終わったんですね、はい。そしてその後。

○健康福祉政策課長（西田修一君） その後、医療法に基づき意見聴取が行われたと聞いております。今月、県議会の厚生常任委員会へ報告、これも県のホームページで確認しますと、今月の13、14ぐらいで、予定ではですね、終わっているのかなと思って、きょうは福祉保健所のほうへ電話で確認したんですが、ちょっとそこまでは把握していないということの回答でございましたので、その辺はちょっと不明でございますけれども。その後、県の医療審議会への諮問・答申の後、知事決裁を受けられて、国へ提出というふうに聞いております。

○委員（幸村香代子君） 多分、この検討ずっと、八代市地域医療構想検討専門部会がずっと開催をされていて、そこに八代市からですね、市長が大体出席をされて、市長が出席されないときには部長が出席をされてきたというふうに思うんですが、議事録を取り寄せて、まだ第3回までしか出ていないのであれなんですけれども、結局、ここからずっと意見を出していつ、この医療構想のここに、策定になっていく

という話になるじゃないですか、この様子から見ると。

この間もずっと言われている話なんですけれども、医療構想ができてから何かを考えるという話じゃなくて、やはり八代市の、特に公的病院を持つ八代市が、それについてですね、どんなふうな考えを持っているかということをそこで言わない限り、それは議題には乗っていかない話じゃないかなというのを、ちょっと感じたんですよね。で、第3回目でやっと、何かそういったふうな、公的病院というふうな文言が出てきましたけれども、そのあたりの、八代市のこの専門部会へのですよ、やっぱりかかわり方というのは、どんななんですかね。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

この地域医療構想の専門部会につきましては、市長のほうが出席をしております。それと市立病院の院長もですね、委員として出席をしているわけなんですけど、はっきり申し上げまして、これは八代地域の全体の病床を検討する会議でありますので、特定のですね、市立病院ということでの病床を検討するというような場ではないということですね、あくまで全体的な話しか行われていないというような状況でございますけど。

○委員（幸村香代子君） いや、全体を考えないかんということですよ、全体の、例えば急性期だ、慢性期だ何だということと、地域の医療をどうするかというふうに考えたときに、それは何度も言いますが、公的病院が何を果たすかということとか、大きな病院ですね、八代市は2つありますが、それが何を果たすかということとか、民間の病院が何を果たすかって、どういったふうな機能をどんなふうに分散していくかということ、やっぱり話すのはここしかないでしょう。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

今回の地域医療構想の専門部会におきまして

は、そこのほうの各それぞれですね、回復期とかの、宛てがっての特定の病院ということでのですね、審議というのはございませんで、あくまで全体的な、回復期が何百床とかいう範囲でですね、階層ごとの、全体的な階層ごとでの八代圏域でのベッド数を把握した、そういうのを計画を立てるということでの専門部会ということですので、それにですね、具体的な話というのはですね、どんな話になりますかはあれですけれども、このきょうの資料の一番最後につけてあったんですが、地域医療構想の調整会議というのがございますのでですね、これが29年度から始まっていくということですので、そこあたりですね、ことは、まあ、その調整会議ですね、少し議論が始まるのかなということで、今回のところ、28年度での段階では、全くそういったのは、特定の要因を出して云々ということは全くございませんでしたね。

○委員（幸村香代子君） ということは、今のお答えからいくと、ここに書いてある、これを取りあえず受けての、地域医療構想調整会議、ここの場で、そういった具体的な話になるんですよというふうには見ていいんですか、29年に設置されて。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

私どももですね、直接主催をしている会議ではないもんですから、県のほうの主催の会議になりますもんですから、推測も込めましてですね、調整会議とかいうのがありますので、そこで今回の計画策定準備よりも、より具体的に話が進んでいくんじゃないだろうかという思いを述べました。

○委員（幸村香代子君） どちらにしてもですよ、判断をせないかん問題を抱えているでしょう、八代市はですよ。何かそれが、何も判断がされないまんまに、そういったふうな構想であるとか何かであるとかっていうことだけが既成事実のように積み上がっていけばですよ、その

積み上がった既成事実によって、ここが判断されるということになるので、そういった流れはよくないなというふうに思うんですよ。

もっと何か手前のところで、自分たちがどうか、八代市がどうするんだというふうなですね、判断をきちんと持たないと、本当にこのまんま流されていって、ああ、これがこうなったから、もうこうするしかないんですよというふうなですね、結果の持ち方は、私は検討の流れとしてはよくないというふうに思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

その八代市立病院のあり方につきましては、市立病院サイドでですね、トップも交えてですね、検討もしてあるはずですよ。している最中でもありますので、その流れで、近々といいますか、29年度に検討委員会なるものをですね、設置をして、検討に入るといようなことも聞いておりますので、そのところでですね、そこではもう八代市ですね、要するに設置者である八代市が主体的にですね、その市立病院のことを判断して結論を出してというふうなことは、当然行われるものだと考えております。

○委員（幸村香代子君） はい、今はっきりそんなふうにおっしゃったので、ぜひですね、それをやっぱりきちんとやらないといけないだろうというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（友枝和明君） 以上で、熊本県地域医療構想（案）の概要についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件及び陳情4件については、

なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午後５時５８分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２９年３月１６日

文教福祉委員会

委員長